

# 笛吹市地域防災計画 (素案)

令和5年12月

笛吹市防災会議



# 目次

第1章 総則 .....	1
第1節 計画の目的と編成 .....	1
第1 目的 .....	1
第2 構成 .....	1
第2節 防災計画の性格等 .....	3
第1 防災計画の性格 .....	3
第2 防災計画の運用 .....	3
第3 防災計画の推進対策 .....	3
第3節 防災の基本理念及び施策の概要 .....	5
第1 基本理念.....	5
第2 国土強靱化の基本目標を踏まえた防災対策の推進.....	5
第3 防災計画において重点を置くべき事項.....	6
第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	7
第1 防災関係機関の役割 .....	7
第2 処理すべき事務又は業務の大綱 .....	8
第5節 笛吹市の概況 .....	9
第1 自然的条件.....	9
第2 社会的条件.....	9
第3 過去の災害記録.....	12
第6節 被害想定.....	13
第1 風水害 .....	13
第2 地震災害、火山災害 .....	14
第3 その他災害.....	16
第2章 災害予防計画.....	17
第1節 地域の防災力を高める対策 .....	17
第1 防災知識の普及、教育計画 .....	17
第2 防災訓練.....	22
第3 自主防災組織活動支援.....	26
第4 災害ボランティアの育成強化 .....	28
第5 要配慮者対策の推進 .....	29
第2節 行政の災害対応能力を高める対策.....	38
第1 防災組織の充実 .....	38
第2 防災拠点の整備 .....	41
第3 情報通信システムの整備.....	43

第 4	防災施設及び防災資機材の整備及び拡充 .....	45
第 5	広域応援体制の整備 .....	48
第 3 節	災害別の予防対策 .....	49
第 1	風水害等災害予防 .....	49
第 2	雪害予防.....	55
第 3	火災予防.....	58
第 4	地震災害予防 .....	64
第 5	その他災害予防 .....	74
第 3 章	災害応急対策計画 .....	77
第 1 節	応急活動体制の確立 .....	77
第 1	風水害等の配備体制 .....	77
第 2	地震災害の配備体制 .....	88
第 3	その他の災害の配備体制.....	98
第 2 節	災害対応に係る調整 .....	108
第 1	情報収集・整理・伝達.....	108
第 2	広報・広聴.....	112
第 3	緊急輸送.....	115
第 4	応援要請・受援 .....	119
第 5	災害救助法の適用 .....	123
第 3 節	市民の生命を守るための対策 .....	124
第 1	避難 .....	124
第 2	消火、救急・救助 .....	128
第 3	医療救護.....	133
第 4	風水害応急対策 .....	136
第 5	地震災害応急対策 .....	140
第 6	雪害応急対策 .....	143
第 7	原子力災害応急対策 .....	146
第 4 節	市民の生活を守るための対策 .....	148
第 1	避難生活支援 .....	148
第 2	飲料水、食料、生活必需品の供給.....	152
第 3	行方不明者等の捜索及び死体の火葬.....	156
第 4	ライフラインの応急復旧.....	158
第 5	要配慮者支援 .....	163
第 6	防疫対策.....	165
第 5 節	早期復旧に向けた対策.....	166
第 1	住宅の確保.....	166
第 2	障害物等の除去 .....	168
第 3	災害廃棄物処理 .....	171

第4	災害ボランティア支援	173
第5	義援金品の募集、配分	174
第6	応急教育	175
第4章	災害復旧・復興計画	178
第1節	被災者の生活再建支援	178
第1	罹災証明書の発行	178
第2	生活資金等の支給、貸付	179
第3	税の減免	179
第4	住宅再建支援	180
第5	労働力確保対策	180
第6	日本郵政グループの災害時特別取扱内容の周知	180
第2節	企業等の再建支援	181
第1	農林業の再建支援	181
第2	商工業の再建支援	181
第3節	公共施設の災害復旧	183
第1	災害復旧に係る財政援助	183
第2	公共施設の復旧事業の推進	184
第3	災害復興	184



# 第1章 総則

## 第1節 計画の目的と編成

### 第1 目的

「笛吹市地域防災計画」（以下「防災計画」という。）は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、笛吹市防災会議が策定する計画であり、笛吹市、山梨県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が全機能を発揮して、本市の災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市の区域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

▶資料編参照：防災関係機関連絡先一覧 P資料1～4

### 第2 構成

この防災計画は、以下の本編、手法編及び資料編により構成する。

表 防災計画の構成

構成	記述内容
■本編 第1章 総則 第2章 災害予防計画 第3章 災害応急対策計画 第4章 災害復旧・復興計画	災害対策基本法に基づき、市の防災対策や災害応急対策について、基本的な事項を記載したもの
■手法編	市の災害応急対策の手順等を具体的に記載したもの
■資料編 資料集 関連計画集	様式、規則、条例、要綱、各種基準、データ、防災関連計画等

笛吹市



連携・協力

防災関係機関

県の機関	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 山梨県</li> <li>2 峡東建設事務所</li> <li>3 峡東農務事務所</li> <li>4 峡東保健福祉事務所（峡東保健所）</li> <li>5 笛吹警察署</li> </ol>
消防機関	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 笛吹市消防本部</li> <li>2 笛吹市消防団</li> </ol>
指定地方行政機関	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 関東農政局（山梨県拠点）</li> <li>2 関東森林管理局（山梨森林管理事務所）</li> <li>3 東京管区気象台（甲府地方気象台）</li> <li>4 山梨労働局（甲府労働基準監督署）</li> <li>5 関東地方整備局（甲府河川国道事務所）</li> </ol>
自衛隊	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 陸上自衛隊東部方面特科連隊</li> </ol>
指定公共機関	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 東日本旅客鉄道（株）（甲府地区センター）</li> <li>2 東海旅客鉄道（株）（静岡支社）</li> <li>3 東日本電信電話（株）（山梨支店）</li> <li>4 （株）NTTドコモ（山梨支店）</li> <li>5 日本赤十字社山梨県支部</li> <li>6 日本放送協会（甲府放送局）</li> <li>7 中日本高速道路（株）（八王子支社）</li> <li>8 日本通運（株）（山梨支店）</li> <li>9 東京電力パワーグリッド（株）（山梨総支社）</li> <li>10 日本郵便（株）（市内各郵便局）</li> </ol>
指定地方公共機関	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 （株）山梨放送</li> <li>2 （株）テレビ山梨</li> <li>3 （株）エフエム富士</li> <li>4 山梨交通（株）</li> <li>5 （一社）山梨県トラック協会</li> <li>6 （一社）日本コミュニティーガス協会関東支部山梨県部会</li> <li>7 （一社）山梨県LPガス協会</li> <li>8 （一社）山梨県医師会（笛吹市医師会）</li> </ol>
公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 笛吹農業協同組合</li> <li>2 中央森林組合</li> <li>3 笛吹市商工会</li> <li>4 病院等医療施設の管理者</li> <li>5 社会福祉施設の管理者</li> <li>6 学校施設の管理者</li> <li>7 公共施設等の管理者</li> <li>8 （公社）山梨県宅地建物取引業協会</li> <li>9 （公社）全日本不動産協会山梨県本部</li> <li>10 （公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会</li> <li>11 山梨県社会福祉協議会</li> <li>12 笛吹市社会福祉協議会</li> <li>13 山梨県ボランティア協会</li> </ol>

図 防災関係機関

## 第2節 防災計画の性格等

### 第1 防災計画の性格

この防災計画は、市及び防災関係機関の防災業務を明確にするとともに、これら関係機関相互の密接な連絡調整を図るために必要な基本的事項を示すものである。各部、各班が実施すべき活動に関するマニュアルは、それぞれの機関の果たすべき役割を踏まえつつ、別途関係部局室が定める。

### 第2 防災計画の運用

#### 1 防災計画の修正

防災計画は、社会情勢の変化等に応じて常に実情に沿ったものとするため、毎年検討を加え、必要があるときは笛吹市防災会議に諮り修正する。

市及び防災関係機関は、関係のある事項について、必要に応じて、防災計画の修正案を笛吹市防災会議に提出する。

また、防災計画を修正したときは、災害対策基本法第42条第5項の規定により、県知事に報告するとともに、その要旨を公表する。

#### 2 防災計画の習熟

市及び防災関係機関は、防災計画の遂行に当たって、責務が果たせるよう、平時から職員への研修や訓練を実施するとともに、市民に対して広報や啓発活動に努める。

#### 3 地区防災計画の運用

笛吹市防災会議は、必要があると認めるときは、行政区から提案を受け、防災計画に地区防災計画を位置づける。

地区防災計画を定めた行政区は、市に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案できる。

### 第3 防災計画の推進対策

#### 1 市職員への周知徹底等

市の防災危機管理課は、この防災計画を着実に推進するため、他課との連携、また他機関との連携を図りつつ、次の事項を実行する。

①職員初動マニュアル等の作成や防災訓練等を通じた防災計画の職員への周知徹

底

- ②防災対策、マニュアルの定期的な点検
- ③他課が策定する各種計画に対する防災の観点からのチェック
- ④市が実施すべき活動に関するマニュアル整備の促進

## 2 市民に対する防災意識の一層の高揚推進

この防災計画が効果的に推進されるためには、市職員のみならず、市民の防災に関する自覚と自発的協力を得ることが重要であり、市は、市民等の防災意識の高揚に一層努めるものとする。

## 3 階層的な防災の取組

防災拠点や防災組織等は、階層的に構築することが災害の防止に有効であるため、以下のような防災階層により災害に対する安全性の向上を図る。

なお、防災階層は、下位の防災階層で不足するものや不十分な点があるときは、上位の防災階層が補完する。

表 市の階層的な防災の取組

階層	主な取組機能
【行政区】	①安全な一時避難場所（集合場所）の設置 ②避難誘導や救助活動を担う自主防災組織の確立 ③避難生活に必要な水、食料等の最低限の物資の備蓄 ④救助に必要な防災資機材の整備
【全市】	①災害対策本部の設置 ②指定避難所の設置 ③福祉避難所（室）の設置 ④安全な指定緊急避難場所の設置 ⑤避難生活に必要な水、食料、生活必需品等の必要量の備蓄 ⑥医療救護所の設置 ⑦物資集積場所の設置 ⑧災害ボランティアセンターの設置 ⑨臨時ヘリポートの設置

## 第3節 防災の基本理念及び施策の概要

### 第1 基本理念

本市の災害対策は、災害対策基本法第2条の2に基づき、次の事項を基本理念とする。

- ①自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生したときに被害を最小化にとどめ、かつ、迅速な回復を図る。
- ②防災関係機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、市民が自ら行う防災活動、自主防災組織及び多様な主体が自発的に行う防災活動を促進する。
- ③災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図る。
- ④災害の発生直後、必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、市民の生命、身体及び財産を最優先に保護する。
- ⑤被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障がいの有無その他の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を支援する。
- ⑥災害が発生したときは、速やかに被災者を救助し、公共施設の復旧を図るとともに、災害からの復興を図る。

### 第2 国土強靱化の基本目標を踏まえた防災対策の推進

国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策や産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものである。

この防災計画で定める防災対策は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき作成された笛吹市国土強靱化地域計画の基本目標である次の内容を踏まえて、推進する。

- ①市民の生命の保護が最大限図られること
- ②市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

### 第3 防災計画において重点を置くべき事項

---

#### 1 行政区や事業者等との連携

市は、行政区や事業者等が一体となった防災対策を推進するため、防災計画への地区防災計画の位置づけと行政区との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図る。

#### 2 大規模広域災害への即応力の強化

市は、大規模広域災害にも対応し得る即応体制を構築するため、災害時における積極的な情報の「収集」「伝達」「共有体制の強化」、国や県、遠方に所在する市町村間の相互支援体制を構築するとともに、企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努める。

また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

#### 3 市民の円滑かつ安全な避難等

市は、市民の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップを作成し、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底を図る。

また、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令判断基準を明確化する。

さらに、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を作成する。

#### 4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援

市は、被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで、必要な支援を適切に提供する。

また、被災者が一定期間滞在する指定避難所の指定と周知、生活環境の確保、罹災証明書の発行体制の整備、被災者台帳の作成及び活用を図る。

#### 5 大規模災害からの円滑な復興

市は、大規模災害からの円滑な復興のため、復興計画の作成により、計画的な復興を図る。

#### 6 被災地への物資の円滑な供給

市は、被災地への円滑な物資供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難なときは、要請を待たずに必要な物資を送るなど、被災地に救援物資を確実に供給する体制を構築する。

## 第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

### 第1 防災関係機関の役割

#### 1 笛吹市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

#### 2 消防機関

市消防本部及び消防団は、業務の公共性又は公益性に基づき、防災活動を実施するとともに、市の行う防災諸活動に対し、それぞれの業務に応じて協力する。

#### 3 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その調整を行う。

#### 4 自衛隊

自衛隊は、その組織や装備、能力を生かして救助活動や復旧作業を行う。

#### 5 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と連携して防災活動を実施する。

また、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を行う。

#### 6 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性に鑑み、自ら防災活動を実施する。

また、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

## 7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急対策を実施する。

また、市及び県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

## 第2 処理すべき事務又は業務の大綱

---

市は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、行政区、事業所、企業等のほか、県、消防機関、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者と連携、協力して、地域防災活動を推進する。

なお、防災に関し、市を始めとする防災関係機関がそれぞれ処理すべき業務の大綱は資料編に示す。

▶資料編参照：防災関係機関連絡先一覧 P資料1～4

▶資料編参照：防災関係機関がそれぞれ処理すべき業務の大綱 P資料5～14

## 第5節 笛吹市の概況

### 第1 自然的条件

#### 1 位置、面積等

本市は、山梨県のほぼ中央に位置し、北は山梨市、甲州市、東は大月市、南は富士河口湖町、西は甲府市と接している。東西 18.8km、南北 21.7km、総面積は 201.92km<sup>2</sup> で、山梨県の面積の約 4.5% を占めている。

土地利用の状況は、宅地 15.97km<sup>2</sup> (7.9%)、農用地 32.66km<sup>2</sup> (16.2%)、森林等 118.21km<sup>2</sup> (58.5%) となっている。

#### 2 地勢

本市は、甲府盆地の中央部やや東寄りに位置し、盆地の北部や東部、南部の山岳丘陵地帯から流出する水系を集め、盆地中央部を西に向かって笛吹川が流れている。

笛吹川に向かって南北に流れる日川、金川、浅川、境川等の扇状地と盆地底部の沖積平地が広がり、山裾から平坦地にかけて果樹を主体とした農地が分布し、その背後には甲府盆地を構成する御坂山塊、その山間にほぼ東西に流れる芦川に沿って点在する集落、及び秩父山地の丘陵と急峻な山岳地帯が広がっている。

#### 3 地質

笛吹川周辺の平坦地には沖積層が分布している。一方、山地のほとんどは花崗閃緑岩や石英閃緑岩等からなり、風化が進み、地質は脆弱で、斜面の急傾斜と相まって、豪雨の際には斜面の崩壊、土石流等を起こしやすい。

#### 4 気候

本市の年間の平均気温は、15.1℃、年間降水量は概して少なく約 1,160mm である。

本市の気候は、盆地特有の内陸性気候で、夏は最高気温が 30℃ を超える蒸し暑い日が多く (8月の最高気温の平年値 33.0℃)、冬は最低気温が氷点下になる寒い日も多くあり (1月の最低気温の平年値 -2.1℃)、気温較差が大きいのが特徴である。

### 第2 社会的条件

#### 1 人口

本市の人口は、2005（平成 17）年（国勢調査）の 71,711 人をピークに減少に転じ、2020（令和 2）年（国勢調査）では 66,947 人となっている。

一方、世帯数は、増加傾向が続いており、2020（令和 2）年では 26,916 世帯となり、1995（平成 7）年の 21,035 世帯に比べ 25 年間で 5,881 世帯の増加となっている。

また、2005（平成 17）年に 20%を越えた高齢化率は、2020（令和 2）年には 30.4%に達しており、着実に高齢化が進んでいます。

表 人口や世帯数の推移

	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
総人口（人）	66,839	71,025	71,711	70,529	69,559	66,947
増加率（%）	7.2	6.3	1.0	-1.6	-1.4	-3.8
世帯数（世帯）	21,035	23,520	25,015	25,500	26,268	26,916
1 世帯当たりの人員（人）	3.18	3.02	2.87	2.77	2.65	2.49
年少人口（0-4 歳） （上段：人、下段：%）	10,924 (16.3)	11,366 (16.0)	10,966 (15.3)	9,960 (14.1)	8,720 (12.5)	7,915 (12.1)
生産年齢人口（15-64 歳） （上段：人、下段：%）	43,781 (65.5)	45,761 (64.4)	45,382 (63.3)	43,189 (61.2)	40,010 (57.5)	37,628 (57.5)
老年人口（65 歳以上） （上段：人、下段：%）	12,134 (18.2)	13,897 (19.6)	15,356 (21.4)	17,092 (24.2)	19,541 (28.1)	19,870 (30.4)

注）年齢不詳の人口を集計していないため総数と一部異なる場合がある。

出典：国勢調査

## 2 産業

### (1) 産業別就業人口

本市の産業別就業人口の構成比（2020（令和 2）年：国勢調査）は、第三次産業が半数を超え最も多くを占めており、第一次産業は、16.2%と、全国平均（3.5%）や県平均（6.7%）と比べ、大きな割合を占めており、農業は主要な産業の一つとなっている。

表 産業別就業人口の推移

	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
総人口（人）	66,839	71,025	71,711	70,529	69,559	66,947
就業人口（人）	37,311	38,975	38,036	34,088	35,536	35,265
第 1 次産業 （上段：人、下段：%）	8,800 (23.6)	8,154 (20.9)	7,439 (19.6)	5,855 (17.2)	6,172 (17.7)	5,536 (16.2)
第 2 次産業 （上段：人、下段：%）	9,384 (25.2)	9,681 (24.8)	8,719 (22.9)	7,517 (22.1)	7,489 (21.4)	7,318 (21.4)
第 3 次産業 （上段：人、下段：%）	19,127 (51.3)	21,140 (54.2)	21,878 (57.5)	20,716 (60.8)	21,256 (60.9)	21,419 (62.5)

注）分類不能の産業を集計していないため総数と一部異なる場合がある。

出典：国勢調査

## (2) 産業の主要指標

### ア 農業

農業については、総農家数は3,185戸であり、2000（平成12）年と比較すると約40%減少している。また、経営耕地面積は2,366haであり、2000（平成12）年と比較すると約30%減少している。

表 農業（総農家数、経営耕地面積）

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総農家数（戸）	5,258	4,793	4,528	4,060	3,185
経営耕地面積（ha）	3,255	2,957	2,839	2,552	2,366

出典：農林業センサス

### イ 製造業

製造業については、製造品出荷額等では約1,029億円で、主な業種は出荷額ベースで「食料品」「プラスチック製品」「金属製品」の順となっている。

表 製造業（事業所数、従業者数、製造品出荷額等）

	事業所数（所）	従業者数（人）	製造品出荷額等（百万円）
平成28年	101	4,109	102,599
平成29年	101	4,095	109,279
令和元年	101	4,084	102,872
令和2年	102	4,390	111,453
令和3年	101	3,798	102,868

出典：工業統計調査、経済センサス

### ウ 商業

商業については、年間商品販売額では約946億円で、うち小売業が約551億円、卸売業が約395億円であり、事業所数は519事業所、従業者数は3,997人となっている。

表 商業（事業所数、従業者数、年間商品販売額）

	事業所数（所）	従業者数（人）	年間商品販売額（百万円）	うち小売業（百万円）	うち卸売業（百万円）
平成24年	535	3,744	103,156	54,365	48,790
平成26年	543	3,692	112,637	63,509	49,127
平成28年	773	5,179	98,645	70,765	27,880
令和3年	519	3,997	94,614	55,134	39,480

出典：経済センサス

### エ 観光

観光についてしてみると、「石和温泉・果実郷周辺」には実人数で約200万人の観光客が訪れ、市内に宿泊する割合は、60%を超えている。

表 石和温泉、果実郷周辺の観光客の入り込み動向

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	前年比
総数	人数	1,970,384	1,069,260	1,383,569	1,953,183	+41.2%
日帰り客	人数	501,871	351,210	602,840	711,409	+18.0%
	日帰り率	25.5%	32.9%	43.6%	36.4%	—
宿泊客	人数	1,468,513	718,050	780,729	1,241,774	+59.1%
	宿泊率	74.5%	67.2%	56.4%	63.6%	—

出典：山梨県観光入込客統計調査、観光庁宿泊旅行統計調査

### 3 道路、交通体系

本市は、JR中央本線、中央自動車道や高速バス路線をはじめ、国道や県道などの幹線道路網が充実しており、広域的なアクセスに恵まれ、東京や長野方面だけでなく、富士北麓や秩父方面からも幹線道路が集まる交通の要衝となっている。

現在、新山梨環状道路（東部区間）の整備やリニア中央新幹線の開業に向けた事業が進められている。

### 第3 過去の災害記録

笛吹市における過去の主な災害及び県内で発生した過去の地震被害は、資料編に掲げるとおりである。

なお、今後も文献等により過去の災害被害記録の収集を行い、必要な記録を追加する。

▶資料編参照：過去の災害記録 P資料15～18

## 第6節 被害想定

### 第1 風水害

#### 1 水害

国土交通省及び県は、洪水予報指定河川及び水位周知河川に指定した河川について、河川が氾濫したときに浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域として指定し、公表している。

また、洪水予報河川及び水位周知河川に指定されていない中小河川についても、令和3年度の水防法の改正により、洪水浸水想定区域の指定対象河川が、住宅等の防護対象のある一・二級河川に拡大したことから、県では、調査を実施し、順次、洪水浸水想定区域を指定し、洪水浸水想定区域図を公表している。

この防災計画では、国及び県が指定する洪水浸水想定区域（想定最大規模）や家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸浸食）を浸水害時に被害を受ける地域と想定し、各種予防対策を講じる。

表 洪水浸水想定区域が指定されている河川

指定河川名	公表図面	作成主体	指定・公表年月日	根拠法令
富士川水系 笛吹川、日川	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大規模</li> <li>・浸水継続時間</li> <li>・計画規模</li> <li>・氾濫流</li> <li>・河岸浸食</li> </ul>	国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所	平成29年 3月21日	水防法第14条 第1項
富士川水系 平等川、境川	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大規模</li> <li>・浸水継続時間</li> <li>・計画規模</li> <li>・氾濫流</li> <li>・河岸浸食</li> </ul>	山梨県	平成29年 7月31日	水防法第14条 第1項
富士川水系 日川	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大規模</li> <li>・浸水継続時間</li> <li>・計画規模</li> <li>・氾濫流</li> <li>・河岸浸食</li> </ul>	山梨県	令和元年 6月24日	水防法第14条 第1項
富士川水系 相沢川、稲荷川、芋沢川、 大石川、小川沢川、蟹沢 川、金川、唐沢川、後藤沢 川、坂下川、渋川、下田 川、清水川、神座山川、田 草川、田垂川、達沢川、戸 倉川、馬場川、百田川、間 門川、御手洗川、南川、屋 敷入川、山宮川	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大規模</li> <li>・浸水継続時間</li> </ul>	山梨県	令和5年 3月23日	水防法第14条 第2項

## 2 土砂災害

県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）の規定に基づき、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域について、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域の指定を推進し、その区域等を公表している。

本市域には、土砂災害特別警戒区域は 182 箇所（土石流 75 箇所、急傾斜地の崩壊 107 箇所）、土砂災害警戒区域は 239 箇所（土石流 124 箇所、急傾斜地の崩壊 110 箇所、地すべり 5 箇所）指定されている。

この防災計画では、県が指定する土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域を風水害時に被害を受ける可能性がある地域と想定し、各種予防対策を講じる。

▶資料編参照：土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 P資料74

## 3 雪害

この防災計画の対象となる雪害は、平成 26 年 2 月 14 日から 15 日にかけて山梨県内を襲った記録的豪雪と同等の積雪を想定し、各種予防対策を講じる。

降雪状況等災害事象は、異常な降雪や積雪により、都市機能の阻害及び道路の通行止めや公共交通機関の運休等による交通路の途絶、停電、通信線の切断、雪崩等による家屋等の被災、さらには集落が孤立し長期化するときや被害が広範囲に及ぶおそれがあるときを想定する。

## 第2 地震災害、火山災害

---

### 1 地震災害

市は、大規模地震対策特別措置法に基づく「東海地震に係る地震防災対策強化地域」に指定されている。

また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。

なお、文部科学省地震調査研究推進本部は、南海トラフを震源とする地震発生確率は、30年以内に70から80%、50年以内に90%程度若しくはそれ以上と評価している。

市の地震発生時の被害は、令和5年5月に公表された山梨県地震被害想定調査報告書（以下、「県調査」という。）を参考に想定する。

県調査で示された各想定地震における本市の被害状況は資料編に示す。

▶資料編参照：山梨県地震被害想定調査結果（令和5年5月） P資料19～33

### **(1) 海溝型地震**

南海トラフを震源とする巨大地震（東海地震）が発生したときは、市で予想される最大震度は6強であり、市全域で震度6弱程度の揺れとなることが予想される。

なお、南海トラフを震源とする巨大地震が発生したときは、太平洋沿岸地域が甚大な被害を受けるため、本市は、全国からの応援は受けづらい状況が予想される。

### **(2) 活断層で発生する地震**

県調査で検討されている活断層地震のうち、本市域に最も大きな揺れをもたらすことが予想されているのは「曾根丘陵断層帯」を震源とする直下型地震である。

この場合、市で予想される最大震度は7であり、他の想定地震より多くの被害が発生すると予想される。

### **(3) 地震対策の方向性**

中央防災会議が策定する「防災基本計画」では、「国及び地方公共団体は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する」ことが示されている。

従って、地震災害は、曾根丘陵断層帯を震源とする地震が最大規模で発生したときの被害想定を目安として、対策を推進する。

## **2 火山災害**

本市は、活動火山対策特別措置法に基づく、「火山災害警戒地域」には指定されていない。

また、富士山火山防災対策協議会が令和3年3月に改定した富士山ハザードマップによれば、本市は、富士山噴火に伴う噴石、火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流等の噴火現象の影響は受けないことが想定されている。

ただし、降灰は全市域に広がり、多いところでは30cm以上となる可能性があることが想定されている。

本市では、降灰による何らかの健康被害が発生するおそれがあるほか、土石流などの二次災害、道路や鉄道等の交通機関、ライフラインへの影響が一定期間生じることや、火口から近い避難実施市町村の避難者の受入等の業務が発生することを想定する。

### 第3 その他災害

---

災害対策基本法では、風水害や地震災害等の異常な自然現象のほかにも、「大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」についても「災害」として定義している。

本市では、その他の災害として、突発重大事故（航空災害、鉄道災害、道路災害、特殊災害、大規模火災、林野火災、原子力災害）を計画対象とする。

また、同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下、「複合災害」という。）があることも想定する。

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 地域の防災力を高める対策

#### 第1 防災知識の普及、教育計画

担当部署	総務課、防災危機管理課、企画課、観光商工課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、消防本部
計画方針	市職員、市民、事業所等に対する防災知識の普及、啓発を図る。 この際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。 また、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や市民主体の取組を支援することにより、市全体としての防災意識の向上を図る。

##### 1 市職員に対する防災教育

市は、職員に対し、教育機関その他の関係する公私の団体に協力を求めるなどし、次により職員に対して防災知識の普及、教育を図る。

##### (1) 講習会、研修会の開催

学識経験者、防災関係機関の防災担当者等を講師とした講習会、研修会等を実施し、防災知識の普及徹底を図る。

また、各部、各課では、適宜研修会等を開き、災害時における業務内容、連絡方法等の認識を深める。

##### (2) 見学、現地調査

防災関係施設、防災関係研究機関等の見学及び災害危険地域等の現地調査を行い、現況の把握と対策の検討を行う。

##### (3) 職員初動マニュアル等の配布

災害時に職員が迅速かつ適切な行動がとれるよう、職員等に配布している「職員初動マニュアル」等を活用し、次の内容を含んだ教育研修を行い、災害時における職員各自の任務等の習熟を図る。

- ①災害に対する基礎知識
- ②職員が果たすべき役割（職員の初動体制と事務分掌等）
- ③災害の種類ごとの職員配備基準

#### ④市及び防災関係機関が実施する災害対策

### (4) 先進自治体等の研究、調査

防災対策の先進事例を行っている自治体、関係団体等の取組内容の研究、調査を行い、市の事業への反映について検討する。

## 2 市民に対する防災知識の普及

市は、市民が防災週間や防災訓練等を通じて、災害発生時に的確な判断に基づいた行動がとれるよう、より具体的な手法によって、実践的な教育や防災知識の普及、教育を図る。

また、東日本旅客鉄道(株)、東日本電信電話(株)、中日本高速道路(株)、東京電力パワーグリッド(株)、ガス会社等の防災関係機関は、それぞれの防災対策及び利用者のとるべき措置等について、防災知識の普及を図る。

### (1) 普及の方法

市は、概ね次の方法で防災知識の普及を図る。

なお、水害に関しては、市民に対し水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立ち退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立ち退き避難を求めるなど、その危険性を周知し、特に気候変動等の影響により今後ますます水害リスクが増加する傾向にあることに鑑み、市民が水害リスクに向き合い被害を軽減する契機となるよう努める。

また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（市社会福祉協議会、地域包括支援センター、ケアマネージャー等）の連携により、要配慮者の避難行動に対する理解の促進を図るとともに、警戒レベルと避難情報を提供することなどを通じて、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

さらに、地震災害に関しては、地震発生時の出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動などについて、より具体的な手法によって、実践的な教育や防災知識の普及を図る。

- ①「広報ふえふき」の活用
- ②市ホームページの活用
- ③社会教育の場の活用
- ④県立防災安全センターの活用
- ⑤ハザードマップなど、防災関係資料の作成、配布
- ⑥防災ビデオ等の貸出し
- ⑦講習会等の開催、自主防災組織に対する指導
- ⑧ソーシャルネットワークサービスを利用した防災・気象情報の配信
- ⑨水害、土砂災害、防災気象情報に関する専門家の活用

## (2) 普及内容

市及び防災関係機関は、概ね次の防災知識の普及に努める。

- ①防災に関する一般的知識
- ②非常食料等の備蓄
- ③非常持出品の準備
- ④災害危険箇所、指定避難所の周知
- ⑤避難方法及び避難時の心得
- ⑥建築物の点検及び補強方法
- ⑦災害発生時の心得
- ⑧火災発生防止及び初期消火の心得
- ⑨救助及び救護の方法
- ⑩気象、災害発生原因等（大雨、台風、噴火等）に関する知識
- ⑪災害用伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識
- ⑫過去の災害に係る教訓
- ⑬過去の市内の中小河川、農業用水路等の浸水被害
- ⑭東海地震、南海トラフ地震及び地震に関する基礎知識
- ⑮危険地域及び避難方法や避難生活に関する知識
- ⑯東海地震に関連する情報、警戒宣言、南海トラフ地震に関連する情報の性格及び情報の正確な入手方法
- ⑰地震発生時の出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動
- ⑱防災関係機関が講じる地震防災応急対策の概要
- ⑲住宅の耐震診断と補強、応急手当て、家具の固定、火災予防、非常持出品の準備等、平時における準備
- ⑳緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得

## 3 学校教育における防災教育

市は、幼児、児童、生徒の発達段階に即して、災害に関する過去の教訓を生かした実践的な防災教育を実施するとともに、関係職員に対して災害発生時の避難、保護者等への引渡等について、防災知識の普及を図る。

### (1) 教育課程内の指導

災害の種類、原因、実態、避難方法や災害への対策等、防災関係の事項をとりあげる。

## **(2) 防災訓練**

学校行事等の一環として実施し、消火等の実践活動、各種災害に応じた避難行動等について習得させる。

## **(3) 課外活動における防災教育**

防災関係機関、施設及び各種催し等の見学を行う。

## **4 社会教育における防災教育**

市は、市民講座等において、その学習内容に防災教育を組み入れ、これの徹底を図る。具体的な教育内容としては、防災に関する一般的知識、災害時にとるべき措置、集団行動時の心得、要配慮者へのサポート等について、防災関係機関や施設等の見学、パンフレットの配布、映画、テレビ、体験談等を教材として習得させるものとする。

## **5 防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育**

市は、防災関係機関と協力して、危険物を有する施設や防災上重要な施設の管理者に対して災害時の防災教育を実施する。

## **6 県立防災安全センターによる防災知識の普及**

市は、市職員だけでなく、児童・生徒等の課外活動にも県立防災安全センターを活用し、また市民に対しても当該施設の周知、利用を促進し、防災知識の普及を図る。

## **7 企業防災の促進**

市は、県と連携して、企業の防災意識の高揚を図るため、様々な機会を捉え企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動へ積極的に参加するなどの普及啓発、協力要請を行う。

また、企業の事業継続計画（BCP）策定や事業継続マネジメント（BCM）構築に必要な情報提供等の支援に努める。

市及び商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

また、企業防災に資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るなど、企業の防災力向上の促進を図る。

- ①災害発生時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献、男女共同参画の視点を重視した対応等）を十分認識して、自ら自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。
- ②災害発生時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備及び防災訓練等の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検と見直し、燃料や電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等、事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。
- ③豪雨や暴風などで屋外での移動が危険な状況であるときは、従業員等が屋外を移動することのないよう指導する。また、避難時の混雑や混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。
- ④特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、関係機関との協定の締結や防災訓練の実施等の災害対応力の強化に努める。

## 8 観光客等への情報発信の検討

本市は、観光客の訪問が多い地域であるため、観光客に対して、本市で起こりうる災害や指定避難所及び避難経路等に関する情報発信について、検討を行う。

## 9 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査結果や映像を含めた各種資料を広く収集整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

## 第2 防災訓練

担当部署	防災危機管理課、環境推進課、健康づくり課、消防本部
計画方針	<p>複合的な災害を視野に入れ、災害発生時等に効果的な防災活動が実施できるよう各種訓練を実施する。</p> <p>また、訓練の実施に当たっては、要配慮者に十分配慮し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。</p> <p>さらに、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。</p> <p>なお、訓練後には事後評価を行い、課題を明らかにするとともに、必要に応じて改善を行う。</p>

### 1 総合防災訓練

市は、防災関係機関等と連携し、学校、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園その他関係団体及び市民の協力を得て、災害発生時における各種応急対策等の総合防災訓練を年1回、次により実施する。

#### (1) 実施時期

「防災週間」の間又は最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

#### (2) 実施内容

関係機関との協議により、その都度実施要綱を定めて実施する。

なお、できるだけ多くの機関が参加する訓練とする。

#### (3) 訓練重点事項

非常参集、情報通信連絡、災害対策本部設置・運営、避難、救出・救護、消防、水防、救援物資輸送・調達、防疫、給水、応急復旧、炊き出し、避難所開設等

### 2 非常通信訓練

市は、非常災害時における有線通信の途絶等の事態に備え、非常通信の円滑な運用を図るため、次により非常通信訓練を実施する。

#### (1) 参加機関

笛吹市、笛吹市消防本部、市民（自主防災組織）、行政区、笛吹市消防団

## **（２）実施時期及び実施方法**

関係機関との協議によりその都度定める。

## **３ 避難訓練**

学校、医療機関、工場、事業所、百貨店、スーパーマーケットその他消防法による防火対象物の管理者は、避難訓練を行い、人命、身体を災害から保護するように努める。

また、防火管理者を置く必要のない施設の管理者も前記に準じて避難訓練を行う。

このとき、外国人、観光客、障がい者などの要配慮者に対しても、必要な対策を講ずるよう努め、男女共同参画についても留意する。

なお、学校等（保育所、幼保連携型認定こども園を含む。）では、次のことに留意する。

- ①災害の種類や規模、発生時間など、様々な場面を想定し、地域の自主防災組織等と連携するなどして訓練を実施する。
- ②実施の回数は、年間を通じて季節や他の安全指導との関連及び生徒等の実態を考慮して決定する。
- ③人命、身体の安全の確保を基本とする。

## **４ 防疫訓練**

### **（１）職員の訓練**

常に防疫作業の修習を図るとともに、随時防疫演習を行う。

### **（２）機材器具等の整備**

必要な器具、機材等は計画的に整備し、随時点検を行い、いつでも使用できるよう保管する。

## **５ 消防訓練**

消防機関は、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じて消防機関相互の合同訓練を行い、また他の避難訓練と併行して行う。

### **（１）実施時期**

火災の起こりやすい季節の前又は訓練効果のある適当な時期に実施する。

## (2) 実施場所

火災のおそれのある地域又は訓練効果のある適当な場所を選んで行う。

## (3) 実施方法

あらかじめ作成された火災想定により、訓練場所に最も適した消火活動その他関連活動を実施する。

## 6 水防訓練

市は、水防活動の円滑な遂行を図るため、年1回以上、市内の水防及び消防機関関係者を動員し、水防訓練を行う。

### (1) 実施時期

洪水が予想される時期前で、訓練効果の最もある時期を選んで実施する。

### (2) 実施場所

洪水のおそれのある河川危険箇所を選んで実施する。

### (3) 演習要領

市の演習要領は、水防本部長（市長）が定める。

## 7 機関別訓練例

地域防災力の向上を図るため、防災関係機関や団体等は、次のような防災訓練を定期的実施する。また、市が実施する防災訓練について積極的に参加する。

機関名	訓練内容
自主防災組織	①避難訓練 ②消火訓練（消火器、可搬ポンプ、消火栓の取扱） ③起震車による震度体験訓練 ④救急救命訓練 ⑤情報伝達訓練 ⑥炊き出し訓練 ⑦避難所開設・運営訓練 ⑧避難行動要支援者の避難、誘導、搬送、保護訓練
社会福祉協議会	①災害ボランティアセンター設置訓練 ②福祉避難所開設・運営訓練
事業所	①情報収集・伝達訓練 ②営業停止周知訓練 ③避難訓練

機関名	訓練内容
	④自主防災組織との協働（支援）訓練
医療機関	①避難誘導訓練 ②消火訓練 ③傷病者の受入及び選別等、医療機能の確保及び復旧訓練
施設	①避難誘導訓練 ②消火訓練 ③避難所対応訓練（避難所に指定されている施設）
学校	①避難訓練 ②関係機関への伝達訓練 ③保護者への引渡訓練 ④引渡ができない児童生徒の保護訓練 ⑤自主防災組織と一体の避難所開設訓練
幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園	①避難訓練 ②関係機関への伝達訓練 ③保護者への引渡訓練
土砂災害警戒区域内の地域住民	①避難訓練

## 8 訓練後の検証

防災訓練実施後には、訓練の検証を行う検討会を開き、訓練状況の確認、問題等の洗い出しを行い、必要により計画や活動体制の見直しを行う。

### 第3 自主防災組織活動支援

担当部署	防災危機管理課、市民活動支援課、各支所
計画方針	<p>市は、市民に防災知識の普及を図るとともに、初期消火、負傷者の救出救護、避難支援等災害時に活動する自主防災組織の育成強化に努める。</p> <p>自主防災組織は、地域防災リーダーを中心に、自主防災活動を行い、地域の防災力の向上を図る。</p> <p>また、市民は、積極的に地域の自主防災組織の活動に参加し、協力体制の構築に努める。</p>

#### 1 自主防災組織の活動

自主防災組織は、平時から、地区防災計画の作成、防災知識の普及、地域の災害危険箇所の把握、防災訓練の実施、火気使用設備器具等の点検、防災用資機材の整備及び備蓄等に努める。

なお、自主防災組織は、行政区等を母体として組織し、地域の実情に応じて編成するが、概ね次のとおりとする。

また、自主防災組織への女性の参画促進に努める。

会長	総務班	全体調整、他機関との連絡調整、被害や避難状況の全体把握
	連絡班	正しい情報の収集、伝達 ボランティアに対する被災地のニーズの把握
	消火班	火気の使用禁止、出火状況に応じた迅速な消火
	救出・救護班	資機材を活用し、被災者の救出
	避難誘導班	危険箇所を避けて避難場所への迅速、安全な避難誘導
	給食・給水班	飲料水、非常食料の確保、炊き出し
	避難所運営班	避難所の運営

#### 2 市の活動支援

市は、県と連携し、概ね次のとおり自主防災組織の活動支援を行う。

- ①自主防災組織の育成強化を図り、消防団とこれらの組織との連携などを通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。
- ②資格取得講座への参加を支援することにより、地域における防災啓発活動や市

民主体の防災対策を積極的に推進できる人材を養成するとともに、地域住民が地域の防災訓練など防災活動に参加するように促す。

- ③衛生や育児・介護のニーズ、プライバシーの問題等にきめ細かに対応していく必要があるため、女性の積極的な参画を進める。
- ④平時から女性の避難所運営リーダーを育成し、女性の視点から、避難所の運営に必要な設備等を事前に検討するとともに、災害時にも避難所運営において、指導力が発揮できるように努める。
- ⑤自主防災組織未整備地域に対し、組織化の推進を図る。
- ⑥防災資機材等の配備についても計画的に推進し、自主防災組織の育成強化に努める。
- ⑦それぞれの行政区等の実情に応じて、自発的に行われる防災活動に関して規定された「地区防災計画」の作成が進められるように、支援及び助言する。
- ⑧マイ・タイムライン作成に関するパンフレットを作成、配布するなど、市民の適切な避難行動に関する普及啓発に努める。

### 3 事業所等の果たすべき役割

事業所及び施設を管理し、又は運営する者（以下「事業所」という。）は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害を拡大することのないよう的確な防災活動を行う。

そのために、自衛消防隊等の防災組織を組織し、事業所内における安全確保対策や緊急出動体制の構築等のほか、地域の一員として平素から地域の自主防災組織とともに密接な連携を図り、合同の防災訓練を実施するなど当該地域の防災力の強化に努める。

事業所における自主防災活動は、概ね次のとおりである。

- ①防災訓練の実施
- ②火災その他災害予防対策
- ③従業員等の防災教育
- ④情報の収集、伝達体制の確立
- ⑤施設及び設備の耐震性の確保
- ⑥避難対策の確立
- ⑦飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
- ⑧市の防災活動への協力

## 第4 災害ボランティアの育成強化

担当部署	市民活動支援課
計画方針	県、山梨県社会福祉協議会（以下、「県社会福祉協議会」という。）、笛吹市社会福祉協議会（以下、「市社会福祉協議会」という。）、ボランティアグループ等と連携して、災害ボランティアに関する啓発や必要な環境整備に努める。

### 1 災害ボランティアの登録

市社会福祉協議会は、災害ボランティアの事前登録を推進し、市と災害ボランティアの登録情報を共有する。

### 2 災害ボランティアの育成

市は、市社会福祉協議会と連携して、地域のボランティア団体等の組織化を推進し、その連絡会等を通じて地域の防災に関する知識の普及、啓発を図り、災害支援の意識を高める。

また、市社会福祉協議会は、中核となる災害ボランティアリーダーや災害時のボランティアの需給調整、活動調整及び関係機関との連絡調整を行うボランティアコーディネーターの養成に努める。

### 3 災害ボランティアセンターの設置準備

笛吹市災害ボランティアセンターは、市災害対策本部と市社会福祉協議会が協議して設置することとし、市社会福祉協議会が事務局となり、笛吹市災害ボランティアセンターを運営する。

なお、災害ボランティアセンターは、被災地内外からボランティアを受け入れ、被災地のニーズとボランティアを結び付けることを目的として設置する。

市社会福祉協議会は、関係ボランティアグループ等と協働し、ネットワークの構築や実効性ある災害ボランティアセンターの運営が行われるように備える。

また、市と連携して、災害ボランティアセンター設置運営等の実施に努める。

### 4 災害ボランティアの活動分野

災害時に災害ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

①災害・安否情報等の収集、伝達	②要配慮者への支援及びその介助
③清掃（家の片づけ、ごみの運搬等）	④避難所管理、運営（炊き出し等）
⑤救援物資の仕分け及び配布	⑥応急救護活動
⑦保健医療活動	⑧外国人への通訳
⑨物資等の輸送	⑩水害時の泥だし
⑪暮らしの支援（買い物、家事、ペットの世話、話し相手、託児代行）	⑫暮らしの再建のための専門家の相談会
	⑬復興期における地域おこしのお手伝い

## 第5 要配慮者対策の推進

担当部署	防災危機管理課、市民活動支援課、福祉総務課、障害福祉課、生活援護課、介護保険課、長寿支援課、健康づくり課、子育て支援課、保育課、観光商工課、学校教育課
計画方針	県と連携して、避難行動要支援者名簿の作成や個別避難計画の作成を推進するほか、高齢者、障がい者等の要配慮者対策、観光客及び在住外国人対策、社会福祉施設における災害対策、乳幼児、児童・生徒等保護対策等の要配慮者対策を推進する。

### 1 避難行動要支援者名簿の作成等

市は、高齢者、障がい者等の状況を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、市民や自主防災組織と協力しながら避難行動要支援者の支援体制を整備するなど、自力で避難することが困難な要配慮者の安全確保に努める。

また、国（内閣府等）が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月改定版）に示される、「地域防災計画において定める必須事項」は、概ね以下のとおり。

#### （1）避難行動要支援者名簿等の作成

災害対策基本法第49条の10に基づき、避難行動要支援者名簿を作成する。

#### （2）避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

災害対策基本法第49条の10第1項に定める避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、次のとおりとする。

##### ア 要介護1～5の認定者

##### イ 身体障害者手帳1、2級を有する者で、以下の障害に該当する者

- ①視覚
- ②聴覚
- ③平衡
- ④音声、言語、咀嚼
- ⑤肢体

##### ウ 身体障害者手帳1級を有する者で、以下の障害に該当する者

- ①腎臓（透析患者）

##### エ 療育手帳を有する者で、以下の区分に該当する者

- ①療育手帳 A-1
- ②療育手帳 A-2a
- ③療育手帳 A-2b

④療育手帳 A-3

- オ 精神障害者保健福祉手帳 1、2 級を有する者で単身世帯の者  
カ ア～オ以外で行政区が支援の必要を認めた者  
キ ア～オ以外で市長が支援の必要を認めた者

### (3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者に該当する者について、市の関係部局で把握している高齢者や障がい者等の情報を集約するとともに、避難行動要支援者名簿への掲載を求める者は、避難支援等関係者と協議し、その情報を入手する。

また、必要に応じて、関係都道府県等に情報の提供を求める。

避難行動要支援者名簿には、次の情報を記載する。

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所又は居所
- ⑤電話番号その他の連絡先
- ⑥避難支援等を必要とする事由
- ⑦その他、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

### (4) 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者名簿について、原則として、定期的に更新する。

更新は、新たに市に転入してきた避難行動要支援者に該当する者や新たに避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲に該当となった者を追加するとともに、避難行動要支援者の転居や死亡等による住民登録の変更や、社会福祉施設への長期間の入所等が確認された者を削除する等、登載情報を定期的に更新する。

### (5) 避難支援等関係者となる者

災害対策基本法第 49 条の 11 第 2 項に定める、災害時の発生に備え、避難行動要支援者名簿を提供する避難支援等関係者は、次に掲げる者とする。

なお、名簿の提供に当たっては、本人の同意を得ることとし、得られないときには、提供を行わないこととする。

ただし、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときにおいて、避難行動要支援者の生命や身体を保護するために特に必要があるときは、本人の同意の有無に関わらず、次の避難支援等関係者に名簿を提供する。

- ①笛吹市消防本部
- ②山梨県警察本部（笛吹警察署）

- ③笛吹市民生委員・児童委員
- ④笛吹市社会福祉協議会
- ⑤行政区役員（自主防災組織）
- ⑥その他市長が認める者

## **（６）名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び講ずる措置**

名簿情報の管理において、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、次の措置を講ずる。

- ①避難行動要支援者名簿の提供は、避難支援等関係者に対し、災害対策基本法に基づき守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- ②避難行動要支援者名簿は必要以上に複製せず、施錠可能な場所に保管するなど、避難支援等関係者に対し、情報セキュリティに関する指導を十分に行う。
- ③避難行動要支援者名簿を提供する際には、原則として、担当する地域の避難支援等関係者に限り提供することとし、別の地域の名簿は提供しない。
- ④避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。
- ⑤更新した避難行動要支援者名簿を提供するときは、古い避難行動要支援者名簿を返却するよう指導する。

## **（７）避難行動要支援者が円滑に避難するための通知又は警告への配慮**

避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、次のとおり配慮する。

- ①高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、必要な情報を一人ひとりに的確に伝達する。
- ②日常的に使用している機器等への災害情報の伝達を活用するなど、避難行動要支援者に合わせた多様な情報伝達手段を活用する。

## **（８）避難支援等関係者の安全確保**

名簿配布者には、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義等を説明するとともに、避難支援等関係者等の安全確保にも理解を得られるよう、平時から、説明を行う。

避難支援等関係者は、避難行動要支援者の救助に際し、自身の生命が危険にさらされることがないように、市域のルールづくりを促進する。

## 2 高齢者、障がい者等の要配慮者対策

国（内閣府等）が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月改定版）等に基づき、市は、「要配慮者支援マニュアル」（行動計画）を作成し、特に次の点に重点を置いた要配慮者対策に取り組む。

### （1）要配慮者の生活支援等を行う人材の育成

- ①要配慮者の避難支援業務を実施するため、庁内に福祉部を中心とした要配慮者支援組織を構築する。
- ②出前講座等市民参加型の防災学習会を開催し、市民の意識啓発と併せ、自主防災リーダー等の人材育成を推進する。なお、その際には女性の参画の促進に努める。
- ③自主防災組織は、自主防災活動や災害時に障がい者等の救援を担う人材を育成するほか、地域の防災活動を継続的に担う適任者（防災専門員）を選任し、組織内での位置づけを確立し、その活用を図る。
- ④笛吹市社会福祉協議会と連携し、地域ぐるみの要配慮者支援体制を構築し、定期的な検討会、研修会、啓発活動等を行う。
- ⑤地区防災計画策定時の防災マップづくりを通じて、災害危険箇所等のほか要配慮者を把握し、また支援員が高齢者や障がい者等を避難誘導する防災訓練を繰り返し実施する。

### （2）プライバシー保護に配慮した避難行動要支援者把握と避難誘導體制の確立

- ①関係機関共有方式、同意方式、手上げ方式により保健福祉部が主導して避難行動要支援者を把握する。
- ②個々の避難行動要支援者に複数の支援員を配置し、地域の実情に合わせた個別避難計画を作成する。なお、関係部局の連携の下、福祉専門職、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、優先度の高い避難行動要支援者から、個別避難計画を作成するよう努める。
- ③個別避難計画は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じたときにおいても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。
- ④直接本人に伝える情報伝達体制を構築する。
- ⑤市長の判断で出す「高齢者等避難」発令時に、健常者に先がけて避難行動要支援者を安全な場所に早期に避難誘導する仕組みづくりを推進する。
- ⑥個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定めるときは、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容

を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

- ⑦避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意があるときには、避難支援等に携わる関係者に対し、あらかじめ個別避難計画を提供する。
- ⑧多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の構築、避難支援や安否確認体制の整備、避難訓練の実施等に努める。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。
- ⑨個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議や調整その他の避難支援体制の整備などを推進する。

### **(3) 支援が必要な要配慮者のための福祉避難所の確保**

- ①指定福祉避難所を指定するときは、施設名称、所在地を公示し、さらに、受入れる被災者を特定するときは、その旨を公示する。
- ②要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受ける体制を整備する。
- ③民間の社会福祉施設等との協定締結、連携体制の強化を図る。
- ④大規模災害に対応できるよう、県内の他市町村や、県を通じて他都道府県に所在する社会福祉施設等との協定締結に努めるなど、広域的な連携体制の強化を図る。
- ⑤ニーズに応じた必要数の充足に努める。
- ⑥状況によって、指定避難所の一室又は一画を要配慮者用の福祉避難室として開設できるよう、避難所開設・運営マニュアルを作成しておく。
- ⑦被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所を確保する。
- ⑧福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

▶資料編参照：福祉避難所一覧 P資料41

### **(4) 緊急通報システム（ふれあいペンダント）の活用**

市は、65歳以上の虚弱な一人暮らしの高齢者及び65歳以上の高齢者夫婦世帯でいずれかが虚弱な者である世帯等に対して、急病や災害の緊急時に迅速かつ適切に対応するため、緊急通報システム（ふれあいペンダント）を設置している。

災害時に的確かつ迅速な救助活動等が行えるよう、引き続き市民に対して当該システムの周知を図り、普及させるとともに、支援者の確保のほか、災害時に地域住民等の協力を得られるよう、平素から連携に努める。

## **(5) 防災知識の普及啓発と地域援助体制の確立**

市は、在宅高齢者、障がい者等に地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけるとともに、県が作成した「障害者と高齢者のための災害時支援マニュアル」等を活用し、災害に対する基礎的知識等の普及啓発に努める。

なお、啓発資料の作成に当たっては、点字資料の作成など障がい者への啓発に十分配慮する。

また、訓練等を通じて地域の自主防災組織が援助すべき世帯等をあらかじめ明確にしておくとともに、移動等が困難な障がい者等は、防災情報の伝達、介助体制の確立に努め、地域住民に対し、避難所における要配慮者支援への理解の促進を図る。

## **(6) 指定避難所における対応**

市は、指定避難所を中心に被災者の健康維持に必要な措置を行う。

特に、高齢者、障がい者等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて、福祉避難所への移送や社会福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、手話通訳者、ガイドヘルパー、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

また、指定避難所において、次の点に留意して要配慮者専用スペースの確保を図る。

- ① 静かでケアのしやすい場所
- ② トイレ、出口等に近い場所
- ③ 1階等階段を使用する必要のない場所

## **(7) 被災者への情報伝達体制の構築**

市は、被災者のニーズを十分把握し、被害及び二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや公共交通の復旧状況と公共施設の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、各防災関係機関が講じている応急対策に関する情報、交通規制など、被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供できるよう、平素から情報伝達体制の構築等に努める。

## **(8) 応急仮設住宅設置時における対応**

市は、高齢者、障がい者に配慮した応急仮設住宅の設置、確保に努める。

## **3 観光客及び在住外国人対策**

市は、土地勘のない観光客や、災害に対して知識が乏しく、かつ、日本語の理解も十分でない外国人に対しては、平時から防災パンフレットの配布等基礎的防

災情報の提供等、防災知識の普及を図るとともに、災害時は分かりやすい情報提供を行う。

また、石和温泉駅、観光施設、宿泊施設、旅館組合、観光協会等と災害情報の伝達や被災情報の収集及び災害時の協力体制の確立を図る。

さらに、被災外国人に適切に対応できるよう、通訳ボランティアの確保を図るとともに、対応マニュアル等の整備を図る。

#### **4 社会福祉施設における災害対策の推進**

各社会福祉施設管理者は、行動等が不自由な施設利用者のため、次の対策を講ずるよう努める。

また、市及び消防本部は、予防査察等の機会を利用して、社会福祉施設管理者が行う対策について指導する。

##### **(1) 防災設備等の整備**

###### **ア 施設の耐震性の確保等**

社会福祉施設管理者は、地震発生時等における施設の安全を確保するため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行う。

老朽程度が著しい施設は、耐震、耐火構造による改築等施設の整備を行う。

###### **イ 施設の整備**

災害時に迅速な避難等ができるよう、施設の出入口付近等はスロープ化するなど段差解消に努める。

###### **ウ 防災設備等の整備**

電気、水道等の供給停止に備え、要配慮者の実情等に応じた非常食料等の備蓄を3日分程度行う。

また、施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備を行う。

##### **(2) 防災体制の整備**

###### **ア 災害時の体制づくり**

社会福祉施設管理者は、災害発生の予防や、災害発生時の迅速かつ的確な対応のため、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制、保護者への連絡方法及び引渡方法等を明確にする。

特に、夜間は悪条件が重なることから、あらかじめ消防機関への通報体制や避難誘導體制等を十分検討する。

###### **イ 平時の体制づくり**

社会福祉施設管理者は、市との連携の下、地域住民や自主防災組織、ボランティア組織と平時から連携を図り、施設利用者の実態に応じた協力が得られるよう、災害時の体制づくりに努める。

### **(3) 防災教育、防災訓練の実施**

#### **ア 防災教育の実施**

社会福祉施設管理者は、施設の職員や利用者が、災害等に対する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

#### **イ 防災訓練の実施**

社会福祉施設管理者は、施設の構造や施設利用者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施するとともに、地域住民との協力体制が構築できるよう、各行政区で行われる防災訓練に積極的に参加する。

## **5 乳幼児、児童・生徒等保護対策**

学校等（保育所、幼保連携型認定こども園を含む。）の管理者は、災害の発生に備え、平時から通学路等の安全性の確認を行うとともに、対策本部の設置基準、応急対策に関する実施責任者、教職員等の任務分担等の応急活動体制をあらかじめ明確にする。

また、管理者は、幼児、児童・生徒に対して防災教育の実施に努めるものとする。

### **(1) 応急活動体制**

#### **ア 災害発生時の行動マニュアル**

災害の種類ごとに時間経過又は警戒レベルに応じた教職員及び幼児、児童・生徒のとるべき行動をマニュアル化し、教職員及び幼児、児童・生徒の生命や身体の安全を確保する。

#### **イ 学校の災害対策組織**

多様な災害に適切に対処できるよう、防災体制及び組織の整備に努める。

また、勤務時間外の災害発生を想定し、初動体制が円滑に機能できるよう、あらかじめ災害対策応急要員を指名する。

さらに、電話回線の途絶等を想定し、保護者、教育委員会、防災関係機関等との多様な連絡方法の整備に努める。

#### **ウ 幼児、児童・生徒の安全対策**

在校時、通学時など発生時間ごとの避難方法の教育や教職員の行動や対策をあらかじめ明らかにし、防災訓練や職員の研修等を通じて安全対策の周知徹底を図る。

#### **エ 教育活動の再開に向けて**

学校施設の被災状況を速やかに把握するとともに、幼児、児童・生徒及び教職員の安否確認を行い、早期に教育活動が再開できるよう努める。

#### **オ 避難所としての学校の対応のあり方**

学校を避難所として開設するときは、教職員が重要な役割を担うとともに、その運営についても支援する必要があることから、市及び市教育委員会、避難所運営委員会と連携して、避難所開設マニュアル、避難所運営マニュアルを整備するなど、避難所運営組織の運営が円滑に機能するよう体制づくりに努める。

## **(2) 防災教育**

### **ア 幼児、児童・生徒に対する防災教育の基本的な考え方**

防災教育の一環として、状況に応じた的確な判断と行動ができるよう、発生時間や災害の種類、規模等多様な想定に基づく防災・避難訓練を実施する。

### **イ 防災に関する教職員の研修のあり方**

災害及び防災に関する専門的知識の習得及び機能の向上を図るため、防災に関する研修を校内研修として位置づける。

### **ウ 防災教育における指導内容の概要**

- ①各教科、領域等に関連する防災教育
- ②ボランティア活動の進め方
- ③応急救護、看護の実践的学習
- ④防災訓練のあり方
- ⑤地域への理解、家庭や地域との連携

## 第2節 行政の災害対応能力を高める対策

### 第1 防災組織の充実

担当部署	防災危機管理課
計画方針	災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに、災害対策に関する活動を円滑に実施するため、市の防災組織をあらかじめ整備し、平時から、国、県及び防災関係機関と連携を図る。

#### 1 市の防災組織の整備

市は、次のとおり防災組織を整備するとともに、職員の参集体制の整備や防災関係機関との連携強化等を推進する。

##### (1) 笛吹市防災会議の設置

笛吹市防災会議は、災害対策基本法第16条に基づき設置する。

防災会議の所掌事務、組織等は、笛吹市防災会議条例に基づく。

- ▶資料編参照：笛吹市防災会議条例 P資料34
- ▶資料編参照：笛吹市防災会議委員名簿 P資料34

##### (2) 市の防災体制の整備

災害の発生状況等に応じて、災害警戒本部（水防本部、地震災害警戒本部等）又は災害対策本部を設置する。

なお、市の組織、通常業務との関係を十分考慮し、災害警戒本部又は災害対策本部の組織及び事務分掌は、毎年検討を加え、必要があるときは修正する。

また、夜間や休日等、通常勤務時間以外に災害が発生したときの非常参集に備えて、通常時と非常時の職員連絡システムをあらかじめ定め、全職員に周知徹底を図る。

##### (3) 応急体制の整備

災害対策本部は、多岐にわたる災害対応を全庁的に統轄し、情報の収集、分析、整理、共有、意思決定等を行うため、災害対策本部会議室等のスペース、防災情報システム等をあらかじめ整備し、その機能強化に努める。

また、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を上げた体制の構築に努める。

#### **(4) 業務継続性の確保**

災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務を継続するため、業務継続計画を策定する。

### **2 防災関係機関の防災組織の充実**

防災関係機関は、災害対策基本法第 47 条に基づき、防災計画等の円滑な実施のため、防災組織の充実強化を図る。

また、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。

さらに、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて防災計画等の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の検証、見直しに努める。

### **3 自主防災組織**

自主防災組織は、災害対策基本法第 5 条に基づき、「自分たちの地域は自分たちで守る」を基本に、地域住民の自発的防災組織として、行政区等を単位として組織する。

自主防災組織は、組織や地域の状況に応じた規約を作成するとともに、災害発生時に効果的な防災活動が行えるよう、地域防災リーダーを中心に平時から準備、訓練に努める。

また、市は、次のとおり自主防災組織に対する指導を行う。

なお、地域住民は、地域の防災訓練への参加や、食料、飲料水その他生活必需物資の備蓄など自発的な防災活動に努める。その際、男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮した対応を行うよう努める。

#### **(1) 地域コミュニティの防災体制の充実強化**

県や防災関係機関と連携し、自主防災組織の育成強化を図り、消防団とこれらの組織との連携などを通じて、地域コミュニティの防災体制の充実強化を図る。

また、資格取得講座への参加を支援するほか、研修会を開催することにより、地域における防災啓発活動や市民主体の防災対策を積極的に推進できる人材を養成するとともに、地域住民が地域の防災訓練など防災活動に参加するように促す。

#### **(2) 防災の現場における女性の参画の推進**

衛生や育児・介護のニーズやプライバシーの問題等にきめ細かに対応していく必要があるため、女性の積極的な参画を進める。

特に平時から避難所運営委員として参画し、女性の視点から、避難所の運営に必要な設備等を事前に検討するとともに、災害時にも避難所運営において、指導

力が発揮できるように努める。

### **(3) 自主防災組織の組織化及び育成強化**

自主防災組織の未整備な地域における組織化の推進を図る。また、防災資機材等の配備についても計画的に推進し、自主防災組織の育成強化に努める。

### **(4) 地区防災計画の作成支援**

行政区等の地区防災計画の策定を促進するため、必要な作成支援を行う。

## **4 避難計画の作成**

市は、資料編に示す「緊急避難場所及び指定避難所の選定基準」や「避難道路の選定条件」を考慮し、地域住民の意見を取り入れ、避難計画を作成し、自治会等の単位ごとに避難体制の整備に努めるとともに、災害時には、必要に応じて指定避難所を開設する。

なお、防災訓練の実施や防災マップの作成及び配布等により、その内容の市民等に対する周知徹底を図る。

避難計画に定める主な内容は、次のとおりである。

- ①防災用具、非常持出品、食料等の準備及び点検
- ②災害別や地域別の指定緊急避難場所及び指定避難所の所在、名称、収容可能人員
- ③危険地域、危険物施設等の所在場所
- ④避難の指示を行う基準及び伝達方法
- ⑤避難経路、誘導方法及び避難の際の携帯品の制限
- ⑥収容者の安全管理及び負傷者の救護方法
- ⑦障がい者や高齢者など避難行動要支援者に対する避難支援計画の具体化（避難行動要支援者一人ひとりの避難支援プランの策定、迅速な安否確認等）
- ⑧市町村、県の区域を超える避難の実施方法等

▶資料編参照：緊急避難場所及び避難所の選定基準 P資料35

▶資料編参照：避難道路の選定条件 P資料35

## 第2 防災拠点の整備

担当部署	防災危機管理課
計画方針	大規模災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう、消火、救出、救助活動、医療活動、避難等の面から重要な役割を担う防災拠点を計画的に整備していく。

### 1 活動拠点の指定

市は、大規模災害時に次の災害対策活動の各拠点となる施設を位置づけ、必要な整備を推進する。

- ①災害対策活動拠点
- ②現地対策活動拠点
- ③本部代替拠点
- ④避難拠点
- ⑤福祉避難拠点
- ⑥物資備蓄拠点
- ⑦物資集積拠点
- ⑧物資輸送拠点
- ⑨応援受入拠点
- ⑩医療活動拠点
- ⑪消防活動拠点

- ▶資料編参照：防災活動拠点一覧 P資料35
- ▶資料編参照：市指定緊急避難場所及び指定避難所等一覧 P資料36～40
  - ▶資料編参照：福祉避難所一覧 P資料41
  - ▶資料編参照：食料等備蓄状況 P資料42～45
- ▶資料編参照：水防倉庫設置場所及び資材器材の備蓄状況 P資料46～54
  - ▶資料編参照：飛行場外離着陸場等一覧 P資料55
  - ▶資料編参照：自衛隊宿泊予定施設一覧 P資料58
- ▶資料編参照：ヘリコプター主要発着場一覧 P資料58

### 2 耐震化の推進

市は、災害時の活動拠点となる市庁舎、各地区の活動拠点となる支所、避難所が開設される学校その他の公共施設に対して、計画的に耐震診断を実施し、その調査結果を基に補強工事等を行い、耐震化及び不燃化を図る。

### 3 活動拠点の整備

#### (1) 施設等の整備推進

大規模災害に備えて、計画的に災害対策活動拠点に非常用自家発電機等の整備

を図る。また、避難拠点等に、防災備蓄倉庫、耐震性貯水槽、マンホールトイレ等の整備を図る。

## **(2) 連絡手段の構築**

災害時に災害対策活動拠点と現地地策活動拠点、避難拠点、物資集積拠点等とが迅速な連絡が図られるよう、防災行政無線等の通信手段の配備や災害時優先電話の登録等を推進する。

## **(3) 要配慮者に配慮した整備**

避難路となる歩道、指定緊急避難場所や指定避難所となる公共施設の出入口等の段差解消を図るとともに、公共施設内への障がい者用トイレや手すり等の整備を推進する。

## **(4) 備蓄の推進**

市庁舎、支所に災害応急対策要員用の食料、生活必需品等の備蓄を推進するとともに、職員自らの職場における非常食料の備蓄を推奨する。

また、指定避難所に指定されている学校、公民館等の公共施設には、発災直後に避難所開設に必要なとなる備品や消耗品を備蓄する。

### 第3 情報通信システムの整備

担当部署	防災危機管理課、情報システム課、消防本部
計画方針	災害の予防及び災害発生時には、応急対策を実施する上で必要な情報の収集伝達を円滑に行うため、地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報）の活用など情報通信システムの整備に努める。 また、非常災害時の通信の確保を図るため、平時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱、機器の操作の習熟等に向け、防災関係機関相互の連絡に積極的に活用する。

#### 1 市防災行政無線システムの整備

市は、防災行政無線システム（同報無線、移動無線、戸別受信機等）の通信設備の正常な機能維持を確保するため、定期的に保守点検を実施するとともに、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため通信訓練を実施して、非常災害発生に備える。

また、通信設備は、非常用電源設備の整備を推進し、発電用燃料の確保に努めるとともに、施設の耐久性の向上を図る。

さらに、衛星携帯電話を含めた多様な手段の整備を図るとともに、指定避難所等と結ぶ通信網の整備とその運用の習熟に努める。

▶資料編参照：防災行政無線設置状況 P資料58

#### 2 県防災行政無線システムの運用の習熟

市は、県が設置する県防災行政無線システムについて、県や県関係出先機関等からの情報収集、被害状況等の報告が速やかに行えるよう、通信訓練の実施等を通して運用の習熟に努める。

#### 3 消防無線

笛吹市消防本部指令センターを基地局（芦川ふるさと総合センターを前進基地局）として、消防本部、消防署、各出張所、消防車両のほか笛吹市役所本館に、移動局が、市民窓口館、各支所に受令機が配備されている。災害発生時には消防無線を活用し、災害現場との通信の確保を図る。

#### 4 消防団無線

市は、災害の最前線で活動する消防団員相互及び活動を指示する指揮命令系統

からの情報伝達を確実に図るため、消防団無線を整備する。

## 5 災害時優先電話の周知及び活用

市は、災害発生時に市内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況を収集するため、あらかじめNTTに登録している災害時優先電話について、災害時に有効に活用できるよう、次の措置を行い、職員に周知を図る。

- ①登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。
- ②災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

## 6 非常通信体制の整備

防災関係機関は、関東地方非常通信協議会を通じて構成員の属する無線局を利用することにより、非常通信の確保に努める。

## 7 その他通信設備の整備

市は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、伝達手段の多重化や多様化を図り、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるなど、情報収集伝達体制の強化を図る。

また、職員の情報分析力の向上を図るとともに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析、整理、要約、検索等をするため、ドローンや被害情報収集システムなど、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

## 第4 防災施設及び防災資機材の整備及び拡充

担当部署	防災危機管理課、土木課
計画方針	災害時に円滑な災害応急活動ができるよう、防災施設、防災資機材の整備及び拡充を推進する。

### 1 防災施設の整備

市は、次のような防災施設の整備を行い、災害時にそれぞれの施設等が有効に活用され、機能するよう適切に維持管理を行う。

#### (1) 市役所、各支所

災害発生時等に災害情報等を迅速に収集し、関係機関や市民等への確に伝達できるように、通信施設の整備、充実に努める。

また、突発的な災害にも迅速に対応できるように、防災対策用資機材等の備蓄に努める。

#### (2) 食料等備蓄倉庫

「山梨県地震被害想定調査結果」（令和5年5月）に示された本市の備蓄物資の需要量を参考に計画的に備蓄する。

なお、備蓄に当たっては、避難者等へのスムーズな供給ができるよう、また被災のおそれを軽減するため、各地区への分散備蓄に努める。

- ▶資料編参照：山梨県地震被害想定調査結果に示される本市の備蓄物資の需要量 P資料42
- ▶資料編参照：食料等備蓄状況 P資料42

#### (3) 水防倉庫

水防上必要と認める水防倉庫を整備するとともに、計画的に水防資機材の整備、拡充を図る。

また、消防団は、定期的に水防倉庫の資機材を点検し、不足があったときは補充する。

- ▶資料編参照：水防倉庫設置箇所及び資材器材備蓄状況 P資料46～54

#### (4) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定及び整備

災害の発生するおそれがあるとき又は災害の発生したときに一時的に市民の安全を確保する場所を指定緊急避難場所として指定する。

また、災害により被災した市民が自宅等で生活できないときに自宅等が復旧するまでの間に生活する場所を指定避難所として指定する。

##### ア 指定緊急避難場所の指定及び整備

災害の危険が切迫したときに市民の安全を確保するため、災害種別ごとに、災害対策基本法施行令で定める基準に適合する災害の危険が及ばない場所又は施設を管理者の同意を得た上で緊急避難場所に指定し、市民に対して周知徹底を図るとともに、県知事に報告する。

#### イ 指定避難所の指定及び整備

災害対策基本法施行令第20条の6で定められる基準に適合する施設について、管理者の同意を得て、指定避難所として指定する。

指定避難所を指定したときは、その旨を県知事に通知するとともに告示する。

又はハザードマップ、広報紙、掲示板、パンフレット、市公式ウェブサイト等により、指定避難所の場所を市民に周知する。

なお、指定避難所は、施設管理者と十分調整を図り、次の施設や設備の整備に努める。

- ①災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。
- ②指定避難所に利用する建物は、天井材や照明器具など高所に設置されたものの落下防止、ガラスの飛散防止等、非構造部材の耐震化を図り、避難者の安全に配慮された施設とする。
- ③貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設や設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。
- ④非常用電源の整備に当たっては、再生可能エネルギーの活用についても検討する。また、必要に応じ指定避難所の電源確保に努める。
- ⑤指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

▶資料編参照：緊急避難場所及び避難所の選定基準 P資料35

▶資料編参照：市指定緊急避難場所及び指定避難所等一覧 P資料36～40

## 2 防災資機材の整備

市は、防災資機材等を適切に保管するため、点検責任者を定める。点検責任者は、点検整備計画を作成し、これに基づき定期的に点検整備を実施する。

### (1) 点検整備を要する主な防災資機材と保管機関

資機材	保管機関
水防用備蓄資機材	土木課、消防団
救助用資機材及び医薬品	健康づくり課
消防用資機材及び施設	防災危機管理課、消防本部、消防団
防疫用資機材	健康づくり課、環境推進課
給水用資機材	水道課
湛水（たんすい）防除用資機材	土木課
備蓄食料、生活必需品	防災危機管理課

### (2) 点検内容

#### ア 資機材等

- ①規格ごとに数量の確認
- ②不良品の取替え
- ③薬剤等の効果測定
- ④その他必要な事項

#### イ 機械類

- ①不良箇所の有無及び故障個所の修繕
- ②不良部品の取替え
- ③機能試験の実施
- ④その他必要な事項

#### ウ 備蓄食料、生活必需品

- ①賞味期限や消費期限の確認
- ②その他必要な事項

## 第5 広域応援体制の整備

担当部署	防災危機管理課、政策課
計画方針	大規模地震発生時に、迅速な応援要請により適切な応急対策が実施できるよう、応援体制の整備を行う。

### 1 応援協定締結の推進

市は、県内外の市町村、事務組合、防災関係機関、民間事業所等と締結している応援協定の内容充実、具体化に努める。

また、近隣市等と応急活動及び復旧活動に関する相互応援協定の締結推進に一層努めるとともに、大規模地震発生時には近隣市町村も同時に被災するおそれが高いため、同時に被災する可能性の少ない県内外の市町村等と具体的な相互応援協定の締結に努める。

- ▶資料編参照：相互応援協定等締結状況 P資料59
- ▶資料編参照：協定等締結概要（県・市町村との協定） P資料60～62
- ▶資料編参照：協定等締結概要（民間事業所等との協定） P資料63～66
- ▶資料編参照：協定等締結概要（指定地方行政機関等との協定） P資料66

### 2 受援体制の整備

災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に国、県、他市町村及び防災関係機関等から応援を受けることができるよう、受援計画を作成し、受援先の指定、連絡調整体制、応援機関の活動拠点等の整備に努める。

また、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、管内地図や消防水利位置図等を準備しておくとともに、応援部隊との連絡責任者を定めるなど、受入体制の整備を図る。

## 第3節 災害別の予防対策

### 第1 風水害等災害予防

担当部署	防災危機管理課、農林土木課、土木課、下水道課、各支所
計画方針	水害や土砂災害等の被害を軽減するために、あらかじめ河川や水路、ため池及び下水道を整備するとともに、県に対策事業を要請するなどの防災対策を講じる。 また、県と連携して、災害リスクがある地域の実態を把握し、市民に周知するとともに、災害発生時における避難体制を整備する。

#### 1 山地の災害予防対策

市は、山地災害を防止するため、必要に応じて、対策事業の推進を要請するとともに、県が行う治山事業に協力する。

また、市民に対して山地災害に関する行動マニュアルやパンフレットの配布等により山地災害危険地区の周知徹底、防災知識の普及を行う。

▶資料編参照：山地災害危険地一覧 P資料67

#### 2 河川の災害予防対策

市は、河川や水路の安全性を高めるため、県の行う河川整備事業等に協力するほか、所管する河川や水路に対して、重要度に応じた点検、修繕や改良工事を実施するとともに、浚渫（しゅんせつ）、堰管理、内水排除等の実施により、洪水の予防に努める。

##### （1）河川改修

洪水などの災害を防止するため、所管する中小河川や水路の改修整備を進めるとともに、一級河川等の改修事業の推進を施設管理者に要請する。

また、出水の早期予知や災害時の状況把握に必要な正確な情報を収集し、市民へ迅速に連絡ができるよう、市内に設置されている雨量観測所や水位観測所からの情報収集体制の確立や関係団体との連絡体制の確立を図る。

##### （2）避難体制の整備

国や県が河川の洪水浸水想定区域を指定し、区域に市域が含まれるときは、水防法に基づき、洪水浸水想定区域ごとに、水位情報や洪水予報の伝達方法、避難所その他洪水時に円滑な避難を図るために必要な警戒避難体制を確立するとともに、高齢者等避難、避難指示について、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、市民へ日頃から周知徹底する。

また、洪水浸水想定区域内に要配慮者利用施設があるときには、当該施設の利用者の洪水時の円滑な避難の確保が図られるよう、施設管理者が実施する避難確保計画の作成、避難訓練の実施等の支援を行うとともに、実施状況の把握に努める。

なお、洪水浸水想定区域ごとの情報伝達方法や洪水浸水想定区域内に係る要配慮者利用施設名称及び所在地は、資料編に記載する。

▶資料編参照：重要水防区域一覧 P資料67

▶資料編参照：洪水浸水想定区域ごとの情報伝達方法等 P資料68

▶資料編参照：洪水浸水想定区域に係る要配慮者関連施設一覧 P資料69～73

▶資料編参照：市指定緊急避難場所及び指定避難所等一覧 P資料36～40

### (3) ハザードマップ等の公表

国や県が河川の洪水浸水想定区域を指定し、区域に市域が含まれるときは、ハザードマップを作成の上、配布又は市公式ウェブサイトで公開し、市民に危険箇所、避難情報の伝達方法、指定避難所等を周知する。

なお、ハザードマップには、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断すること、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚や知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の掲載に努める。

### (4) ダムによる洪水調節

笛吹川上流の広瀬ダムにおいて、洪水調節のための貯留水放流の際には、下流域の地域住民の安全と河川施設等の保全を図るため、県（広瀬・琴川ダム管理事務所）との緊密な連絡体制の整備に努める。

### (5) 流域治水

県が推進する流域全体でのハード、ソフト一体となった総合的な防災減災対策である流域治水に関する事業に協力する。

### (6) タイムライン（防災行動計画）の作成

台風発生時等から風水害発生までの間に、気象や水位等の情報を基に、避難指示等のタイミング、危険箇所の確認、浸水防止施設の点検など事前に実施すべき対応を整理したタイムライン（防災行動計画）を河川ごとに作成し、避難情報の発令時期を検討する。

### 3 砂防事業による災害予防対策

市は、台風、集中豪雨、地震等に伴い発生する土砂災害等から市民の生命、身体及び財産を守るため、県の砂防事業（土石流対策、急傾斜地崩壊防止対策、地すべり防止対策）の推進に協力するとともに、必要に応じて、事業推進の要請を行うなど、土砂災害の予防に努める。

▶資料編参照：急傾斜地崩壊危険区域一覧 P資料73

### 4 土砂災害警戒区域等における災害予防対策

市は、土砂災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、土石流、急傾斜地の崩壊又は地すべりが発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、避難体制の整備を図るとともに、一定の開発行為を制限するなどの対策を推進する。

#### （1）警戒避難体制の整備

県が土砂災害警戒区域を指定し、区域に市域が含まれるときは、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発表及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制を確立するとともに、避難指示、高齢者等避難について、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、市民へ日頃から周知徹底する。

また、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設があるときには、当該施設の利用者の円滑な避難の確保が図られるよう、施設管理者が実施する避難確保計画の作成、避難訓練の実施等の支援を行うとともに、実施状況の把握に努める。

なお、土砂災害警戒区域ごとの情報伝達方法や洪水浸水想定区域内に係る要配慮者利用施設名称及び所在地は、資料編に記載する。

▶資料編参照：土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 P資料74  
▶資料編参照：土砂災害警戒区域に係る要配慮者関連施設一覧 P資料74

#### （2）ハザードマップ等の公表

県が土砂災害警戒区域を指定し、区域に市域が含まれるときは、ハザードマップ等を配布又は市公式ウェブサイトで公開し、市民に危険箇所、避難情報の伝達方法、指定避難所等を周知する。

#### （3）土砂災害警戒情報の活用

土砂災害に対する市民の避難対策として、土砂災害警戒情報等を活用して、避難指示等の発令基準を設定する。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、キキクル等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域

をあらかじめ設定するとともに、必要に応じて見直す。

#### **(4) 緊急調査（地すべり）**

大規模な土砂災害（地すべり）が急迫している状況において、国及び県が緊急調査を行ったときは、市は、調査結果を速やかに入手し、地域住民に周知する。

### **5 孤立地区災害予防対策**

市は、孤立するおそれのある地区に市防災行政無線、衛星携帯電話や臨時ヘリポート等を整備するほか、大規模災害時の情報伝達や物資輸送の手段を確保するなど、迅速な応急対策を可能にする体制を整備する。

また、災害時の孤立地区発生に備え、次の措置を行う。

#### **(1) 孤立予想地域の事前把握**

災害発生時に孤立が予想される地域を事前に調査し、実態の把握に努める。

#### **(2) 孤立危険性に関する地域住民への周知**

孤立が発生したときに備え、当該地域の住民に対して、平素から必要量の食料、飲料水の備蓄の推進、携帯ラジオ等の備えなどを行うよう、広報紙等を通じて周知を図る。

#### **(3) 通信設備等の整備**

外部との通信手段を確保するため、市防災行政無線の整備、消防無線や衛星携帯電話の配備に努めるとともに、通信設備等の非常用電源の確保に努める。

#### **(4) 空路による緊急輸送の確保**

陸路の寸断により孤立が発生したとき、空路による緊急輸送が確保できるよう、臨時ヘリポートの整備など、緊急輸送手段の整備を推進する。

- ▶ 資料編参照：飛行場外離着陸場等一覧 P資料55
- ▶ 資料編参照：ヘリコプター主要発着場一覧 P資料58

#### **(5) 集団避難の検討**

孤立が予想される地域には、早めの避難指示等の発令基準の設定を検討するほか、孤立が長期化したときの集団避難等の実施基準を検討する。

## 6 農業災害予防対策

市や土地改良区等の農地・農業用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

### (1) 農業用施設対策

常に施設の巡視点検に努め、施設の適切な維持管理を図るとともに、現地の状況を的確に把握しておき、地震及び大雨等の際に関係機関との連絡を密にした体制がとれるよう、平素から必要な協議を行う。

#### ア 浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備

湛水（たんすい）防除事業等により、農地の浸水・浸食被害対策を推進するとともに、整備済の施設について、長寿命化や耐震化を見据えた点検、調査を行い、計画的に整備や補修を行う。

湛水防除用及び灌漑排水用のポンプは、燃料、オイル等を常に補給し、有事の際に確実に作動するよう点検する。

#### ウ 土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備、用排水施設の整備

農業生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、農業水利施設等の点検、調査を進めるとともに、耐震化や長寿命化に向けて、計画的な整備を行う。

#### エ 農道

道路の崩壊等危険箇所を把握するとともに、側溝及び法面の整備を図る。また、老朽化の著しい橋梁について、耐震化や長寿命化に向けて、計画的な整備を行う。

#### オ 農地保全

急傾斜又は特殊土壌地帯の農地、主として樹園地や畑作地帯の基盤を整備し、降雨による土壌の流出や崩壊を防止する。

#### カ 農用施設

ハウス、農舎、共同利用施設等について、被害を最小限にするため、補強等の措置をとる。

### (2) 農業用ため池の防災・減災対策

ため池等は、亀裂又は漏水について常に点検するとともに、大雨のおそれのあるときには、事前に放水して貯水量を調整する。

また、防災重点農業用ため池を中心として、耐震や豪雨等に対して必要な機能を有していないため池や老朽化した施設は、県等と連携し、地域の合意形成を図りつつ、撤去又は計画的な耐震化と豪雨時の洪水対策に取り組む。

さらに、ため池が決壊したときの浸水想定地域等を示した「ハザードマップ」や「緊急連絡網」の随時更新を図り緊急時の迅速な避難行動につなげるとともに、ため池管理者には、豪雨後や災害時の点検等を行う体制の構築、管理体制の強化について指導する。

#### **(4) 農業集落排水施設の老朽化対策の推進**

農業集落排水事業により整備した施設について、機能維持に向けた取組に努めるため、機能診断結果を基に、適正な時期に必要な対策を実施するとともに、施設の維持管理体制の強化を図る。

#### **(5) 農作物災害予防対策**

農作物の災害予防は、「山梨県農業災害対策要領」に基づき万全を期する。

特に、凍霜害は、発生の危険が長期にわたるため、あらかじめ警戒期間（概ね3月下旬～5月下旬）を設け、別途予防対策要領等を定め、災害防止に努める。

また、气象台からの気象情報に基づき、的確な予防技術対策を樹立し、関係機関への迅速な通報に努める。

#### **(6) 家畜対策**

畜産施設、特に家畜舎の骨組みを強化するとともに、防疫（予防接種など）を徹底しておく。

なお、災害発生時には飼料確保が困難となるので事前に十分確保しておくことに留意する。

### **7 林業災害予防対策**

市は、林道、治山施設の災害を防止するため、林道施設及び治山施設をあらかじめ調査、補強を行う等、適正な措置をとる。

また、その林地に適応した森林整備を図り、災害の未然防止を図る。

## 第2 雪害予防

担当部署	防災危機管理課、企画課、福祉総務課、農林振興課、農林土木課、土木課
計画方針	関係機関と連携し、豪雪による被害を未然に防止、又は、被害の軽減を図るため、市民生活の安全・安心を確保し、円滑な社会・経済活動が確保されるよう、早期に体制を整えるとともに、交通、通信及び電力等のライフライン関連施設の確保、雪崩災害の防止、要配慮者の支援等に関する対策を実施する。

### 1 雪害予防対策の整備

市は、雪害対策の即応性を図るため、「笛吹市豪雪対応マニュアル」を策定する。なお、今後必要に応じて随時見直し、職員の配備体制や情報連絡体制、関係機関との協力体制の整備、改善を図る。

また、気象情報を収集し、雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡や情報交換を行い、雪害の発生に備える。

### 2 雪害安全対策

#### (1) 公共施設の安全確保

施設管理者は、雪害における建築物の損壊を防ぐため、必要に応じて、修繕等を実施するとともに、除排雪対策設備を整備する。

また、雪庇（せっぴ）の発生状況を点検するとともに、人の出入りのある場所で雪庇が落下するおそれがあるときは、立入禁止や雪庇除去等の応急対策を講じる。

#### (2) 市民の安全対策

市は、建物等の所有者に対し、雪止めの設置等、雪庇や雪の滑落、雪下ろし作業による二次的災害防止のための措置を図るよう啓発に努める。

### 3 ライフライン確保対策

ライフライン管理者は、停電、通信障害、輸送の確保等、早期復旧対策等、事前の災害予防措置について、対策を進めていくこととする。

市は、ライフライン管理者に協力し、必要な対策の推進に努める。

#### **4 避難行動要支援者の安全確保**

市は、災害発生後、在宅の避難行動要支援者の安全確保や避難行動を支援する支援者について、迅速な安否確認、除排雪の協力、避難誘導、救助活動などが行えるよう、行政区、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団による組織的な取組が実施されるよう啓発する。

また、必要があれば、ボランティア等の協力を得つつ、除排雪等を行う。

#### **5 広報活動**

市及び防災関係機関は、市民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及啓発、除排雪等に係る注意喚起に継続的に努める。

また、市民に対し、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備等、家庭で実施する予防・安全対策及び降雪や積雪時にとるべき行動などについて、防災知識の普及啓発を図る。

なお、集中的な大雪が予測されるときは、不要・不急の外出を控えることが重要であることについて、周知に努める。

#### **6 農業関係雪害予防対策**

市は、予知することが難しい気象災害を未然に防止するため、気象情報の迅速な伝達、被害の回避又は被害を軽減するための応急的技術手法の提供、気象災害に強い施設や栽培技術の普及などの諸対策を講ずる。

なお、豪雪に対する農業施設の強化対策、保全対策は、県の「農業用ハウスと果樹棚の雪害防止対策指針」の活用を図る。

##### **(1) 気象情報伝達の迅速化と対策指導の徹底**

- ①伝達システムの構築
- ②気象観測網の充実
- ③気象災害の被害予測の確立
- ④被害は場の追跡調査

##### **(2) 気象に強い施設の普及**

- ①農業用施設の安全構築
- ②既存施設の点検及び補強の促進

##### **(3) 気象災害に強い栽培、技術管理**

- ①気象災害に強い仕立て方法、栽培様式の開発と普及

**(4) 地域ぐるみ災害対応システムづくりの推進**

- ①共同作業、救援システムづくりの推進
- ②地域農業ボランティアの育成

**(5) 農業共済制度への加入促進**

- ア 農業共済制度への加入促進活動への支援

### 第3 火災予防

担当部署	防災危機管理課、消防本部
計画方針	火災に伴う被害を最小限に軽減することを目的として、消防力の充実強化を図るとともに、防火防災意識の啓発等の火災予防対策の指導強化に努める。

#### 1 消防力の充実強化

市及び消防本部は、県の必要な指導や助言の下、消防力の充実強化に努める。

##### (1) 消防力の充実強化

###### ア 消防組織の充実強化

消防施設や設備の拡充強化に努めるとともに、地域における防災の要である消防団組織の充実強化を図る。また、自主防災組織との連携を強め、初期消火を徹底し、火災の延焼防止を図る。

なお、消防団は、各地域の実情に応じた適正な団員数の確保を図るとともに、組織の活性化のため、女性や若年層の入団促進に努める。

###### イ 消防施設等の整備強化

「消防力の整備指針」や「消防水利の基準」に基づき、必要な消防資機材の整備、消防水利（消火栓、防火水槽）の維持管理を図り、消防体制の強化に努める。

また、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、発災直後の初期消火活動や救助活動を円滑に進めるため、計画的な施設の耐震化に努める。

###### ウ 消防職員及び消防団員の教育訓練

訓練、研修等により消防職員及び消防団員の技術向上に努める。

▶資料編参照：消防組織 P資料75～76

▶資料編参照：消防力の現況 P資料76

▶資料編参照：消防水利の現況 P資料76

▶資料編参照：消防防災施設等整備計画 P資料77～81

##### (2) 地域の自主防災組織の充実強化

自主防災組織の育成、強化を図り、組織の核となる自主防災組織のリーダー等に対して研修を実施し、これら組織の日常訓練の実施を促す。

また、平時には自主防災組織の研修、訓練の場となり、災害時には避難、備蓄等の活動の拠点となる施設の整備の支援を図るとともに、救助救護資機材の充実を図る。

防火対象物の関係者（建物の所有者、管理者、占有者）は、従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献等を十分認識し、自衛消防組織を設置するとともに、災害時行動マニュアルの作成、防災設備の整備、防災訓練を実施す

るなどの防災活動を推進する。

### **(3) 市消防計画の策定**

消防団が大規模災害発生時に迅速かつ的確な対処ができるよう、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、消防活動の万全を期することを主眼として次の点を大綱とした消防計画を「市町村消防計画の基準」(昭和41年消防庁告示第1号)に基づいて策定し、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

- ①消防力等の整備
- ②防災のための調査
- ③防災教育訓練
- ④災害の予防、警戒及び防ぎょ方法
- ⑤災害時の避難、救助及び救急方法
- ⑥その他災害対策に関する事項

## **2 出火予防対策の推進**

市及び消防本部は、災害に伴う出火を予防するため、市民に対して、防火指導の強化、防火意識の啓発、火災予防の広報等の推進に努める。

### **(1) 消防同意制度の効果的活用**

建築物を新築、増築等計画の段階で防火防災の観点からその安全性を確保できるよう、建築基準法第6条に基づく建築確認申請と同時に消防法第7条に基づく消防同意の効果的な運用を行い、建築面から火災予防の徹底を図る。

### **(2) 一般家庭に対する指導**

「市民防災マニュアル」等を配布し、防火意識の普及啓発を図るとともに、自主防災組織等を通じて、一般家庭に対して消火器具、消火用水の普及徹底を図る。

また、次の事項について指導し、初期消火活動の重要性を認識させ、地震発生時における災害予防の徹底を図る。

- ①地震防災に関する知識の習得
- ②家庭における防火防災計画の策定及び住宅用火災警報器の設置の推進
- ③耐震自動消火装置付き石油燃焼器具、及び対震自動ガス遮断装置付きガスメータ並びに安全装置付きガス燃焼器具及び安全装置付きブレーカー
- ④防災訓練等への積極的参加の促進

### **(3) 防火対象物の防火体制構築の推進**

学校、工場等収容人員 50 人（病院、劇場、百貨店等 30 人）以上の防火対象物は、火災が発生したとき、危険が大きいため、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選定させ、その者に震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、当該対象物における防火体制の推進を図る。

防火管理者は、消防計画に基づく消火、避難等訓練の実施、消防設備等の点検整備、火気の使用又は取扱に関する指導を行う。

また、防火対象物について、消防法の規定に基づく消防用設備等の設置に対する指導の徹底を図る。

#### **（４） 予防査察の指導強化**

消防法に規定する予防査察を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じ計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災発生の排除に努め、予防対策の指導を行う。

#### **（５） 危険物等の保安確保の指導**

消防法の規定を受ける危険物施設等の所有者に対し、自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これらの施設等について、消防法の規定により立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

なお、市は笛吹市火災予防条例（平成 18 年条例第 106 号）に規定されている少量危険物等の管理及び取扱についても所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努める。

▶資料編参照：危険物施設 P資料81

#### **（６） 防火意識の啓発、防火知識の普及**

県、防災関係機関、関係団体及び報道機関等の協力を得て、各種防災訓練や火災予防週間及び防災週間において各地で開催される消防関連行事のあらゆる機会を通じ、防火意識の啓発や防火知識の普及を図る。

### **3 延焼予防対策の推進**

市や消防本部及び消防団は、災害に伴う出火による延焼拡大予防のため、初期消火体制や広域応援消防体制の確立を図る。

#### **（１） 自主防災組織への消防設備の整備**

地震直後の初期消火に対応するため、自主防災組織に防火用水、可搬式小型動

力ポンプ等を整備する。

また、消防団及び自主防災組織が相互に連携を図りながら、初期消火体制の確立を図る。

## **(2) 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備、防火水槽の耐震化**

危険地域、住宅密集地等における飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、既設の防火水槽についても耐震化されていないものは耐震化し、地震発生時の水利の確保を図る。

## **(3) その他消防水利の確保**

災害により消火栓や防火水槽が機能しないときに備えて、河川、池等の自然水をはじめ、プール、井戸等も消防水利として利用できるよう、年次計画に基づき施設整備を進める。

また、消防水利の位置が地域住民等に分かるよう、消防水利の表示等を行う。

## **(4) 広域消防応援体制の確立**

消防の応援について、既に締結済の相互応援協定の内容充実を図るとともに、新たな協定の締結促進を図るなど、消防相互応援体制の整備に努める。

# **4 林野火災予防対策**

市は、森林関係者、関係機関、地域住民と連携協力して、林野火災の予防、消火体制の整備を図り、林野火災対策に万全を期する。

## **(1) 林野火災予防意識の普及、啓発**

市民や入山者の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防意識の普及啓発に努めるとともに、林野のパトロール強化、防火施設（防火水槽、林野火災対策用資機材、林野火災工作車、小型動力ポンプ付水槽車）の整備等林野火災防止対策を推進する。また、火災警報発令中の火の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災の多発する時期には横断幕、広報、ポスター等有効な手段を用いるなど強く周知徹底を図る。

## **(2) 林野所有（管理）者に対する指導**

林野所有（管理）者に対し、防火帯の設置、森林の整備、火災多発期における巡視等を積極的に行い、林野火災の予防対策に努めるよう指導する。

### **(3) 林野火災消防計画の確立**

市は、防災関係機関と緊密な連絡をとり、次の事項について計画の確立を図る。

#### **ア 防火管理計画**

特別警戒区域、特別警戒時期、特別警戒実施要領等

#### **イ 消防計画**

消防分担区域、出動計画、防ぎよ鎮圧計画、他市町村等応援計画、資機材整備計画、防災訓練実施計画、啓発運動推進計画等

### **(4) 自衛消防体制の確立**

市は、国、県、恩賜林保護組合、中央森林組合等と連絡を密にとり、管理する森林の火災予防及び火災発生時における消火体制等についてあらかじめ消防計画を策定する。

### **(5) 関係職員の研修指導**

市は、予防対策、消火対策について、より万全を期するため、森林保全巡視員の研修及び森林組合職員等関係者への指導を行う。

## **5 建築物災害予防対策**

市は、大火災等による建築物の被害の軽減を図るため、次の対策を推進する。

### **(1) 都市再開発計画**

市街地の計画的な再開発を図るため、都市再開発法に基づき都市防災を促進する。

### **(2) 公共施設災害予防計画**

#### **ア 老朽建物の改築促進**

老朽化の著しい建物は、国又は県の整備計画に合わせて改築の促進を図る。改築に当たっては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震耐火構造建物の建設の促進を図る。

また、建物の定期点検などを実施して、破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

#### **イ 市営住宅の不燃化の推進**

市営住宅を改築するときは、耐火構造で実施するなど建築物の不燃化を推進する。

#### **ウ 建物以外の施設の補強及び整備**

建物以外の施設は、次の措置を行い災害発生の防止に努める。

- ①国旗掲揚塔、野球用バックネット等のような著しく高いもの又は容量の大きいものは、その安全度を常時確認し、危険と認められるものは必ず補強工事を実施する。
- ②移動又は飛散しやすい機械、器具等は、常に格納又は固定できるようにする。
- ③消防設備等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく。
- ④定期点検及び臨時点検を実施して、要補修箇所は補修又は補強して災害の防止に努める。

### **(3) 防災査察**

消防本部は、旅館、医療機関等不特定多数の人の用に供する特殊建築物へ定期的に防災査察を実施し、建築物の安全性の維持と災害予防を図る。

## 第4 地震災害予防

担当部署	防災危機管理課、管財課、農林土木課、観光商工課、建設総務課、土木課、まちづくり整備課、水道課、下水道課、教育総務課、生涯学習課、文化財課、消防本部
計画方針	地震災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、都市計画における諸計画に基づき、都市機能増進施設をはじめ関連する施設を計画的に配置、建設、改善するとともに、建築物の耐震化を促進するなどの地震災害予防対策を行う。 また、地震災害時に必要となる被災建築物及び被災宅地応急危険度判定の実施体制をあらかじめ整備する。

### 1 地震に強いまちづくりの推進

市は、関係機関と協力して、道路、公園などの都市基盤としての公共施設を整備するとともに、良好な市街地の形成を図るなど総合的な施策を展開し、地震に強いまちづくりを推進する。

#### (1) 地震防災対策事業の推進

県が策定する地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画、緊急防災基盤整備事業計画に基づき、県と連携協力して、地震防災対策事業の推進に努める。

#### (2) 道路施設等の対策

道路管理者は、交通機関確保を重点に、橋梁の耐震性の強化などの対策を講じるとともに、道路施設等の安全強化を推進する。

##### ア 道路の整備

地震発生時における道路機能を確保するため、管理道路について危険箇所を把握し、優先順位を定め、計画的工事等を実施する。

また、国道及び県道は、各道路管理者に実施の推進を要請する。

##### イ 橋梁の整備

大規模地震発生時において物資輸送等の中軸となる緊急輸送道路や容易に更新ができない15m以上の橋梁等を優先的に耐震補強や補修を実施する。

また、今後新設する橋梁は、過去の大規模地震を踏まえた国の設計基準に基づいて整備を行う。

##### ウ 広幅員道路の整備

市街地においては、広幅員道路の整備を推進し、火災に強いまちの形成に努める。

## (2) ため池等の対策

市は、ため池について、災害の際に決壊流失すると家屋や公共施設等に人的被害をもたらす可能性があるため、亀裂又は漏水について常に点検するとともに、老朽化や耐震不足のため池は速やかに補強及び漏水防止等の改修を行い、適切な維持管理で予防に万全を期す。

▶資料編参照：防災重点農業用ため池一覧 P資料74

## (3) 土砂災害警戒区域対策

市は、地震を誘因としたがけ崩れ等に備えるため、県が実施する土砂災害警戒区域基礎調査の結果等に基づき実態の把握に努めるとともに、県調査箇所以外についても危険箇所の把握に努め、把握した危険箇所は、県等の関係機関と連携して次の土砂災害防止対策を推進し、被害の発生防止に努める。

### ア 土砂災害警戒区域における警戒・避難対策

市は、大規模地震対策特別措置法による警戒宣言発令時及び地震発生時の災害予防対策として、土砂災害警戒区域は、県の指導等を得ながら次の事項を考慮した警戒・避難対策計画を策定する。

#### (ア) 事前避難対象地区の指定

避難が必要となる危険区域等をあらかじめ避難対象地区として指定する。

#### (イ) 指定緊急避難場所、指定避難所の指定

事前避難対象地区を指定するときは、当該事前避難対象地区の市民及び滞留者等（以下「避難者」という。）が避難する指定緊急避難場所と指定避難所を併せて指定する。また、緊急避難場所と避難所の指定に当たっては、次の事項に留意して安全適切な場所とする。

- ①事前避難対象地区との経路が比較的近距離でかつ安全なこと。
- ②地域の実情を踏まえ、耐震・耐火の建築物とすること。なお、設備（電気、給排水、通信）についても十分配慮すること。
- ③当該施設の所有者又は管理者の承諾が得られること。

#### (ウ) 避難路の設定

避難者が安全かつ迅速に避難できるよう、事前避難対象地区と指定避難所とを結ぶ避難経路を設定する。

なお、避難経路の設定に当たっては、次の事項に留意する。

- ①避難路について、がけ崩れ等の危険が予想されないこと。
- ②崩壊、倒壊のおそれのある建造物、石垣、ブロック塀等、避難路周辺の危険要因の把握に努め、極力これを避けること。

### イ 地域住民への周知

市は、危険な箇所に居住する住民に対し、地震による危険性を周知徹底するとともに、警戒宣言発令時、あるいは地震発生時に円滑な避難態勢を確保する

上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップ等の印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

#### **(4) 公共・公益施設等の液状化対策**

公共・公益施設は、地盤の液状化による機能障害を最小限にするため、各施設の管理者等は、施設の設置に当たって、当該地盤の特性を考慮して地盤改良、基礎杭の打設等により、対策を適切に実施する。

#### **(5) 市街地対策**

##### **ア 市街地の整備**

幅員が4m未満で緊急車両が通行できない道路は、拡幅等の道路整備を計画的に実施するなど、健全な市街地の造成と防災機能の一層の充実を図る。

##### **イ 公園の整備**

都市公園の適切な配置及び量的拡大そのものが、防火帯や避難地等の防災機能の増大を果たすことになることから、今後も小規模の公園も含めて都市公園の新設、既設公園の拡充、再整備を積極的に推進するとともに、緑地空間の確保及び保全を図る。

## **2 生活関連施設の安全対策推進計画**

電気、ガス、上下水道や通信等のライフラインの停止は、災害応急対策活動に支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、ライフライン施設や設備の耐震性の確保を図るとともに、代替性の確保を進める。

### **(1) 水道施設安全対策の推進**

水道課は、水道施設の一層の耐震化を図り、水道水の安全供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備を図る。

#### **ア 水道水の確保**

取水、浄水、配水施設等の耐震性の強化を図り、消毒施設を併設した予備水源の確保と貯留水の流出防止のため、配水池に緊急遮断弁装置を設置するよう努める。

また、緊急時用貯水槽や大口径配水管の整備により、貯水機能の強化に努める。

#### **イ 送・配水管の新設、改良**

送・配水管の敷設に当たっては、耐震性の強い管を採用し、水管橋等特に必要な部分には耐震工法を施すほか、石綿セメント管等の老朽管は計画的に敷設替えを推進し、送・配水管の耐震性の強化に努める。

#### **ウ 配水システムの相互連絡**

2以上の配水系統を有する水道施設では、幹線で各系統相互の連絡を図るよう努める。

また、隣接の水道事業者間で協定を締結し、緊急連絡管を整備して相互援助給水が行えるよう努める。

#### エ 電力設備の確保

水道施設用電力の停電に配慮した受電設備（自家用発電機を含む。）の整備に努める。

#### オ 復旧工事用資機材の調達

復旧工事を速やかに施工するために、あらかじめ必要な復旧工事用資機材を備蓄するとともに、平時から製造業者と工事用資機材の確保等に関する協定を締結し、災害時に必要な資機材を円滑に調達する体制を整備する。

#### カ 応急給水用機材の備蓄

災害時に、迅速な応急給水活動ができるよう、給水タンク等の整備に努める。

▶資料編参照：市内指定給水装置工事事業者一覧 P資料82

▶資料編参照：応急給水用施設・資機材保有状況 P資料82

## (2) 下水道施設安全対策の推進

下水道課は、下水道施設のより一層の耐震化を図り、排水及び処理機能を確保するとともに、下水道の有する施設、資源を活用し地域の防災機能の向上を図るため、次の対策を実施する。

#### ア 耐震性の向上

管継手部を抜けにくい構造とし、重要幹線管渠は、周辺地盤の液状化判定を行うとともに、継手部には可とう性継手の採用により耐震性の向上を図り、震災時の被害軽減に努める。

また、その他の管渠は、被災時にも下水道の流下機能を確保できるよう工夫を施す。

#### イ 施設や設備の維持管理

点検等による危険箇所の早期発見とこれの改善を行い、施設や施設の機能保持を図る。

また、電力供給の停止に備え、マンホールポンプ用の可搬式発電機の整備に努める。

#### ウ 協力体制の確立

下水道施設の機能維持を図るため、点検計画を定め、これに基づいて施設、機器の保守点検に努めるとともに、応急復旧用資材、車両等について指定工事業者等と連絡協力体制を確立しておく。

また、平時から協力業者と下水道施設の応急復旧に関する資機材や車両等の確保に関する協定を締結し、災害時に必要な資機材や車両を円滑に調達する体制を整備する。

### (3) 電気施設安全対策の推進

東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社は、地震発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生したときの各施設の機能を維持するため、次の予防対策を実施する。

#### ア 電力供給施設の耐震性確保

電力供給施設は、各法令、基準に基づいた耐震設計がなされているが、既往災害例等を参考に、各施設の耐震性の確保を図る。

#### イ 防災資機材及び緊急用資材の整備

災害時に備え、復旧用資材、各種工具、車両等の防災用資機材の整備を図るとともに、無線設備の整備を図る。

#### ウ 要員の確保

- ①緊急連絡体制の整備
- ②交通途絶時等の出動体制の確立

### (4) ガス小売事業安全対策の推進

ガス小売事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施する。

#### ア 施設や設備の安全確保

保安規程に定める検査又は点検基準に基づく保安点検を実施する。

緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化を図る。

ボンベ収納庫の耐震化を促進するとともに、ボンベ転倒防止対策を強化する。

#### イ 災害発生時の留意事項の広報の徹底

ガス小売事業の場合、ガス使用者の適切な対応が二次災害防止に大きな役割を果たすことから、ガス使用者に対して、地震発生時の知識普及に努める。

#### ウ 要員の確保

緊急連絡体制の整備を図るとともに、地震防災に係る訓練を実施する。

### (5) 液化石油ガス安全対策の推進

液化石油ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施する。

#### ア 施設や設備の安全確保

- ①地震防災規定等に基づく自主点検及び訓練の実施
- ②緊急遮断弁等耐震機器及び消火設備の整備

- ③容器や収納庫の耐震化の促進及び容器転倒防止措置の強化促進
- ④保安要員の確保

#### イ 連絡体制の確立及び応急用資機材の整備

- ①緊急時の社内及び関係団体との連絡体制の整備
- ②応急用資機材、工具類の整備

#### ウ 消費先の安全確保

- ①容器転倒防止措置の強化
- ②地震防災機器の設置促進と消費者啓蒙の強化
- ③消費者に対する地震発生時におけるガス栓及び容器バルブの閉止等の緊急措置及び二次災害防止のための知識啓発
- ④消費者との通報連絡体制の整備

### (6) 通信施設安全対策の推進

東日本電信電話(株)山梨支店は、地震発生時の電気通信の途絶及び混乱等を防止するとともに、被災した電気通信施設の早期復旧のため、次の予防対策を実施する。

#### ア 施設や設備の安全確保

- ①電気通信施設の耐震化
- ②主要伝送路の多ルート、分散化

#### イ 通信途絶防止対策

県内各地の公共的施設及び防災関係機関等へ緊急連絡のため無線電話を配備し、通信の途絶を防止する。

- ①災害時優先電話の確保
- ②災害時用公衆電話の設置

#### ウ 通信の輻輳（ふくそう）対策

地震発生によって安否確認や見舞い電話等の殺到による通信機能の麻痺状態を防止するため、地震等災害発生時の通話規制措置実施における利用案内等の周知に努める。

#### エ 応急復旧用資機材の配備

電気通信施設が被災したときは、早期に復旧活動ができるよう、各事業所へ応急復旧資機材等を配備する。

- ①車載型衛星通信地球局
- ②非常用移動電話局装置
- ③移動電源車及び可搬型電源装置
- ④応急復旧ケーブル
- ⑤特殊車両

#### オ 要員の確保

- ①緊急連絡体制の整備

- ②交通途絶時等の出動体制の確立
- ③県外等からの全社的復旧支援体制の確立

## **(7) 鉄道施設安全対策の推進**

東日本旅客鉄道(株)は、地震発生時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次の予防対策を推進する。

### **ア 施設や設備の安全確保**

耐震性を考慮した線区防災強化を促進し、耐震構造への改良を促進するとともに、地震発生時における要注意構造物の点検を実施する。

- ①橋梁の維持、補修
- ②法面、土留の維持及び改良強化
- ③トンネルの維持、補修及び改良強化
- ④建設設備の維持、補修
- ⑤通信設備の維持

#### **(ア) 地震計の設置**

地震計の設置により、地震発生時における早期点検体制の確立を図る。

#### **(イ) 耐震列車防護装置等の整備**

一定以上の震度を感知したとき、列車を自動的に、又は信号を発することにより停止させる耐震列車防護装置を整備する。

### **イ 防災資機材の整備**

- ①クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、電線類等の整備を図る。
- ②重機械類、その他必要な資機材の確保を図る。

### **ウ 要員の確保**

- ①緊急連絡体制の整備
- ②交通途絶時等の出動体制の確立

## **3 都市型災害の防止・軽減対策推進計画**

都市化の進展等により、大規模な地震が発生したときには、建築物や建造物等の倒壊、転倒や落下等により、甚大な被害の発生が予想されるため、市は、建築物の耐震性の確保対策、施設の安全対策等を推進し、被害の発生防止、軽減を図る。

### **(1) 建築物の耐震計画**

地震による建築物の破壊等の被害を防止するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、耐震改修促進計画を策定し、この計画に基づき耐震化を促進する。

#### **ア 公共建築物の耐震性の向上**

市は、『笛吹市耐震建築促進計画』（令和3年3月改定）に基づき、現行耐震基準以前の基準で建築された建築物について耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修等を実施する。

#### イ 一般建築物の耐震性向上

- ①簡易耐震診断表による自宅の自己診断の推進
- ②広報紙、市ホームページの掲載等による県が開設する「地震相談窓口」の周知
- ③無料耐震診断の実施（昭和56年5月以前に建設された木造2階建て以下の個人住宅が対象）
- ④耐震改修工事等への補助（無料耐震診断の結果に基づいて行う耐震改修工事等）

#### ウ 講習会等の開催

建物の耐震性の向上を推進するため、講習会の開催、広報誌や市ホームページへの掲載等により、耐震性確保の重要性を市民に周知する。

▶資料編参照：笛吹市木造個人住宅耐震診断支援事業実施要綱 P資料82

## （2）落下、倒壊危険物対策

道路上の工作物の落下、道路隣接建築物の倒壊や構造物が落下することによる被害を防止し、避難路、緊急輸送路を確保するため、道路管理者、公安委員会、電力会社、電信電話会社は、それぞれ道路周辺等の構築物等の点検、補修、補強を行う。

また、市は、県と連携して下記物件等の設置者等に対し、同様の措置を実施するよう指導、啓発する。

物件等	対策実施者	措置等
横断歩道橋	管理者	耐震診断等を行い、落橋防止を図る。
交通信号等		施設の点検を行い、危険の防止を図る。
枯街路樹等		樹木除去等適切な管理措置をとる。
電柱街灯等		点検を実施し、倒壊等の防止を図る。
アーケード等		新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各管理者による点検、補強を実施する。
看板広告物		安全管理の実施を許可条件とする。
ブロック塀	所有者	点検を実施し、危険なものは改良工事を行う。新設に当たっては安全なものを設置する。
ガラス窓	所有者、管理者	落下等により通行人に被害を与えないよう補強する。
自動販売機		転倒等で道路の通行、安全に支障のないよう設置する。
樹木、煙突	所有者	倒壊のおそれのあるもの、不要のものは除去する。

## （3）既存建築物防災対策

建築基準法第12条第1項に規定する定期報告制度を周知徹底することにより既存建築物防災対策の推進を図る。

また、定期報告制度の周知を図るため、関係団体の参加を含めた体制整備を図

る。

なお、対象建築物は、建築基準法第 12 条第 1 項に規定する定期報告制度の対象建築物とし、報告の内容は、次の事項とする。

- ①調査及び検査の状況
- ②敷地及び地盤の状況
- ③建築物の外部の状況
- ④屋上及び屋根の状況
- ⑤建築物の内部の状況
- ⑥避難施設等の状況
- ⑦石綿を添加した建築材料の調査状況
- ⑧耐震診断及び耐震改修の調査状況
- ⑨建築物等に係る不具合等の状況

#### **(4) 公共施設災害予防対策**

##### **ア 老朽建築物の改築促進**

老朽度の著しい建物は、市の個別施設計画に基づき、改築を推進する。改築に当たっては、耐震・耐火構造建物の促進を図る。

また、建物の定期点検などを実施して、破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

##### **イ 市有施設の耐震診断・耐震改修**

市で所有する特定建築物以外で、耐震改修の必要が認められる建物は、緊急度や建替計画などを考慮する中で、順次、耐震改修を実施する。

なお、耐震改修や改築あるいは新築の際には、耐震化を図るのはもちろんのこと、スロープ化等による段差解消や手すり、障がい者用トイレ、点字ブロック等の設置など、高齢者や障がい者等に配慮したものとする。

##### **ウ 建物以外の施設の補強及び整備**

建物以外の施設の定期点検を実施し、危険なものには必ず補強工事を実施するとともに、移動しやすいものは格納するなどして対策を講じる。

また、消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく。

##### **エ 公共施設の災害予防対策の推進**

公共施設等の耐震性の強化及び不燃化等の促進を行うときには、県の公共施設防災計画に準じて実施する。

また、学校施設の安全性を確保するとともに、避難所としての機能を確保するため、市立小中学校の校舎や体育館、社会教育施設及び社会体育施設の耐震化及び非構造部材の落下防止対策の推進に努める。

##### **オ その他の施設の耐震化の促進**

医療活動の拠点となる病院や社会福祉施設等に対して、県の耐震化促進事業を周知するなど、耐震化の促進について、普及、啓発する。

## **(5) 地震保険の活用**

被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つである地震保険制度について、普及促進に努める。

## **4 被災建築物及び被災宅地危険度判定体制の整備**

市は、地震発生後の被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定を円滑に実施するために、判定に関する計画の作成に努める。

また、県が行う被災建築物応急危険度判定士や被災応急宅地危険度判定士養成のための講習会への職員派遣等により、各判定士の登録を促進するとともに、県と連携して、各判定用資機材の備蓄に努める。

## **5 帰宅困難者に関する事前対策**

市は、県及び関係機関等と連携して、交通情報の収集や提供、水や食料の確保、一時滞留施設の確保等、帰宅困難者に必要な対策の体制整備に努める。

また、平時から民間事業者と帰宅困難者のための一時滞在施設への帰宅困難者の受入等に関する協定の締結に努める。

## 第5 その他災害予防

担当部署	防災危機管理課、文化財課、消防本部
計画方針	市及び防災関係機関は、原子力災害のほか、火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質等の危険物やLPガスの漏えいなどによる災害の発生を未然に防ぐため、各種法令に基づく取締りや保安対策の計画及び実施に努める。 また、文化財の所有者又は管理者は、災害から文化財を保護するため、被害軽減対策を強化する。

### 1 原子力災害予防対策

市は、山梨県地域防災計画を基本とし、中部電力（株）浜岡原子力発電所の事故により、放射性物質の影響が広範囲に及び、県内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれのあるときを想定して、次の予防対策を推進する。

#### (1) 情報の収集及び連絡体制の整備

県を通じて、国、原子力発電所が所在する静岡県、中部電力(株)、その他防災関係機関等と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、連携体制の整備に努める。

#### (2) モニタリング体制等の整備

必要に応じて、県が実施する大気中の環境放射線モニタリングの情報を収集するとともに、市独自で大気中の環境放射線モニタリング体制を整備する。

#### (3) 原子力災害に関する市民等への知識の普及と啓発

県とともに、次の内容について、市民等に対し原子力災害に関する知識の普及と啓発に努める。

- ①放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ②隣接県の原子力発電所の概要に関すること
- ③原子力災害とその特性に関すること
- ④放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- ⑥緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること

#### (4) 防災業務職員に対する研修

原子力防災対策の円滑な実施を図るため、次に掲げる事項等について、消防職

員等の防災業務職員に対し、必要に応じて、研修を受ける。

- ①原子力防災体制に関する事
- ②隣接県の原子力発電所の概要に関する事
- ③原子力災害とその特性に関する事
- ④放射線による健康への影響及び放射線防護に関する事
- ⑤モニタリング実施方法及び機器に関する事
- ⑥緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関する事
- ⑦緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関する事
- ⑧その他緊急時対応に関する事

## 2 火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質の災害予防対策

市及び防災関係機関は、火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質の爆発、漏えいなどによる災害の発生を未然に防止するため、相互に連携を図り、次の予防対策を推進する。

なお、事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、自然災害により危険物等災害の拡大が予想されるときは、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成と訓練の実施に努める。

### (1) 保安意識の啓発

市及び防災関係機関は、災害の未然防止のため、関係法令遵守の徹底を図るとともに、次の内容を実施する。

- ①各種の講習会及び研修会の開催
- ②災害予防週間等の設定
- ③防災訓練の徹底
- ④独自に定めた訓練の実施

### (2) 規制及び指導の実施

市は、各種法令及び技術基準等に基づく安全確保対策を徹底させるため、事業者に対して、防災指導、査察、検査等により、次の対策を指導する。

なお、施設等の維持管理及び危険物等の生産、流通、貯蔵や取扱の実態に即して指導する。

- ①製造施設、貯蔵所等の保安検査及び立入検査の実施
- ②関係行政機関との緊密な連携
- ③各事業所の実情把握と各種保安指導の推進
- ④施設の耐震化の促進
- ⑤緊急措置作成に対する指導

## ⑥防災教育、訓練の充実

### (3) 自主保安体制の充実

各事業者は、自主的に保安体制の充実に取り組む。

- ①取扱責任者の選任
- ②防災資機材の整備及び化学消火薬剤の設置、備蓄
- ③自衛消防組織の充実強化
- ④隣接事業所との相互応援に関する協定締結の促進

### (4) 消防体制の整備

市は、消防職員、消防団員の確保と知識の向上を図るとともに、化学消防自動車等の整備に努め、化学消防力の強化を図る。

▶資料編参照：危険物施設 P資料81

## 3 文化財災害予防対策計画

市内には文化財保護法により指定された重要文化財、県文化財保護条例により指定された文化財及び市文化財保護条例により指定した文化財等がある。

市は、これら文化財等の保存のため、現況を正確に把握し、山梨県文化財保存活用大綱に基づき、次の災害予防対策を推進する。

### (1) 普及啓発活動や防犯・防災対策の取組の促進

「文化財防火デー」(1月26日)に合わせて、防災訓練や防火設備点検の実施等、防災に係る周知や普及啓発活動を促進する。

なお、文化財所有者や管理責任者は、防犯や防災に関して日頃留意すべき事項や実際に災害が発生したときにとるべき一般的な対応を記したマニュアルなどの作成に努める。

### (2) 文化財の現況の把握と防災スキルの向上

県と協力し、平時における活動として、域内文化財の管理状況等の現況把握や、保護活動の際に資する研修会や技能講習会の実施に努める。

### (3) 文化財防災ネットワークの設置、運用

災害発生時に緊急的なレスキュー活動等を円滑に行うため、県を主体として構築する文化財に関する県内での防災ネットワークに参画する。

## 第3章 災害応急対策計画

### 第1節 応急活動体制の確立

#### 第1 風水害等の配備体制

担当班	全部（全班）
計画方針	災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下、「災害時」という。）は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害の状況等により直ちに災害対策本部を設置し、県と緊密な連携の下、応急活動体制を確立する。

▶手法編参照：風水害等の配備体制 P手法1～7

##### 1 気象情報等の収集、伝達及び動員配備

市は、台風接近時や線状降水帯の発生など集中豪雨が予想されるときは、市域に係る気象情報や雨量、河川水位の観測情報を常時監視し、災害警戒に関する準備や調整を行う。

また、国、県や防災関係機関と相互連絡に努め、情報交換を徹底する。

##### （1）気象に関する情報の収集

市域及び近隣市町に係る次の情報の発表状況等を把握するとともに、山梨県総合河川情報システム等により雨量や河川水位の観測情報等を収集する。

- ①気象警報、注意報（特別警報を含む）
- ②記録的短時間大雨情報
- ③洪水予報
- ④水防警報
- ⑤土砂災害警戒情報
- ⑥顕著な大雨に関する気象情報

▶資料編参照：気象等の観測に関する資料 P資料83～89

##### （2）気象に関する情報の伝達

###### ア 市職員への伝達

予報、警報、特別警報等の周知伝達に当たっては、職員参集メール、グループウェア、電話により速やかに行う。

###### イ 市民その他関係団体への通報

市民、関係団体等に対しても、次の方法により速やかに予報、警報、特別警報等を伝達し、被害発生の防止に努める。

特に、気象等の特別警報について通知を受けたとき又は確認したときは、直ちに防災行政無線及び消防団車両等により市民へ周知する。

- ①市防災行政無線
- ②消防団車両
- ③Lアラート
- ④市ホームページ
- ⑤メール
- ⑥SNS
- ⑦その他

▶資料編参照：情報伝達経路 P資料90～91

### **(3) 異常現象発見時の通報、伝達**

市民、市職員、消防職員、警察官等から、災害が発生するおそれがある異常な現象（強い突風、竜巻、強い降雹、激しい雷雨、土石流、堤防の水漏れ、地割れ等）を発見した旨の通報を受けたときは、直ちに関係する部に伝え、県防災危機管理課、関係機関に通報する。

また、市防災行政無線、消防団車両、Lアラート、ホームページ、メール配信等を利用して、対象となる市民に対してその危険性を周知徹底する。

### **(4) 火災警報の発表**

甲府地方気象台から、市域に火災気象通報が発表され、県からその旨の通知を受けたときは、必要に応じて、火災警報を発表する。

また、火災警報を発表したときは、笛吹市火災予防条例第 29 条に従い、火災予防広報を行う。

▶資料編参照：気象等の観測に関する資料 P資料83～89

### **(5) 職員配備**

市は、災害応急対策活動の実施に必要な人員を配置し、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

#### **ア 配備体制の確立**

市職員配備基準により配備体制をとり、気象、水防等の情報を収集し、共有する。

また、災害に対する警戒態勢を強化する必要があるときは、配備基準に応じて災害警戒本部又は災害対策本部を設置して対応する。

なお、水防法に基づく水防本部体制は、災害警戒本部体制とみなし、実際に水害が発生したときなどは、災害対策本部体制に移行する。

## イ 職員への伝達及び配備

職員への伝達及び配備は、次により行う。

### (ア) 勤務時間内における伝達及び配備

気象情報等の通知を受け、災害発生が予想されたときは、市職員配備基準に基づいた配備を行う。

防災担当者は、職員参集メール、グループウェア、電話等により職員への配備体制の周知の徹底を図り、当該職員は、速やかに配備につく。

なお、急激な増水や突発的な事故等が発生し、本部長（市長）が当該「配備基準」と異なった配備体制を指示したときは、直ちに次の配置をとる。

- ①防災担当者は、市長又は総務部長が指示する配備体制を職員参集メール、グループウェア、電話等により職員への周知を図る。
- ②各部長は、直ちに各班長に連絡し、班員にあらかじめ定められた所掌事務を行うよう指示する。
- ③配備を指示された職員は、速やかに所定の場所へ配備につき、指示された業務に従事する。
- ④配備該当職員以外の職員は、気象情報や市の活動状況等に留意しつつ、緊急招集に備える。

### (イ) 勤務時間外、休日における伝達及び配備

勤務時間外等は、市職員配備基準に基づいた自動配備を行う。

防災担当者は、職員参集メール、グループウェア、電話等により職員への配備体制の周知を図り、該当職員は、速やかに配備につく。

なお、突発的な事故等が発生したときは、次により伝達及び配備を行う。

- ①日直者等は、突発的な事故等が発生したという連絡があったときは、直ちに電話等により防災危機管理課長に報告する。
- ②日直者等から報告を受けた防災危機管理課長は、直ちに総務部長に報告する。
- ③総務部長は、市長（本部長）に報告し、本部長の指示を副市長、教育長（副本部長）及び各部長に連絡する。
- ④各部長は、直ちに各班長に連絡し、班長は緊急連絡網により配備該当職員に緊急参集を指示する。
- ⑤参集を指示された班員は、事態の推移に注意し、直ちに登庁する。
- ⑥その他の職員は、テレビの気象状況等に注意し、緊急参集命令に備える。
- ⑦配備該当職員は、直ちに次の施設に参集する。

表 配備該当職員の参集場所

体制	職員	参集場所
第2配備体制 (警報等配備体制)	該当する職員	市役所本館2階 防災危機管理課
	支所職員	各支所
第3配備体制 (災害警戒本部)	本部長、副本部長、統括局員	市役所本館3階301会議室
	各班	所属する班の勤務場所
	各支所職員	各支所
第4配備体制 (災害対策本部)	全職員	所属する部の勤務場所
	本部長、副本部長	市役所本館3階301会議室
	統括員	市役所本館2階 防災危機管理課

**(ウ) 各班長の配置、報告**

各班長は、配備体制の指示を受けたときは、直ちに次の措置を講ずる。

- ①班員の被災状況、参集状況の把握
- ②参集職員から市内の被害状況の収集
- ③所属部長の指示等の班員への周知
- ④所属部長、統括局への報告

**(エ) 各部長の配置、報告**

各班長から報告を受けた各部長は、所定の様式により職員の参集状況を取りまとめ、統括局に報告する。

統括班は、各部や各支所からの被害状況報告とともに、職員の参集状況を本部長に報告する。

▶資料編参照：勤務時間内における緊急招集連絡 P資料104

▶資料編参照：勤務時間外における緊急招集連絡 P資料104

▶資料編参照：参集時の留意事項 P資料105

**ウ 部相互間の応援動員**

災害応急対策を行うに当たって、対策要員が不足するときは部内で調整するが、部内の調整だけでは応急対策の実施が困難なときは、次により他部からの応援を得て実施する。

**(ア) 動員要請**

各部長は、他の部の職員の応援を受けようとするときは、次の事項を示して統括局長に要請する。

- ①応援内容
- ②応援を要する人数
- ③応援を要する日時
- ④参集場所
- ⑤その他必要事項

**(イ) 動員の措置**

統括局長は、応援要請内容により、緊急の応急活動事務が少ない部から動員の指示を行う。

応援のための動員指示を受けた部は、部内の実情に応じて、所要の応援を行う。

## 2 災害警戒本部の設置、運営、廃止

市は、災害対策本部を設置するに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を総合的かつ迅速かつ的確に行うため、総務部長を本部長とする笛吹市災害警戒本部を設置し、災害の警戒に当たる。

### (1) 災害警戒本部の設置基準

次のいずれかに該当するとき、災害警戒本部を設置する。

- ①未だ災害は発生していないが、状況の推移によっては、相当規模の災害発生のおそれがあると判断される時
- ②洪水や土砂災害に係る避難指示等を発令するなどの状況が生じたとき
- ③その他、総務部長が必要と認めたとき

### (2) 災害警戒本部の組織

災害警戒本部は、次の組織で構成する。

体制	組織名称	該当職員
災害警戒本部体制	本部長	総務部長
	副本部長	防災危機管理課長
	班長	災害対策本部組織における班長をもって充てる
	各支所	災害対策本部組織における各支所をもって充てる
	統括局	災害対策本部組織における統括局をもって充てる
	班員	災害対策本部組織における各班から部長が指名する3名をもって充てる

### (3) 災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、次の災害対策業務を行う。

- ①高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令に関する事
- ②災害対策本部の設置準備に関する事
- ③小規模な災害応急対策の実施に関する事

### (4) 災害警戒本部の廃止基準

次のいずれかに該当するとき、災害警戒本部を廃止する。

- ①災害の発生するおそれなくなったと災害警戒本部長が認めたとき
- ②災害応急措置が概ね終了したと災害警戒本部長が認めたとき
- ③災害対策本部が設置されたとき

## (5) 災害警戒本部の設置及び廃止の通知

災害警戒本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表する。

なお、廃止したときの通知は、設置したときに準じて行う。

通知及び公表先	連絡方法
庁内職員	職員参集メール、グループウェア、電話、口頭、Ｌアラート、庁内放送
各支所	職員参集メール、グループウェア、電話、口頭
市出先機関	職員参集メール、電話、ＦＡＸ
市民	市ホームページ、Ｌアラート、ＳＮＳ
県、県関係出先機関	山梨県総合防災情報システム、電話、ＦＡＸ、市ホームページ
消防本部	職員参集メール、グループウェア、電話
笛吹警察署	電話
報道機関	山梨県総合防災情報システム

## 3 災害対策本部の設置、運営、廃止

市は、災害応急対策を実施する必要があるときは、災害対策基本法第 23 条の 2 第 1 項の規定により、市長を本部長とする笛吹市災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

### (1) 災害対策本部の設置基準

次のいずれかに該当するとき、災害対策本部を設置する。

- ①災害が発生し、災害救助法による救助を必要とするとき
- ②災害が広範な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とするとき
- ③市内に特別警報が発表されたとき
- ④その他、市長が必要と認めるとき

### (2) 災害対策本部の組織

災害対策本部は、次の組織で構成する。

#### ア 組織及び任務分担

災害対策本部の組織と任務分担は、次のとおりとする。

また、災害対策本部組織図は、資料編に示すとおりとする。

- ▶資料編参照：笛吹市災害対策本部組織図 P資料106
- ▶資料編参照：笛吹市災害対策本部条例 P資料111

表 災害対策本部の任務分担

組織名称	任務分担
本部長	市長を市災害対策本部長（以下「本部長」という。）とし、本部長は、災害対策本部の事務を総括し、各部を指揮監督する。
副本部長	副市長及び教育長を市災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）とし、副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故等があるときは、その職務を代理する。
本部員	本部員は、総務部長、総合政策部長、市民環境部長、保健福祉部長、子供すこやか部長、産業観光部長、建設部長、公営企業部長、会計管理者、消防長、議会事務局長、教育部長、消防団長、社会福祉協議会事務局長をもって充てる。
統括局	災害対策本部の事務を処理するため、本部設置と同時に本部に統括局を設置する。統括局長には総務部長をもって充てる。統括局に統括班、資源管理班、情報班、財政班を置く。
部、班	災害対策本部に部及び班を置き、部に部長、班に班長を置く。部長は、本部長の命を受け、部に属する応急対策を掌理し、所属の各班を指揮監督する。班長は、当該班の所属事項について、班員を指揮して応急対策の処理に当たる。各班に属する職員は当該班員として、班長の命を受けて応急対策に当たる。
連絡員	災害対策本部体制発令時に、部長を補助し、かつ、本部員会議等で決議された事項を班員に周知するため、班長の中から部長が指名する者をもって充てる。

### イ 職務代行

大規模災害発災時に意思決定権者が不在の場合は、「笛吹市事務決裁規程」に準じ業務を遂行する。

「笛吹市事務決裁規程」に準じ整理すると、次のとおり。

表 笛吹市事務決裁規程に基づく決裁者及び代決者

決裁者	第1代決者	第2代決者
市長	副市長	総務部長
部長	主務課長	
課長	課長補佐又はグループのリーダー	

なお、災害対策本部における市長の権限委譲順位は、次のとおりとし、本部の指揮監督をとるものとする。

第1順位 副市長（副本部長）

第2順位 総務部長

第3順位 防災危機管理課長

また、部長、班長の職務代行は、次のとおりとする。

表 災害対策本部に配置する職員と職務代行

部	配置する職員					
	本部長・副本部長・部長	職務代行者	班	所属	班長	職務代行者
1 災害対策本部	本部長 市長	副市長	—	—	—	—
	副本部長 副市長 教育長	総務部長	—	—	—	—
2 統括局	統括局長 総務部長 副統括局長 総合政策部長 議会事務局長	総合政策部長	統括班	防災危機管理課、統括員	防災危機管理課長	課長補佐又はリーダー
			資源管理班	総務課（人事給与担当）、管財課、情報システム課	総務課長	管財課長
			情報班	政策課、企画課、議会事務局、総務課（総務担当）、各支所	政策課長	企画課長
			財政班	財政課	財政課長	課長補佐又はリーダー
3 住民部	住民部長 市民環境部長 副部長 会計管理者	会計管理者	総務班	市民活動支援課	市民活動支援課長	課長補佐又はリーダー
			住民班	戸籍住民課、国民健康保険課、税務課、収税課、会計課	戸籍住民課長	国民健康保険課長
			環境班	環境推進課	環境推進課長	課長補佐又はリーダー
4 福祉部	福祉部長 保健福祉部長 副部長 子供すこやか部長	子供すこやか部長	総務班	福祉総務課	福祉総務課長	課長補佐又はリーダー
			福祉班	障害福祉課、介護保険課、長寿支援課、生活支援課	障害福祉課長	介護保険課長
			救護班	健康づくり課	健康づくり課長	課長補佐又はリーダー
			保育班	子育て支援課、保育課	子育て支援課長	保育課長
5 社会基盤部	社会基盤部長 建設部長 副部長 産業観光部長	産業観光部長	総務班	農林振興課、建設総務課	農林振興課長	建設総務課長
			農政班	農林土木課、農業委員会事務局	農林土木課長	農業委員会事務局
			観光商工班	観光商工課	観光商工課長	課長補佐又はリーダー
			土木班	土木課	土木課長	課長補佐又はリーダー
			住宅班	まちづくり整備課	まちづくり整備課長	課長補佐又はリーダー
6 水道部	水道部長 公営企業部長	水道課長	総務班	業務課、企業会計課	課長補佐	リーダー
			水道班	水道課	水道課長	課長補佐又はリーダー
			下水道班	下水道課	下水道課長	課長補佐又はリーダー
7 教育部	教育部長 教育部長	教育総務課長	総務班	教育総務課	教育総務課長	課長補佐又はリーダー
			学校教育班	学校教育課	学校教育課長	課長補佐又はリーダー
			生涯学習班	生涯学習課、文化財課、図書館	生涯学習課長	課長補佐又はリーダー
8 消防部	消防部長 消防長	次長	消防本部	管理課、消防課、予防課、指令課	次長	消防課長
			消防署	消防署、東部出張所、西部出張所	消防署長	副署長

※消防本部における災害対応のための「統括指揮本部」は、消防課が開設する。

### (3) 災害対策本部の業務

災害対策本部の組織及び事務分掌は、資料編のとおりであるが、災害対策本部が分掌する事務の主なものは、次のとおりである。

- ①災害情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
- ②被災者の救助・救護その他の保護活動の連絡調整
- ③火災発生防止及び水防体制の整備と災害時の消防、水防その他の応急措置の指示
- ④県、自衛隊その他防災関係機関に対する支援の要請
- ⑤被災者からの要請による物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の放出
- ⑥災害応急対策の実施又は広報
- ⑦緊急輸送道路の確保
- ⑧施設及び設備の応急復旧
- ⑨交通の規制その他被災地における社会秩序維持の措置
- ⑩前各号のほか、災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置

▶資料編参照：笛吹市災害対策本部事務分掌 P資料107～110

### (4) 災害対策本部の運営

災害対策本部の設置が決定されたときは、統括局が中心となって、災害対策本部を運営する。

#### ア 標識の掲出

災害対策本部を設置したときは、市役所本庁舎に「笛吹市災害対策本部」の標識を掲げる。

本部長、副本部長、各部長、各班長、各班員は、災害応急活動に従事するときは、それぞれ所定の活動服、パトロールベスト等を着用する。

#### イ 設置場所

災害対策本部は、笛吹市役所本館301会議室に設置する。

ただし、本庁舎が被災したときは、次の順に設置場所を検討する。

- ①第1候補 御坂支所
- ②第2候補 八代支所
- ③第3候補 一宮支所

#### ウ 運営上必要な資機材等の確保

災害対策本部を設置したときは、次の本部運営上必要な資機材等を確保する。

- ①管内地図
- ②ラジオ、テレビ
- ③パソコン、FAX、コピー機
- ④防災関係機関、関係団体等の名簿
- ⑤ホワイトボード

- ⑥筆記用具
- ⑦県防災行政無線
- ⑧市防災行政無線
- ⑨消防無線
- ⑩電話（携帯電話を含む。）
- ⑪インターネット
- ⑫非常用発電設備
- ⑬その他必要資機材

## エ 県の現地災害対策本部との連携

市内に大規模災害が発生し、県の現地災害対策本部が設置されるときは、県の現地災害対策本部を笛吹市役所本館3階会議室において受け入れ、密接な連携を図りつつ適切な災害応急対策の実施に努める。

## オ 会議の運営

災害対策本部を設置したときは、必要に応じて、次の会議を開催する。

会議名	概要
本部員会議	市本部に本部員会議を置き、本部長が招集する。 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害情報の分析及び災害応急対策の基本方針その他災害に関する重要事項を協議する。 【本部会議における主な協議事項】 ①緊急応急活動方針の決定に関すること。 ②災害対策本部の配備体制の決定や切替えに関すること。 ③県、他市町村等への応援要請に関すること。 ④自衛隊の災害派遣要請依頼に関すること。 ⑤災害救助法の適用に関すること。 ⑥災害対策本部の廃止に関すること。
緊急対策会議	本部員会議を開催する時間的余裕がないときは、災害対策本部に緊急対策会議を置き、本部長が招集する。 緊急対策会議は、本部長、副本部長、統括局長、副統括局長（総合政策部長）、社会基盤部長、消防部長及び統括班長をもって構成し、緊急的な災害に関する重要事項を判断する。
部長会議	部間の連絡調整等を行うため、部長会議を置く。 部長会議は統括局長及び各部長をもって構成し、本部長が招集する。
班長会議	災害対策本部に各班の連絡調整のため、班長会議を置く。 班長会議は、各班長をもって構成し、統括局長が招集する。

## (5) 災害対策本部の廃止基準

次のいずれかに該当するとき、災害対策本部を廃止する。

- ①災害の発生するおそれなくなったと災害対策本部長が認めたとき
- ②災害応急措置が概ね終了したと災害対策本部長が認めたとき

## (6) 災害対策本部の設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表する。

なお、廃止したときの通知は、設置したときに準じて行う。

通知及び公表先	連絡方法
庁内職員	職員参集メール、グループウェア、電話、口頭、Lアラート、庁内放送
各支所	職員参集メール、グループウェア、電話、口頭
市出先機関	職員参集メール、電話、FAX
市民	市ホームページ、Lアラート、SNS
県、県関係出先機関	山梨県総合防災情報システム、電話、FAX、市ホームページ
消防本部	職員参集メール、グループウェア、電話
笛吹警察署	電話
報道機関	山梨県総合防災情報システム

## (7) 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害対策基本法第23条の2第5項の規定に基づき、災害の現地において、特に必要があると認めるときは、災害対策本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員をもって組織する。

なお、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員は、本部長が指名する者をもって充てる。

現地災害対策本部長は、本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

## 4 市庁舎等が被災したときの県による情報収集活動

災害発生後、市庁舎等が被災したことにより、市が県に被災状況、及びこれに対してとられた措置の概要の報告をできなくなったものと認められたとき、災害対策基本法第53条第6項により、県は市に代わり、次により当該災害に係る情報を可能な限り収集するよう努める。

### (1) 被災地への職員派遣

地方連絡本部（峡東地域県民センター）職員を本市に派遣し、情報の収集に努める。

当該地方連絡本部の職員のほか、必要に応じて災害対策本部その他の職員を派遣し、情報の収集に努める。

### (2) 消防防災ヘリコプター

消防防災ヘリコプター緊急運航基準に規定する基準の下、情報の収集に努める。

### (3) その他

必要に応じて、防災関係機関等に対し情報収集の協力を要請する。

## 第2 地震災害の配備体制

担当班	全部（全班）
計画方針	地震が発生したときは、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、震度や被害の状況等により直ちに災害対策本部を設置し、県、防災関係機関等と緊密な連携の下、応急活動体制を確立する。

▶手法編参照：地震災害の配備体制 P手法8～14

### 1 地震災害情報等の収集、伝達及び職員配備

市は、地震の規模や被害の程度に応じて、市の所有する通信手段、機材を効果的に使い、又は防災関係機関との連携により、多くの情報を収集し、被害規模の早期把握に努めるとともに、正確な情報や的確な指示等を職員、市民等に伝達する。

#### (1) 地震に関する情報の把握、収集

市域に揺れを覚知したときは、次の通知等により、市域の震度情報を把握する。  
また、南海トラフ沿いで発生した異常な現象の観測結果や分析結果について、気象庁が南海トラフ地震に関連する情報を発表したときは、その情報を把握する。

- ①全国瞬時警報システム（Jアラート）
- ②緊急地震速報
- ③市庁舎に設置された計測震度計
- ④県防災行政無線
- ⑤その他（テレビ、ラジオなど）

▶資料編参照：地震の観測に関する資料 P資料92～96

#### (2) 地震に関する情報の伝達

##### ア 支所等への伝達

支所、市出先機関にも収集した地震情報等の共有化を図るため、速やかにグループウェア、統合型GIS等で次の内容を伝達する。

- ①地震情報（震度、震源、規模等）
- ②災害発生状況
- ③道路通行状況
- ④ライフライン供給状況
- ⑤対応状況

##### イ 市民への伝達

市民の不安を解消するとともに、適切な行動がとられるよう、市防災行政無線等を活用して地震情報等を伝達する。

また、可能なときは消防団車両により伝達する。

伝達内容は、主に次のとおりとする。

- ①地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）
- ②火災の発生、ガス爆発等に注意すること
- ③電話、自動車の使用を自粛すること
- ④テレビ、ラジオの地震情報に注意すること
- ⑤被害が発生したときは、直接又は区長を通じて市役所又は支所に報告すること
- ⑥被害状況に応じて自主防災組織の活動を開始すること

### **（３）異常現象発見時の通報、伝達**

市民、市職員、消防職員、警察官等から、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けたときは、できるだけその現象を確認し、実情把握に努めるとともに、関係機関に伝達する。

また、地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部に通報が殺到したときは、その状況を直ちに県及び消防庁に対して報告する。

### **（４）職員配備**

市は、災害応急対策活動の実施に必要な人員を配置し、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

#### **ア 配備体制の確立**

市職員配備基準により配備体制を置き、地震による被害等の情報収集及びその共有に当たる。

また、災害に対する警戒態勢を強化する必要があるときは、災害警戒本部又は災害対策本部を設置して対処する。

▶資料編参照：市職員配備基準 P資料101～103

#### **イ 職員への伝達及び配備**

職員への伝達及び配備は、次により行う。

##### **（ア）勤務時間内における伝達及び配備**

震度4以上の地震が発生し、周囲の状況から大規模な災害の発生が予想されるときは、市職員配備基準に基づいた自動配備を行う。

職員は、配備基準に該当する災害情報を感知したときは、指定された場所に自主的に参集する。ただし、災害状況等によりあらかじめ指定された場所に参集できないときは、近くの支所に参集し行動する。

##### **（イ）勤務時間外、休日における伝達及び配備**

勤務時間外等は、市職員配備基準に基づいた自動配備を行う。

職員は、配備基準に該当する災害情報を感知したときは、自己の所属又はあらかじめ指定された場所に自主的に参集する。ただし、災害状況等により自己の所属又はあらかじめ指定された場所に参集できないときは、近くの支所に参集する。

表 配備該当職員の参集場所

体制	職員	参集場所
第2配備体制 (警報等配備体制)	該当する職員	市役所本館2階 防災危機管理課
	支所職員	各支所
第3配備体制 (災害警戒本部)	本部長、副本部長、統括局員	市役所本館3階301会議室
	各班	所属する班の勤務場所
	各支所職員	各支所
第4配備体制 (災害対策本部)	全職員	所属する部の勤務場所
	本部長、副本部長	市役所本館3階301会議室
	統括員	市役所本館2階 防災危機管理課

#### (ウ) 初動期の留意事項

各班員は、身の安全を確保しつつ、次の事項に留意して冷静に所定の配備につき、応急対策を実施する。

- ①来庁者、施設利用者へのパニック防止措置、避難誘導
- ②火災発生防止措置
- ③余震による落下物への注意

#### (エ) 班員の服務

班員は、配備体制がとられたとき、次の事項を遵守する。

- ①常に地震に関する情報、災害対策本部長からの指示に注意する。
- ②不急の行事、会議、出張等は中止する。
- ③勤務場所を離れるときは、所属班長と連絡を取り、常に所在を明らかにする。
- ④災害現場に出動するときは、所定の活動服、パトロールベスト等を着用する。

▶資料編参照：勤務時間内における緊急招集連絡 P資料104

▶資料編参照：勤務時間外における緊急招集連絡 P資料104

▶資料編参照：参集時の留意事項 P資料105

### ウ 部相互間の応援動員

災害応急対策を行うに当たって、対策要員が不足するときは部内で調整するが、部内の調整だけでは応急対策の実施が困難なときは、次により他部からの応援を得て実施する。

#### (ア) 動員要請

各部長は、他の部の職員の応援を受けようとするときは、次の事項を示して統括局長に要請する。

- ①応援内容
- ②応援を要する人数

- ③応援を要する日時
- ④出動場所
- ⑤その他必要事項

#### (イ) 動員の措置

統括局長は、応援要請内容により、緊急の応急活動事務が少ない部から動員の指示を行う。

応援のための動員指示を受けた部は、部内の実情に応じて、所要の応援を行う。

## 2 災害警戒本部の設置、運営、廃止

市は、災害対策本部を設置しないときで、小規模の災害が発生するなど、関係部局相互の緊密な連絡調整が必要と認められるときは、総務部長を本部長とする笛吹市災害警戒本部を設置し、災害の警戒に当たる。

### (1) 災害警戒本部の設置基準

次のいずれかに該当するとき、災害警戒本部を設置する。

- ①震度5弱又は5強の地震が市内に発生したとき。
- ②南海トラフ沿いでM7の地震が発生したときで、県内震度4以下の地震を観測したとき。
- ③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。
- ④その他、総務部長が必要と認めたとき。

### (2) 災害警戒本部の組織

災害警戒本部は、次の組織で構成する。

体制	組織名称	該当職員
災害警戒本部体制	本部長	総務部長
	副本部長	防災危機管理課長
	班長	災害対策本部組織における班長をもって充てる
	各支所	災害対策本部組織における各支所をもって充てる
	統括局	災害対策本部組織における統括局をもって充てる
	班員	災害対策本部組織における各班から部長が指名する3名をもって充てる

▶資料編参照：笛吹市地震災害警戒本部条例 P資料111

### (3) 災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、次の災害対策業務を行う。

- ①災害対策本部の設置準備に関すること
- ②小規模な災害応急対策の実施に関すること

#### (4) 災害警戒本部の廃止基準

次のいずれかに該当するとき、災害警戒本部を廃止する。

- ①災害の発生するおそれなくなったと災害警戒本部長が認めたとき
- ②災害応急措置が概ね終了したと災害警戒本部長が認めたとき
- ③災害対策本部が設置されたとき

#### (5) 災害警戒本部の設置及び廃止の通知

災害警戒本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表する。

なお、廃止したときの通知は、設置したときに準じて行う。

通知及び公表先	連絡方法
庁内職員	職員参集メール、グループウェア、電話、口頭、Ｌアラート、庁内放送
各支所	職員参集メール、グループウェア、電話、口頭
市出先機関	職員参集メール、電話、FAX
市民	市ホームページ、Ｌアラート、SNS
県、県関係出先機関	山梨県総合防災情報システム、電話、FAX、市ホームページ
消防本部	職員参集メール、グループウェア、電話
笛吹警察署	電話
報道機関	山梨県総合防災情報システム

### 3 災害対策本部の設置、運営、廃止

市は、災害応急対策を実施する必要があるときは、災害対策基本法第 23 条の 2 第 1 項の規定により、市長を本部長とする笛吹市災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

#### (1) 災害対策本部の設置基準

次のいずれかに該当するとき、災害対策本部を設置する。

- ①災害が発生し、災害救助法による救助を必要とするとき
- ②災害が広範な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とするとき
- ③震度 6 弱以上の地震が市内に発生したとき
- ④南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき
- ⑤その他、市長が必要と認めるとき

#### (2) 災害対策本部の組織

災害対策本部は、次の組織で構成する。

##### ア 組織及び任務分担

災害対策本部の組織と任務分担は、次のとおりとする。

また、災害対策本部組織図は、資料編に示すとおりとする。

▶資料編参照：笛吹市災害対策本部組織図 P資料106

表 災害対策本部の任務分担

組織名称	任務分担
本部長	市長を市災害対策本部長（以下「本部長」という。）とし、本部長は、災害対策本部の事務を総括し、各部を指揮監督する。
副本部長	副市長及び教育長を市災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）とし、副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故等があるときは、その職務を代理する。
本部員	本部員は、総務部長、総合政策部長、市民環境部長、保健福祉部長、子供すこやか部長、産業観光部長、建設部長、公営企業部長、会計管理者、消防長、議会事務局長、教育部長、消防団長、社会福祉協議会事務局長をもって充てる。
統括局	災害対策本部の事務を処理するため、本部設置と同時に本部に統括局を設置する。統括局長には総務部長をもって充てる。統括局に統括班、資源管理班、情報班、財政班を置く。
部、班	災害対策本部に部及び班を置き、部に部長、班に班長を置く。部長は、本部長の命を受け、部に属する応急対策を掌理し、所属の各班を指揮監督する。班長は、当該班の所属事項について、班員を指揮して応急対策の処理に当たる。各班に属する職員は当該班員として、班長の命を受けて応急対策に当たる。
連絡員	災害対策本部体制発令時に、部長を補助し、かつ、本部員会議等で決議された事項を班員に周知するため、班長の中から部長が指名する者をもって充てる。

### イ 職務代行

大規模災害発災時に意思決定権者が不在の場合は、「笛吹市事務決裁規程」に準じ業務を遂行する。

「笛吹市事務決裁規程」に準じ整理すると、次のとおり。

表 笛吹市事務決裁規程に基づく決裁者及び代決者

決裁者	第1代決者	第2代決者
市長	副市長	総務部長
部長	主務課長	
課長	課長補佐又はグループのリーダー	

なお、災害対策本部における市長の権限委譲順位は、次のとおりとし、本部の指揮監督をとるものとする。

- 第1順位 副市長（副本部長）
- 第2順位 総務部長
- 第3順位 防災危機管理課長

また、部長、班長の職務代行は、次のとおりとする。

表 災害対策本部に配置する職員と職務代行

部	配置する職員					
	本部長・副本部長・部長	職務代行者	班	所属	班長	職務代行者
1 災害対策本部	本部長 市長	副市長	—	—	—	—
	副本部長 副市長 教育長	総務部長	—	—	—	—
2 統括局	統括局長 総務部長 副統括局長 総合政策部長 議会事務局長	総合政策部長	統括班	防災危機管理課、統括員	防災危機管理課長	課長補佐又はリーダー
			資源管理班	総務課（人事給与担当）、管財課、情報システム課	総務課長	管財課長
			情報班	政策課、企画課、議会事務局、総務課（総務担当）、各支所	政策課長	企画課長
			財政班	財政課	財政課長	課長補佐又はリーダー
3 住民部	住民部長 市民環境部長 副部長 会計管理者	会計管理者	総務班	市民活動支援課	市民活動支援課長	課長補佐又はリーダー
			住民班	戸籍住民課、国民健康保険課、税務課、収税課、会計課	戸籍住民課長	国民健康保険課長
			環境班	環境推進課	環境推進課長	課長補佐又はリーダー
4 福祉部	福祉部長 保健福祉部長 副部長 子供すこやか部長	子供すこやか部長	総務班	福祉総務課	福祉総務課長	課長補佐又はリーダー
			福祉班	障害福祉課、介護保険課、長寿支援課、生活支援課	障害福祉課長	介護保険課長
			救護班	健康づくり課	健康づくり課長	課長補佐又はリーダー
			保育班	子育て支援課、保育課	子育て支援課長	保育課長
5 社会基盤部	社会基盤部長 建設部長 副部長 産業観光部長	産業観光部長	総務班	農林振興課、建設総務課	農林振興課長	建設総務課長
			農政班	農林土木課、農業委員会事務局	農林土木課長	農業委員会事務局
			観光商工班	観光商工課	観光商工課長	課長補佐又はリーダー
			土木班	土木課	土木課長	課長補佐又はリーダー
			住宅班	まちづくり整備課	まちづくり整備課長	課長補佐又はリーダー
6 水道部	水道部長 公営企業部長	水道課長	総務班	業務課、企業会計課	課長補佐	リーダー
			水道班	水道課	水道課長	課長補佐又はリーダー
			下水道班	下水道課	下水道課長	課長補佐又はリーダー
7 教育部	教育部長 教育部長	教育総務課長	総務班	教育総務課	教育総務課長	課長補佐又はリーダー
			学校教育班	学校教育課	学校教育課長	課長補佐又はリーダー
			生涯学習班	生涯学習課、文化財課、図書館	生涯学習課長	課長補佐又はリーダー
8 消防部	消防部長 消防長	次長	消防本部	管理課、消防課、予防課、指令課	次長	消防課長
			消防署	消防署、東部出張所、西部出張所	消防署長	副署長

※消防本部における災害対応のための「統括指揮本部」は、消防課が開設する。

### (3) 災害対策本部の業務

災害対策本部の組織及び事務分掌は、資料編のとおりであるが、災害対策本部が分掌する事務の主なものは、次のとおりである。

- ①災害情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
- ②被災者の救助・救護その他の保護活動の連絡調整
- ③火災発生防止及び水防体制の整備と災害時の消防、水防その他の応急措置の指示
- ④県、自衛隊その他防災関係機関に対する支援の要請
- ⑤被災者からの要請による物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の放出
- ⑥災害応急対策の実施又は広報
- ⑦緊急輸送道路の確保
- ⑧施設及び設備の応急復旧
- ⑨交通の規制その他被災地における社会秩序維持の措置
- ⑩前各号のほか、災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置

▶資料編参照：笛吹市災害対策本部事務分掌 P資料107～110

### (4) 災害対策本部の運営

災害対策本部の設置が決定されたときは、統括局が中心となって、災害対策本部を運営する。

#### ア 標識の掲出

災害対策本部を設置したときは、市役所本庁舎に「笛吹市災害対策本部」の標識を掲げる。

本部長、副本部長、各部長、各班長、各班員は、災害応急活動に従事するときは、それぞれ所定の活動服、パトロールベスト等を着用する。

#### イ 設置場所

災害対策本部は、笛吹市役所本館301会議室に設置する。

ただし、本庁舎が被災したときは、次の順に設置場所を検討する。

- ①第1候補 御坂支所
- ②第2候補 八代支所
- ③第3候補 一宮支所

#### ウ 運営上必要な資機材等の確保

災害対策本部を設置したときは、次の本部運営上必要な資機材等を確保する。

- ①管内地図
- ②ラジオ、テレビ
- ③パソコン、FAX、コピー機
- ④防災関係機関、関係団体等の名簿
- ⑤ホワイトボード
- ⑥筆記用具

- ⑦県防災行政無線
- ⑧市防災行政無線
- ⑨消防無線
- ⑩電話（携帯電話を含む。）
- ⑪インターネット
- ⑫非常用発電設備
- ⑬その他必要資機材

## エ 県の現地災害対策本部との連携

市内に大規模災害が発生し、県の現地災害対策本部が設置されるときは、県の現地災害対策本部を笛吹市役所本館3階会議室において受け入れ、密接な連携を図りつつ適切な災害応急対策の実施に努める。

## オ 会議の運営

災害対策本部を設置したときは、必要に応じて、次の会議を開催する。

会議名	概要
本部員会議	市本部に本部員会議を置き、本部長が招集する。 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害情報の分析及び災害応急対策の基本方針その他災害に関する重要事項を協議する。 【本部会議における主な協議事項】 ①緊急応急活動方針の決定に関する事。 ②災害対策本部の配備体制の決定や切替えに関する事。 ③県、他市町村等への応援要請に関する事。 ④自衛隊の災害派遣要請依頼に関する事。 ⑤災害救助法の適用に関する事。 ⑥災害対策本部の廃止に関する事。
緊急対策会議	本部員会議を開催する時間的余裕がないときは、災害対策本部に緊急対策会議を置き、本部長が招集する。 緊急対策会議は、本部長、副本部長、統括局長、副統括局長（総合政策部長）、社会基盤部長、消防部長及び統括班長をもって構成し、緊急的な災害に関する重要事項を判断する。
部長会議	部間の連絡調整等を行うため、部長会議を置く。 部長会議は統括局長及び各部長をもって構成し、本部長が招集する。
班長会議	災害対策本部に各班の連絡調整のため、班長会議を置く。 班長会議は、各班長をもって構成し、統括局長が招集する。

## (5) 災害対策本部の廃止基準

次のいずれかに該当するとき、災害対策本部を廃止する。

- ①災害の発生するおそれなくなったと災害対策本部長が認めたとき
- ②災害応急措置が概ね終了したと災害対策本部長が認めたとき

## (6) 災害対策本部の設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表する。

なお、廃止したときの通知は、設置したときに準じて行う。

通知及び公表先	連絡方法
庁内職員	職員参集メール、グループウェア、電話、口頭、Ｌアラート、庁内放送
各支所	職員参集メール、グループウェア、電話、口頭
市出先機関	職員参集メール、電話、ＦＡＸ
市民	市ホームページ、Ｌアラート、ＳＮＳ
県、県関係出先機関	山梨県総合防災情報システム、電話、ＦＡＸ、市ホームページ
消防本部	職員参集メール、グループウェア、電話
笛吹警察署	電話
報道機関	山梨県総合防災情報システム

## (7) 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害対策基本法第 23 条の 2 第 5 項の規定に基づき、災害の現地において、特に必要があると認めるときは、災害対策本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員をもって組織する。

なお、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員は、本部長が指名する者をもって充てる。

現地災害対策本部長は、本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

## 4 市庁舎等が被災したときの県による情報収集活動

災害発生後、市庁舎等が被災したことにより、市が県に被災状況、及びこれに対してとられた措置の概要の報告をできなくなったものと認められたとき、災害対策基本法第 53 条第 6 項により、県は市に代わり、次により当該災害に係る情報を可能な限り収集するよう努める。

### (1) 被災地への職員派遣

地方連絡本部（峡東地域県民センター）職員を本市に派遣し、情報の収集に努める。

当該地方連絡本部の職員のほか、必要に応じて災害対策本部その他の職員を派遣し、情報の収集に努める。

### (2) 消防防災ヘリコプター

消防防災ヘリコプター緊急運航基準に規定する基準の下、情報の収集に努める。

### (3) その他

必要に応じて、防災関係機関等に対し情報収集の協力を要請する。

### 第3 その他の災害の配備体制

担当班	全部（全班）
計画方針	風水害や地震災害以外の豪雪、火山噴火、大規模事故、原子力災害等が発生したときは、必要に応じて、災害対策本部を設置し、県、防災関係機関等と緊密な連携の下、応急活動体制を確立する。

▶手法編参照：その他の災害の配備体制 P手法15～21

#### 1 その他災害に関する情報の収集、伝達及び職員配備

市は、豪雪、火山噴火、大規模事故災害、原子力災害等の災害時は、迅速に関連する情報を収集するとともに、県や防災関係機関と情報交換を徹底し、的確な指示等を職員、市民等に伝達する。

##### （1）豪雪に関するもの

大雪警報が発表されたときは、国、県、近隣市町村、甲府地方气象台、消防本部、笛吹警察署、公共交通機関、ライフライン施設管理者等の防災関係機関と連絡を密にし、情報収集に努めるとともに、降雪状況、被害状況、避難状況を随時把握し、応急対応のために必要があるときは、防災関係機関に連絡し、情報の共有を図る。

また、行政区長や自主防災組織に連絡し、所管地域の被害状況を収集するとともに、市民からの情報、相談等を受け付けるための相談窓口を設置する。

##### （2）火山噴火に関するもの

気象庁が富士山についての噴火警報や火山情報等を発表したときは、甲府地方气象台から県を通じて、降灰予報や火山情報が伝達される。

市は、噴火警報や火山情報等の通知を受けたとき又は自ら知ったときは、特に降灰予報について把握するとともに、必要な情報を市民、観光客等に伝達する。

▶資料編参照：火山に関する情報 P資料97～100

##### （3）大規模事故に関するもの

本市及び隣接市町において、消防職員、警察官、事故原因者、市職員、市民等から、次のような大規模事故の発生に関する通報を受けたときは、直ちに関係機関と連携し、事故に関する詳細な情報の収集に努める。

- ①航空災害
- ②鉄道災害
- ③道路災害
- ④危険物等災害
- ⑤大規模な火災、林野火災

#### (4) 原子力災害に関するもの

県から次の事態において、連絡を受けたときは、直ちに関係機関と連携し、原子力災害に関する詳細な情報の収集に努める。

##### ア 警戒事態発生後

静岡県内で震度6弱以上の地震が発生するなど原子力災害対策指針に規定する警戒事態が発生したときは、県を通じて国、静岡県から、原子力事業所の状況等に関する情報を収集し、必要に応じ、市内関係機関及び市民へ情報提供を行う。

##### イ 施設敷地緊急事態発生後

全交流電源の喪失など原子力災害対策指針に規定する施設敷地緊急事態が発生したときは、県を通じて国、静岡県から、原子力事業所の状況、緊急時モニタリング情報、防護措置の実施状況等について情報を収集し、必要に応じ、市内関係機関及び市民への情報提供を行う。

##### ウ 全面緊急事態発生後

全ての非常用炉心冷却装置による原子炉への注水が不能など原子力災害対策指針に規定する全面緊急事態が発生したときは、県を通じて国、静岡県から、原子力発電所周辺の状況、緊急時モニタリング情報、避難又は屋内退避等の状況、緊急事態応急対策活動の状況等に関する情報収集し、必要に応じ、市内関係機関及び市民へ情報提供を行う。

#### (5) 職員配備

市は、災害応急対策活動の実施に必要な人員を配置し、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

##### ア 配備体制の確立

市職員配備基準により配備体制を置き、被害等の情報収集及びその共有に当たる。

また、災害に対する警戒態勢を強化する必要があるときは、災害警戒本部又は災害対策本部を設置して対処する。

▶資料編参照：市職員配備基準 P資料101～103

##### イ 職員への伝達及び配備

職員への伝達及び配備は、次により行う。

###### (ア) 勤務時間内における伝達及び配備

気象情報等の通知を受け、災害発生が予想されたときは、市職員配備基準に基づいた配備を行う。

防災担当者は、職員参集メール、グループウェア、電話等により職員への配備体制の周知の徹底を図り、当該職員は、速やかに配備につく。

なお、急激な増水や突発的な事故等が発生し、本部長（市長）が当該「配備基準」と異なった配備体制を指示したときは、直ちに次の配置をとる。

- ①防災担当者は、市長又は総務部長が指示する配備体制を職員参集メール、グループウェア、電話等により職員への周知を図る。
- ②各部長は、直ちに各班長に連絡し、班員にあらかじめ定められた所掌事務を行うよう指示する。
- ③配備を指示された職員は、速やかに所定の場所へ配備につき、指示された業務に従事する。
- ④配備該当職員以外の職員は、気象情報や市の活動状況等に留意しつつ、緊急招集に備える。

#### **(イ) 勤務時間外、休日における伝達及び配備**

勤務時間外等は、市職員配備基準に基づいた自動配備を行う。

防災担当者は、職員参集メール、グループウェア、電話等により職員への配備体制の周知を図り、該当職員は、速やかに配備につく。

なお、突発的な事故等が発生したときは、次により伝達及び配備を行う。

- ①日直者等は、突発的な事故等が発生したという連絡があったときは、直ちに電話等により防災危機管理課長に報告する。
- ②日直者等から報告を受けた防災危機管理課長は、直ちに総務部長に報告する。
- ③総務部長は、市長（本部長）に報告し、本部長の指示を副市長、教育長（副本部長）及び各部長に連絡する。
- ④各部長は、直ちに各班長に連絡し、班長は緊急連絡網により配備該当職員に緊急参集を指示する。
- ⑤参集を指示された班員は、事態の推移に注意し、直ちに登庁する。
- ⑥その他の職員は、テレビの気象状況等に注意し、緊急参集命令に備える。
- ⑦配備該当職員は、直ちに次の施設に参集する。

#### **(ウ) 各班長の配置、報告**

各班長は、配備体制の指示を受けたときは、直ちに次の措置を講ずる。

- ①班員の被災状況、参集状況の把握
- ②参集職員から市内の被害状況の収集
- ③所属部長の指示等の班員への周知
- ④所属部長、統括局への報告

#### **(エ) 各部長の配置、報告**

各班長から報告を受けた各部長は、所定の様式により職員の参集状況を取りまとめ、統括局に報告する。

統括局は、各部や各支所からの被害状況報告とともに、職員の参集状況を本部長に報告する。

▶資料編参照：勤務時間内における緊急招集連絡 P資料104

## 2 災害警戒本部の設置、運営、廃止

市は、災害対策本部が設置されないときで、小規模の災害が発生するなど、関係部局相互の緊密な連絡調整が必要と認められるときは、総務部長を本部長とする災害警戒本部を設置し、災害の警戒に当たる。

### (1) 災害警戒本部の設置基準

次のいずれかに該当するとき、災害警戒本部を設置する。

- ①市域に大雪警報が発表され、市内に被害のおそれがあるとき
- ②富士山に関する降灰予報が発表され、市内に影響のおそれがあるとき
- ③大規模な事故の発生により市内に相当の被害が予想される時
- ④浜岡原子力発電所で警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生したとき
- ⑤その他、総務部長が必要と認めたとき

### (2) 災害警戒本部の組織

災害警戒本部は、次の組織で構成する。

体制	組織名称	該当職員
災害警戒本部体制	本部長	総務部長
	副本部長	防災危機管理課長
	班長	災害対策本部組織における班長をもって充てる
	各支所	災害対策本部組織における各支所をもって充てる
	統括局	災害対策本部組織における統括局をもって充てる
	班員	災害対策本部組織における各班から部長が指名する3名をもって充てる

### (3) 災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、次の災害対策業務を行う。

- ①災害対策本部の設置準備に関すること
- ②小規模な災害応急対策の実施に関すること

### (4) 災害警戒本部の廃止基準

次のいずれかに該当するとき、災害警戒本部を廃止する。

- ①災害の発生するおそれなくなったと災害警戒本部長が認めたとき
- ②災害応急措置が概ね終了したと災害警戒本部長が認めたとき
- ③災害対策本部が設置されたとき

## (5) 災害警戒本部の設置及び廃止の通知

災害警戒本部を設置及び廃止したときは、本編第3章第1節第1の3(5)の定めるところに準じて、通知及び公表する。

## 3 災害対策本部の設置、運営、廃止

市は、災害応急対策を実施する必要があるときは、災害対策基本法第23条の2第1項の規定により、市長を本部長とする笛吹市災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

### (1) 災害対策本部の設置基準

次のいずれかに該当するとき、災害対策本部を設置する。

- ①災害が発生し、災害救助法による救助を必要とするとき
- ②災害が広範な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とするとき
- ③市域に大雪に関する特別警報が発表されたとき
- ④富士山に関する降灰予報が発表され、市内に影響があるとき
- ⑤大規模な事故の発生により市内に相当の被害が発生したとき
- ⑥浜岡原子力発電所で全面緊急事態が発生したとき
- ⑦その他、市長が必要と認めるとき

### (2) 災害対策本部の組織

災害対策本部は、次の組織で構成する。

#### ア 組織及び任務分担

災害対策本部の組織と任務分担は、次のとおりとする。

また、災害対策本部組織図は、資料編に示すとおりとする。

表 災害対策本部の任務分担

組織名称	任務分担
本部長	市長を市災害対策本部長（以下「本部長」という。）とし、本部長は、災害対策本部の事務を総括し、各部を指揮監督する。
副本部長	副市長及び教育長を市災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）とし、副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故等があるときは、その職務を代理する。
本部員	本部員は、総務部長、総合政策部長、市民環境部長、保健福祉部長、子供すこやか部長、産業観光部長、建設部長、公営企業部長、会計管理者、消防長、議会事務局長、教育部長、消防団長、社会福祉協議会事務局長をもって充てる。
統括局	災害対策本部の事務を処理するため、本部設置と同時に本部に統括局を設置する。統括局長には総務部長をもって充てる。統括局に統括班、資源管理班、情報班、財政班を置く。
部、班	災害対策本部に部及び班を置き、部に部長、班に班長を置く。部長は、本部長の命を受け、部に属する応急対策を掌理し、所属の各班を指揮監督する。班長は、当該班の所属事項について、班員を指揮して応急対策の処理に当たる。各班に属する職員は当該班員として、班長の命を受けて応急対策に当たる。
連絡員	災害対策本部体制発令時に、部長を補助し、かつ、本部員会議等で決議された事項を班員に周知するため、班長の中から部長が指名する者をもって充てる。

## イ 職務代行

大規模災害発災時に意思決定権者が不在の場合は、「笛吹市事務決裁規程」に準じ業務を遂行する。

「笛吹市事務決裁規程」に準じ整理すると、次のとおり。

表 笛吹市事務決裁規程に基づく決裁者及び代決者

決裁者	第1代決者	第2代決者
市長	副市長	総務部長
部長	主務課長	
課長	課長補佐又はグループのリーダー	

なお、災害対策本部における市長の権限委譲順位は、次のとおりとし、本部の指揮監督をとるものとする。

第1順位 副市長（副本部長）

第2順位 総務部長

第3順位 防災危機管理課長

また、部長、班長の職務代行は、次のとおりとする。

表 災害対策本部に配置する職員と職務代行

部	配置する職員					
	本部長・副本部長・部長	職務代行者	班	所属	班長	職務代行者
1 災害対策本部	本部長 市長	副市長	—	—	—	—
	副本部長 副市長 教育長	総務部長	—	—	—	—
2 統括局	統括局長 総務部長 副統括局長 総合政策部長 議会事務局長	総合政策部長	統括班	防災危機管理課、統括員	防災危機管理課長	課長補佐又はリーダー
			資源管理班	総務課（人事給与担当）、管財課、情報システム課	総務課長	管財課長
			情報班	政策課、企画課、議会事務局、総務課（総務担当）、各支所	政策課長	企画課長
			財政班	財政課	財政課長	課長補佐又はリーダー
3 住民部	住民部長 市民環境部長 副部長 会計管理者	会計管理者	総務班	市民活動支援課	市民活動支援課長	課長補佐又はリーダー
			住民班	戸籍住民課、国民健康保険課、税務課、収税課、会計課	戸籍住民課長	国民健康保険課長
			環境班	環境推進課	環境推進課長	課長補佐又はリーダー
4 福祉部	福祉部長 保健福祉部長 副部長 子供すこやか部長	子供すこやか部長	総務班	福祉総務課	福祉総務課長	課長補佐又はリーダー
			福祉班	障害福祉課、介護保険課、長寿支援課、生活支援課	障害福祉課長	介護保険課長
			救護班	健康づくり課	健康づくり課長	課長補佐又はリーダー
			保育班	子育て支援課、保育課	子育て支援課長	保育課長
5 社会基盤部	社会基盤部長 建設部長 副部長 産業観光部長	産業観光部長	総務班	農林振興課、建設総務課	農林振興課長	建設総務課長
			農政班	農林土木課、農業委員会事務局	農林土木課長	農業委員会事務局
			観光商工班	観光商工課	観光商工課長	課長補佐又はリーダー
			土木班	土木課	土木課長	課長補佐又はリーダー
			住宅班	まちづくり整備課	まちづくり整備課長	課長補佐又はリーダー
6 水道部	水道部長 公営企業部長	水道課長	総務班	業務課、企業会計課	課長補佐	リーダー
			水道班	水道課	水道課長	課長補佐又はリーダー
			下水道班	下水道課	下水道課長	課長補佐又はリーダー
7 教育部	教育部長 教育部長	教育総務課長	総務班	教育総務課	教育総務課長	課長補佐又はリーダー
			学校教育班	学校教育課	学校教育課長	課長補佐又はリーダー
			生涯学習班	生涯学習課、文化財課、図書館	生涯学習課長	課長補佐又はリーダー
8 消防部	消防部長 消防長	次長	消防本部	管理課、消防課、予防課、指令課	次長	消防課長
			消防署	消防署、東部出張所、西部出張所	消防署長	副署長

※消防本部における災害対応のための「統括指揮本部」は、消防課が開設する。

### (3) 災害対策本部の業務

災害対策本部の組織及び事務分掌は、資料編のとおりであるが、災害対策本部が分掌する事務の主なものは、次のとおりである。

- ①災害情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
- ②被災者の救助・救護その他の保護活動の連絡調整
- ③火災発生防止及び水防体制の整備と災害時の消防、水防その他の応急措置の指示
- ④県、自衛隊その他防災関係機関に対する支援の要請
- ⑤被災者からの要請による物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の放出
- ⑥災害応急対策の実施又は広報
- ⑦緊急輸送道路の確保
- ⑧施設及び設備の応急復旧
- ⑨交通の規制その他被災地における社会秩序維持の措置
- ⑩前各号のほか、災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置

▶資料編参照：笛吹市災害対策本部事務分掌 P資料107～110

### (4) 災害対策本部の運営

災害対策本部の設置が決定されたときは、統括局が中心となって、災害対策本部を運営する。

#### ア 標識の掲出

災害対策本部を設置したときは、市役所本庁舎に「笛吹市災害対策本部」の標識を掲げる。

本部長、副本部長、各部長、各班長、各班員は、災害応急活動に従事するときは、それぞれ所定の活動服、パトロールベスト等を着用する。

#### イ 設置場所

災害対策本部は、笛吹市役所本館301会議室に設置する。

ただし、本庁舎が被災したときは、次の順に設置場所を検討する。

- ①第1候補 御坂支所
- ②第2候補 八代支所
- ③第3候補 一宮支所

#### ウ 運営上必要な資機材等の確保

災害対策本部を設置したときは、次の本部運営上必要な資機材等を確保する。

- ①管内地図
- ②ラジオ、テレビ
- ③パソコン、FAX、コピー機
- ④防災関係機関、関係団体等の名簿
- ⑤ホワイトボード

- ⑥筆記用具
- ⑦県防災行政無線
- ⑧市防災行政無線
- ⑨消防無線
- ⑩電話（携帯電話を含む。）
- ⑪インターネット
- ⑫非常用発電設備
- ⑬その他必要資機材

## エ 県の現地災害対策本部との連携

市内に大規模災害が発生し、県の現地災害対策本部が設置されるときは、県の現地災害対策本部を笛吹市役所本館3階会議室において受け入れ、密接な連携を図りつつ適切な災害応急対策の実施に努める。

## オ 会議の運営

災害対策本部を設置したときは、必要に応じて、次の会議を開催する。

会議名	概要
本部員会議	市本部に本部員会議を置き、本部長が招集する。 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害情報の分析及び災害応急対策の基本方針その他災害に関する重要事項を協議する。 【本部会議における主な協議事項】 ①緊急応急活動方針の決定に関すること。 ②災害対策本部の配備体制の決定や切替えに関すること。 ③県、他市町村等への応援要請に関すること。 ④自衛隊の災害派遣要請依頼に関すること。 ⑤災害救助法の適用に関すること。 ⑥災害対策本部の廃止に関すること。
緊急対策会議	本部員会議を開催する時間的余裕がないときは、災害対策本部に緊急対策会議を置き、本部長が招集する。 緊急対策会議は、本部長、副本部長、統括局長、副統括局長（総合政策部長）、社会基盤部長、消防部長及び統括班長をもって構成し、緊急的な災害に関する重要事項を判断する。
部長会議	部間の連絡調整等を行うため、部長会議を置く。 部長会議は統括局長及び各部長をもって構成し、本部長が招集する。
班長会議	災害対策本部に各班の連絡調整のため、班長会議を置く。 班長会議は、各班長をもって構成し、統括局長が招集する。

## （５）災害対策本部の廃止基準

次のいずれかに該当するとき、災害対策本部を廃止する。

- ①災害の発生するおそれなくなったと災害対策本部長が認めたとき
- ②災害応急措置が概ね終了したと災害対策本部長が認めたとき

## （６）災害対策本部の設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表する。

なお、廃止したときの通知は、設置したときに準じて行う。

通知及び公表先	連絡方法
庁内職員	職員参集メール、グループウェア、電話、口頭、Lアラート、庁内放送
各支所	職員参集メール、グループウェア、電話、口頭
市出先機関	職員参集メール、電話、FAX
市民	市ホームページ、Lアラート、SNS
県、県関係出先機関	山梨県総合防災情報システム、電話、FAX、市ホームページ
消防本部	職員参集メール、グループウェア、電話
笛吹警察署	電話
報道機関	山梨県総合防災情報システム

## (7) 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害対策基本法第23条の2第5項の規定に基づき、災害の現地において、特に必要があると認めるときは、災害対策本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員をもって組織する。

なお、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員は、本部長が指名する者をもって充てる。

現地災害対策本部長は、本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

## 第2節 災害対応に係る調整

### 第1 情報収集・整理・伝達

担当班	統括局（統括班、資源管理班、情報班）、住民部（総務班、環境班）、福祉部（総務班、福祉班、救護班、保育班）、社会基盤部（総務班、農政班、土木班、住宅班）、水道部（総務班、水道班、下水道班）、教育部（総務班、生涯学習班）
計画方針	予報、警報の伝達、災害情報の収集、被害状況等の報告その他災害応急対策の実施に必要な通知、要請等の通信を迅速かつ適切に行うため、市の所有する通信手段を活用するほか、状況により他の機関の所有する通信設備の優先利用、放送の要請等により、通信の確保を図る。 また、迅速かつ適切な災害応急復旧対策ができるよう、被害状況の調査を直ちに行うとともに、県等に被害状況の報告を行う。

▶手法編参照：情報収集・整理・伝達 P手法22～25

#### 1 通信手段の確保

市は、災害が発生したときは、必要な情報や被害状況等を的確に収集、伝達し、又は報告するため、状況に適した通信手段を確保する。

##### (1) 通信機能の確認

災害発生後、速やかに次の通信施設の機能確認を行う。

なお、各種機器に支障が生じているときは、必要に応じて、専門業者の協力を求め、速やかに復旧する。

- ① 県防災行政無線
- ② 市防災行政無線（固定系、移動系）
- ③ 消防無線
- ④ 加入電話、携帯電話
- ⑤ FAX
- ⑥ インターネット
- ⑦ 内線電話
- ⑧ 庁内LAN
- ⑨ 統合型GIS
- ⑩ 消防団無線

##### (2) 非常時の代替通信手段の確保

防災行政無線や電話等が利用できないときは、次に示す多様な通信手段を活用し、通信の確保に努める。

- ①災害時優先電話
- ②衛星電話
- ③他の機関の通信設備の利用
- ④非常通信協議会の利用
- ⑤アマチュア無線
- ⑥非常電報
- ⑦急使による連絡

### (3) 放送の要請

利用できる全ての通信の機能が麻痺したとき、又は普通の通信方法では到底間に合わないときなどは、県が締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、原則として別記様式により県を通じて放送局に要請を行う。

ただし、緊急時で県を通じる時間がないときは、直接、放送機関に放送の要請を行う。

- ▶資料編参照：放送機関一覧 P資料112
- ▶資料編参照：放送要請様式 P資料112

## 2 災害情報の収集、連絡

市は、災害が発生したときは、迅速に災害情報（被害状況、避難状況等）を収集し、整理・分析する。

また、整理・分析した災害対応に必要な情報は全班で共有する。

なお、「火災・災害等即報要領」や「災害報告取扱要領」に基づき、報告が必要な内容については、県又は消防庁へ報告する。

### (1) 被害状況の調査

次により災害情報を迅速かつ的確に収集する。

なお、収集に当たっては、人的被害の状況、建築物の被害状況、火災・土砂被害の発生状況等の情報を収集するとともに、情報の収集・伝達に当たっては、地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報）及びS I P 4 D（基盤的防災情報流通ネットワーク：Shared Information Platform for Disaster Management）の活用に努める。

#### ア 各部班における被害状況調査

各部班は、関係団体等の協力を得て、所管施設等の被害状況調査を実施する。

なお、被害認定は、災害応急対策の実施に重大な影響を及ぼすものであり、適正に行うよう努めるものとし、その基準は資料編に示すとおり。

#### イ 関係機関からの情報収集

消防団、笛吹警察署、峡東地域県民センターなど関係機関と連絡を密にし、必要な情報を収集する。

## ウ 県との連携等

早期に被害規模を把握するため、県と密接に連携して、ドローン等を活用した被災住家等の特定や住民基本台帳等を活用した安否不明者に係る名簿の作成等を行う。

また、災害時における安否不明者・死者に係る個人情報の公表方針に基づき、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報の収集や精査を行うことにより、迅速な要救助者の特定に努める。

なお、被害が甚大であり、市において調査が不可能なとき、又は調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。

## エ 被害調査についての協力要請

被害調査に関する協定を締結している団体等に対して、必要があると認められるときは、協定に基づき、被害調査の協力を求める。

▶資料編参照：被害程度の判定基準 P資料113～114

▶資料編参照：協定等締結概要（民間事業所等との協定） P資料63～66

## (2) 被害状況等の取りまとめ

各部の総務班は、部内で収集した被害状況や関係機関から入手した情報等を統括局情報班に報告する。

統括局情報班は、各部の情報を取りまとめて、市本部に報告する。

## (3) 災害情報の報告等

報告項目は、災害の種類、規模等により異なるが、被害状況の報告項目のうち、概ね人的被害及び住家の被害状況等を優先的に報告する。ただし、この順位によることができないときは、判明したものから逐次報告する。

### ア 県等への報告

被害規模に関する大まかな情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。ただし、「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する火災・災害等が発生したとき、又は通信の途絶等により県に報告が不可能なときは、直接消防庁に対し報告をする。

なお、消防庁長官から要請があったときは、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対して行う。

### イ 消防機関への通報殺到時の措置

消防機関へ通報が殺到する情報を覚知したときは、その状況を直ちに電話により県へ報告する。

### ウ 応急対策活動情報の連絡

県に応急対策の活動状況、市本部の設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

## エ 報告の種類、様式

県の定める「被害情報収集・伝達マニュアル」に基づき、次により県等に災害による被害報告を行う。

- ①県指定に基づく被害報告
- ②災害報告取扱要領に基づく被害報告
- ③火災・災害等即報要領に基づく被害報告

▶資料編参照：県及び消防庁への災害情報の連絡先 P資料115

▶資料編参照：県指定に基づく被害報告ルート P資料116～117

▶資料編参照：県指定に基づく被害報告様式 P資料118

▶資料編参照：「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式 P資料118

▶資料編参照：「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式 P資料118

## 第2 広報・広聴

担当班	統括局（統括班、資源管理班、情報班、財政班）、住民部（住民班）、福祉部（福祉班）
計画方針	災害時は、被災住民の不安を払拭するため、広報・広聴活動を通じて、正確な情報を速やかに提供するとともに、被災状況や要望事項を把握する。

▶手法編参照：広報・広聴 P手法26～28

### 1 災害広報

市は、県や防災関係機関等からの被害情報を収集し、多様な情報伝達手段により、報道機関等の協力を得て、被災者に役立つ正確な情報の提供に努める。

広報に当たっては、外国人、障がい者や高齢者等の要配慮者に対しても十分留意し適切な広報に努める。

#### （1）広報体制

災害対策本部を設置したときは、市民等へ災害情報を提供する。

災害情報の収集・伝達に当たり、県や防災関係機関相互の連携により、正確で効率的な広報体制の整備に努める。

また、災害対策本部の対応状況について、定期的に情報提供を行える体制を整備する。

#### （2）広報資料の収集

災害情報の収集は、各部班における被害状況調査、消防団、笛吹警察署、峡東地域県民センター等の関係機関との連絡調整により、人的被害の状況、建築物の被害状況、火災・土砂被害の発生状況等の情報を収集する。

その他の情報は、県等を通じ資料の収集に努める。

#### （3）広報内容

広報は、概ね次の事項に重点を置いて行う。

- ①災害時における市民の心構え
- ②避難の指示事項
- ③被害状況及び応急対策実施状況
- ④公共交通機関やライフラインの復旧見込み
- ⑤被災者に必要な生活情報
- ⑥市民等に対する注意事項
- ⑦その他必要な事項

#### (4) 広報の方法

災害の状況に応じた適切な広報手段を用い、市民に広報を行う。

- ①市防災行政無線による放送
- ②Lアラート（災害情報共有システム）を利用した周知
- ③消防団車両の巡回広報
- ④市ホームページ、SNSへの掲載
- ⑤臨時広報紙、チラシの配布
- ⑥掲示板への掲示等
- ⑦メール

#### (5) 要配慮者への広報

聴覚障がい者に対しては、市ホームページへの掲載やチラシの配布等、視覚障がい者に対しては、点字や音声コードを使用したチラシの配布等、外国人に対しては、外国語教師や語学ボランティアの協力による外国語放送、在宅の要配慮者に対しては、民生委員、自主防災組織、ボランティアの協力を得て、戸別訪問や外国語の併記した臨時広報紙、チラシ等の戸別配布によって必要な情報の提供を行う。

#### (6) 災害用伝言ダイヤル等の活用

災害発生時には、東日本電信電話(株)や(株)NTTドコモ等の通信各社が、電話がかかりにくいときでも被災者が家族などに安否等を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル」、「災害用伝言板サービス」を提供するため、市は、活用方法を広報紙への掲載、市庁舎、指定避難所等への掲示等により、市民に周知を図る。

▶資料編参照：災害用伝言ダイヤルの利用方法 P資料119

## 2 市民からの問合せへの対応

### (1) 電話窓口及び相談窓口の開設

次により、市民等からのニーズを見極め、必要な情報の収集・整理を行う。

- ①発災後速やかに市民等からの電話問合せに対応する電話窓口を開設
- ②必要に応じて災害相談窓口を市役所、支所等に開設

### (2) 被災者の安否照会における留意点

電話窓口又は相談窓口において、被災者の安否について照会があったときは、次の点に留意する。

- ①被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

- ②消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に影響を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答する。
- ③被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれるときは、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

### 第3 緊急輸送

担当班	統括局（統括班、資源管理班、財政班）、社会基盤部（総務班、土木班）、消防部（消防統括本部）
計画方針	災害時は、円滑な市民等の避難に努めるとともに、道路の被害状況、交通状況及び気象の状況の把握に努め、迅速かつ的確な交通規制を行うとともに、緊急輸送路を確保する。 また、状況に応じた方法により、被災者の避難、応急対策要員並びに応急対策に要する緊急物資の輸送等を実施する。

▶手法編参照：緊急輸送 P手法29～33

#### 1 緊急輸送路の確保及び交通規制

##### (1) 緊急輸送路の確保

市は、迅速かつ効率的な緊急輸送が行われるよう、甲府河川国道事務所、峡東建設事務所等と連携し、市内建設業者等の協力を得て、県指定緊急輸送道路及び市の重要路線（市の防災活動拠点（市役所、各支所、防災備蓄倉庫、水防倉庫、指定緊急避難場所、指定避難所、飛行場外離着陸場、その他防災重要施設等）間を結ぶ市道）を優先して道路上の障害物を除去し、緊急輸送路の確保を図る。

##### ア 放置車両の撤去等

市が管理する道路は、以下に掲げるときに自ら車両移動の措置をとる。

- ①車両の移動を命ぜられた運転手が当該措置をとらないとき
- ②車両の運転者が現場にいないために移動等の命令ができないとき
- ③市が道路の状況その他の事情により車両移動等の措置をとらせることができないと認めて命令をしないこととしたとき

##### イ 運転者等に対する措置命令

市が管理する道路において、放置車両の運転者その他物件の所有者に対し、車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動する措置をとることを命ずることができる。

▶資料編参照：県指定緊急輸送道路一覧 P資料120～121

▶資料編参照：市指定緊急避難場所及び指定避難所等一覧 P資料36～40

▶資料編参照：食料等備蓄状況 P資料42～45

▶資料編参照：水防倉庫設置箇所及び資材器材の備蓄状況 P資料46～54

▶資料編参照：飛行場外離着陸場等一覧 P資料55

▶資料編参照：ヘリコプター主要発着場一覧 P資料58

▶資料編参照：自衛隊宿泊予定施設一覧 P資料58

##### (2) 交通規制

市は、道路管理者（国、県）や笛吹警察署と相互に協力して、道路の被害や通行状況に関する情報を迅速かつ的確に把握する。

また、市が管理する道路において、必要に応じて、交通規制を実施し、危険箇所  
の標示、迂回指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の抑制その他運転者の  
とるべき措置についての広報、危険防止、混雑緩和及び道路施設保全等のための  
措置を行う。

#### ア 交通規制の実施

異常気象により道路施設が破損するなど、交通の危険を防止するために必要  
があると認めたときは、通行を規制する。

▶資料編参照：異常気象時における道路等通行規制基準 P資料122

#### イ 交通規制の標示

「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年12月17日総理府、  
建設省令第3号）に定められた標識等を設置して行う。

#### ウ 交通規制の措置

道路の破損及び決壊その他の状況により通行の規制を要すると認めたときは、  
次の事項を明示し、一般通行に支障のないようにするとともに、笛吹警察署長  
に通知する。

- ①規制の対象
- ②規制する区域又は区間
- ③規制する期間

#### エ 道路標識の設置

交通規制を行ったときは、各法令の定めに基づき、規制内容等を表示した標  
識を設置するとともに、必要に応じて、迂回路標識を明示するなど一般の交通  
に支障がないように措置を講じる。

### (3) 交通情報及び広報活動

市は、災害発生時における道路の被害状況や通行状況等の交通情報の把握に努  
めるとともに、市防災行政無線、市ホームページ等を活用して、交通情報等に関  
する次の内容の広報を実施する。

- ①道路被害状況及び交通状況等の交通情報
- ②交通規制の実施状況
- ③車両の使用の抑制その他運転者のとるべき措置

## 2 緊急輸送等の実施

### (1) 輸送力の確保

市は、被災者の避難、応急対策要員及び応急対策に要する緊急物資の輸送等  
を実施するため、次の緊急輸送手段を確保する。

なお、緊急輸送等に必要な燃料が不足するときは、市域及び隣接市町の給油所の被災状況を速やかに確認するとともに、県が協定締結している山梨県石油協同組合等の石油関係団体と連絡体制を確立し、燃料の確保や供給に努める。

#### ア 自動車による輸送

車両は、概ね次の順序により確保する。

- ①市所有の車両
- ②防災関係機関所有の車両
- ③営業用の車両
- ④その他の自家用車両

#### イ 機関車、列車による輸送

自動車の使用が不可能なとき、又は機関車若しくは列車によることが適当なときは、機関車又は列車により輸送を行う。

なお、JRにより輸送するときは、「JR貨物運賃割引の適用基準」を参考とする。

#### ウ 航空機による輸送

地上交通が途絶したとき、又は緊急輸送を要するときなど、ヘリコプターによる輸送が適切であると判断したときは、県に県消防防災ヘリコプターの出動を要請し、あるいは自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

県消防防災ヘリコプターの出動要請方法は、山梨県防災局防災危機管理課消防防災航空担当（以下「消防防災航空隊」という。）に、電話等により次の事項を明らかにして、「消防防災航空隊出場要請書」（資料編に掲載）により、FAXを用いて要請する。

- ①災害の種別
- ②災害の発生場所及び災害の状況
- ③災害発生現場の気象状態
- ④飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- ⑤災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- ⑥応援に要する資機材の品目及び数量
- ⑦その他必要な事項

- ▶資料編参照：消防防災航空隊出場要請書 P資料132
- ▶資料編参照：飛行場外離着陸場等一覧 P資料55

#### エ 人力による輸送

ウまでの方法による輸送が不可能なときは、ボランティアの支援や賃金職員等を雇い上げるなどして人力搬送を行う。

### (2) 緊急通行車両等の取扱

市は、交通規制等が行われたときは、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図

るため、知事又は県公安委員会に「緊急通行車両確認申出書」、「規制除外車両確認申出書」に必要事項を記載して提出し、「緊急通行車両等確認証明書」、「規制除外車両確認証明書」及び「標章」の交付を受けるとともに、所定の標章を緊急車両、規制除外車両として使用する車に掲示する。

なお、緊急通行車両や規制除外車両の事前届出制度を活用したときは、「緊急通行車両等事前届出済書」や「規制除外車両事前届出済書」を準備し、知事又は県公安委員会に提出して所要の手続を受ける。

また、道路交通法施行令第13条の緊急自動車及び災害対策基本法施行令第33条の緊急通行車両以外の車両で、救助補助、水防活動等に出動するため、有料道路を通行するときは、中日本高速道路(株)八王子支社及び山梨県道路公社の規程に定めるところによる。

- ▶資料編参照：緊急交通路の通行を認める車両の分類 P資料122
- ▶資料編参照：緊急通行車両関係様式 P資料123
- ▶資料編参照：公用車一覧 P資料123～131

### (3) 物資集積拠点の開設

市は、県が開設する市に近接する広域物資輸送拠点の開設状況を確認するとともに、災害の状況に応じて、県の広域物資輸送拠点から届けられる救援物資を受け入れ、市内の指定避難所等に対して仕分けや配送等を行う拠点として、物資集積拠点を開設し、その周知徹底を図る。

物資集積拠点の開設・運営は、必要に応じて、民間事業者に協力を求め、民間事業者の施設や資機材、ノウハウ等を活用して行う。

- ▶資料編参照：山梨県広域物資輸送拠点一覧 P資料122

### (4) 緊急輸送の実施

市は、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、応急活動の段階に応じて緊急輸送を実施する。

また、必要に応じて、民間事業者の車両や施設、ノウハウ等を活用する。

なお、災害救助法が適用されたときの輸送の範囲、費用の限度額等は、山梨県災害救助法施行細則の定めるところにより行う。

- ▶資料編参照：山梨県災害救助法施行細則（別表） P資料133

## 第4 応援要請・受援

担当班	統括局（統括班、資源管理班、財政班）、住民部（住民班）
計画方針	災害の発生に際し、市のみでは迅速な災害応急対策及び災害復旧の実施が困難なときには、県、他の市町村等に応援を要請し、適切な対策を行う。

▶手法編参照：応援要請・受援 P手法34～37

### 1 応援要請、受援体制の整備、応援部隊の撤収要請

市は、被災して、応急対策を実施するため応援の必要があるときは、「笛吹市災害時受援計画」に基づき、他の市町村や県、災害応援協定締結団体等に応援を要請し、必要に応じた受援体制を整備する。

#### (1) 応援要請

##### ア 民間事業者等に対する協力要請

大規模災害が発生し、応急復旧の支援や救援物資等の応援が必要と判断したときは、各個別の相互応援協定等に基づき、応援を求める。

また、必要に応じて、県の協定事業者等に県を通じて応援を求める。

▶資料編参照：協定等締結概要（民間事業所等との協定） P資料63～66

##### イ 「災害時における相互応援に関する協定」に基づく相互応援

応急対策実施に当たり、協定を締結している他市町村に応援を要請するときは、相互応援協定に基づき、電話により応援を要請し、後日速やかに文書を提出する。

▶資料編参照：相互応援協定等締結状況 P資料59

▶資料編参照：協定等締結概要（県・市町村との協定） P資料60～62

##### ウ 県への応援要請

応急対策実施に当たり、県に応援（職員の派遣を含む）又は応援の斡旋を求めるときは、県に対して、次に掲げる事項を口頭又は電話により要請し、後日速やかに文書を送付する。

なお、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）、DMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）、DHEAT（災害時危機管理支援チーム）、山梨DWAT（山梨県災害派遣福祉チーム）、JDA-DAT（日本栄養士会災害支援チーム）、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）等の専門的な技術を必要とする人的支援が必要なときは、各班から関係機関に斡旋を要求する。

- ①災害の状況及び応援を求める理由
- ②応援を希望する機関名

- ③応援を希望する人員、物資等
- ④応援を必要とする場所、時間
- ⑤応援を必要とする活動内容

## エ 指定地方行政機関等に対する職員派遣要請

市は、災害応急対策や災害復旧のため応援の必要があるときは、指定地方行政機関又は指定公共機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は県に対して、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣の斡旋を求め、災害対策に最善を尽くす。

なお、職員の派遣の要請、斡旋を求めるときは、次の事項を記載した文書により行う。

- ①派遣を要請する（斡旋を求める）理由
- ②派遣を要請する（斡旋を求める）職員の職種別人員数
- ③派遣を要請する期間
- ④派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

▶資料編参照：協定等締結概要（指定地方行政機関等との協定） P資料66

## オ 自衛隊災害派遣要請

市は、災害が発生し、市単独では災害の対応が困難と判断したときは、県（知事）に対して自衛隊の派遣の要請を依頼する。

なお、緊急のときは、直接、自衛隊に災害派遣要請を行い、県に事後報告する。

### （ア）県への災害派遣要請の依頼

次の事項を明記した文書をもって、県を通じて災害派遣要請を依頼する。

ただし、事態が急迫して文書によることができないときは、口頭又はFAX若しくは電話によることができる。このときは、事後速やかに文書を提出する。

- ①災害の状況及び派遣を要請する事由
- ②派遣を希望する期間
- ③派遣を希望する区域及び活動内容
- ④その他参考となるべき事項

### （イ）県への要求不能時の応急措置

通信途絶等により、県に災害派遣要請を要求できないときは、その旨及び市の地域に関わる災害の状況を防衛大臣又はその指定する者（東部方面特科連隊長）に通知する。

このとき、市は速やかにその旨を県に通知する。

なお、当該通知を受けた防衛大臣又はその指定する者（東部方面特科連隊長）は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待つ時間がないと認めら

れるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、部隊を派遣することができる。

### (ウ) 派遣部隊の受入

応援の同意を受けたときは、その派遣部隊の内容、到着予定日時・場所、活動日程等を確認するとともに、受入側の連絡員を指名し、集結地（野営地）や事務室等の確保を行う。

また、必要に応じて、臨時ヘリポートを確保する。

- ▶資料編参照：自衛隊災害派遣要請依頼書 P資料132
- ▶資料編参照：自衛隊宿泊予定施設一覧 P資料58
- ▶資料編参照：ヘリコプター主要発着場一覧 P資料58

## カ 県消防防災ヘリコプター出動要請

市及び消防本部は、県消防防災ヘリコプターによる応急活動が必要と判断したときは、速やかに県に対し県消防防災ヘリコプターの出動を要請し、被害情報の収集、救出・救助活動等を依頼する。

なお、緊急運航は、消防保安課消防防災航空隊に、電話等により次の事項を明らかにして、「消防防災航空隊出場要請書」（資料編に掲載）により、FAXを用いて要請する。

- ①災害の種別
- ②災害の発生場所及び災害の状況
- ③災害発生現場の気象状態
- ④飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- ⑤災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- ⑥応援に要する資機材の品目及び数量
- ⑦その他必要な事項

- ▶資料編参照：消防防災航空隊出場要請書 P資料132
- ▶資料編参照：飛行場外離着陸場等一覧 P資料55

## (2) 受援体制の整備

応援の応諾を受けたときは、笛吹市災害時受援計画に基づき、市の連絡窓口を明確にするとともに、応援職員等の執務スペースや宿泊場所を確保するなど、必要な受援体制を確立する。

なお、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

また、県消防防災ヘリコプターの緊急運航を要請したときは、消防防災航空隊と緊密な連携を図るとともに、必要に応じ次の受入体制を整える。

- ①連絡窓口の設置
- ②離着陸場所の確保及び安全対策
- ③消火薬剤等の確保

#### ④その他必要な事項

### (3) 応援部隊の撤収要請

災害救助活動が終了し、応援の必要がなくなったときは、応援元の機関（自衛隊の撤収要請は県知事）に応援部隊の撤収を依頼する。

なお、自衛隊の撤収要請の判断は、必要に応じて、県（知事）及び派遣部隊長と協議する。

また、経費の負担は概ね以下のとおりとする。

#### ア 協定に基づく応援

経費の負担は、相互応援協定等に定めるとおりとする。

#### イ 自衛隊の救援活動

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた本市が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりである。

なお、費用区分は、山梨県地域防災計画を参考とする。

- ①災害派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊の装備に関わるものを除く。）等の購入費及び修繕費
- ②災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用又は借上料
- ③災害派遣部隊の救援活動に伴う光熱水費及び電話料
- ④災害派遣部隊の救援活動中に発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備に関わるものを除く。）
- ⑤災害派遣部隊の輸送のための民間輸送機関に関わる運搬費
- ⑥災害派遣部隊の食料費、被服維持費、医療費、車両等の燃料・修理費
- ⑦写真用消耗品費
- ⑧損害賠償費

#### ウ 県消防防災ヘリコプターの運航

協定に基づき応援を要請した際に要する運航経費は、山梨県が負担する。

## 2 広域一時滞在

市は、災害発生により、市内の被災住民について、県内の他の市町村における一時的な滞在（県内広域一時滞在）の必要があると認められるときは、県内の他の市町村長（協議先市町村長）に被災住民の受入について、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられないときなどは、知事に助言を求める。

また、県外の他の市町村における一時的な滞在（県外広域一時滞在）の必要があると認めるときは、知事に対し協議を行い、知事が県外の当該市町村を含む都道府県知事（協議先知事）に対し、被災住民の受入について協議することを求める。

## 第5 災害救助法の適用

担当班	統括局（統括班、情報班）、住民部（総務班）、福祉部（総務班）、社会基盤部（総務班）、水道部（総務班）、教育部（総務班）、消防部（消防統括本部）
計画方針	災害が発生し、市域の被害が災害救助法適用基準に該当又は該当する見込みがあるときは、速やかに災害救助法の適用申請を行い、被災者の生活の保護と社会秩序の保全を図る。

▶手法編参照：災害救助法の適用 P手法38～39

### 1 災害救助法の適用申請

市は、災害が発生したときは、住宅の被害概況を把握する。

また、市域の被害が災害救助法適用基準に該当又は該当する見込みがあるときは、直ちに災害発生の日時及び場所、災害の要因、被害状況、既に実施した救助措置と今後の救助措置の見込みについて、県に報告するとともに、災害救助法の適用を要請する。

なお、災害の事態が急迫して、県による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに県に報告し、その後の処置に関して県の指示を受ける。

▶資料編参照：災害救助法適用基準 P資料133

### 2 災害救助法による救助の実施、実施状況の記録及び報告

#### (1) 災害救助法による救助の実施

災害救助法に基づく救助の実施は、県が行い、市は県が行う救助を補助する。

なお、市は、災害救助法が適用され、県から委任を受ける救助があるときは、速やかに実施する。

また、災害の事態が急迫して、県の救助の実施を待つことができないときは、災害救助法による応急救助に直ちに着手するとともに、その状況について速やかに県に報告し、その後の処置に関して県の指示を受ける。

▶資料編参照：山梨県災害救助法施行細則（別表） P資料133

#### (2) 救助の実施状況の記録及び報告

市は、委任された災害救助法に基づく救助の実施状況を日ごとに記録整理するとともに、その状況を県に報告する。

▶資料編参照：各種救助に係る様式 P資料133

## 第3節 市民の生命を守るための対策

### 第1 避難

担当班	統括局（統括班、資源管理班、情報班）、社会基盤部（観光商工班）、消防部（消防統括本部、現場指揮本部）
計画方針	災害時は、危険な地域内にある住民に対して、避難を指示し、安全な場所に避難させるなど、人命の保護を図る。

▶手法編参照：避難 P手法40～46

#### 1 避難の指示

市は、あらかじめ定めた基準に従い、市民に危険が急迫していると認めるときは、避難が必要な地域に対し、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下、「避難指示等」という。）を発令する。

なお、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

##### （1）避難指示等の発令

###### ア 避難指示等の内容

避難指示等が発令するときは、次の内容を明示して行う。

しかし、緊急時にあって、全ての内容を明示する時間がないときは、内容の一部又は全部を除いた避難指示等を行う。

- ①避難対象地域
- ②避難先
- ③避難経路
- ④避難指示の理由
- ⑤その他必要な事項

###### イ 留意点

避難指示等が発令するときは、次の事項を提供し、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。

- ①危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること
- ②避難対象者を明確にすること
- ③避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達すること

▶資料編参照：避難指示等の判断・伝達に関する資料 P資料134  
▶資料編参照：避難行動に関する資料 P資料135

## (2) 避難指示等の伝達

避難指示等を発令したときは、市防災行政無線、Ｌアラート、消防団車両等で当該地域の住民に速やかにその内容の周知徹底を図る。

なお、避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力を得て確実に伝達できるよう配慮する。

また、避難の必要がなくなったときも同様とする。

## (3) 関係機関への連絡

避難指示等を行ったときは、当該地域の住民等への広報の実施と同時に関係機関等に通知又は連絡する。

### ア 県への報告

避難指示等を行ったときは、速やかに県に報告する。

### イ 警察、消防機関等への連絡

市民への周知とともに、避難者の誘導、整理等について協力を求める。

### ウ 施設管理者等への連絡

指定避難所である学校等の施設管理者等に対し、速やかに連絡し開設準備等を求める。

### エ 近隣市等への連絡

災害の状況により、市民が近隣市等へ避難するときもあるため、近隣市等にその旨を連絡し、協力を求める。

## (4) 避難誘導

災害時は、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。

市は、避難誘導に当たっては、指定避難所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

特に、避難行動要支援者は、あらかじめ定めた支援者が避難支援を行うなど速やかに避難できるよう配慮する。

また、学校、病院、ホテル等の施設管理者は、あらかじめ定めた施設職員の役割分担、誘導経路、連絡体制等に基づき、施設利用者の避難誘導を実施する。

## 2 警戒区域の設定

市は、災害が発生し、又は正に発生しようとしているときで、人命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに県に報告する。

▶資料編参照：警戒区域の設定権限 P資料136

### 3 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設等

#### (1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設

災害発生時、市は、指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、市民等に対し周知徹底を図る。

また、必要に応じて、協定締結事業者の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

さらに、要配慮者にも配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難場所の確保に努める。

なお、災害救助法が適用されたときの避難所の設置は、山梨県災害救助法施行細則の定めるところにより行う。

▶資料編参照：市指定緊急避難場所及び指定避難所等一覧 P資料36～40

▶資料編参照：山梨県災害救助法施行細則（別表） P資料133

#### (2) 孤立集落への対応

市は、孤立のおそれがある集落に対し、事前調査を行い、地域の実情に応じ、衛星携帯電話やヘリコプターによる救援活動体制の整備等に努める。

また、市民の自助、共助の意識と対応力を高めるため、地区防災計画の作成、食料や医薬品の備蓄、負傷者の応急手当てや高齢者の介護等のための講習等の開催に努める。

なお、孤立集落が発生したときは、支援を行う対象集落を明確にし、速やかに孤立の状況を把握する。

### 4 市町村や県の区域を越えた避難者の受入

市は、県と協議の上、市町村や県の区域を越えた避難者の受入について、市営住宅等を活用し、避難者の受入に努める。

### 5 帰宅困難者対策

自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、観光客及び買い物客等の帰宅困難者や滞留者が発生したとき、市は、県、笛吹警察署、道路管理者、鉄道事業者、バス事業者等と相互に緊密な連携を取り、情報提供や広報活動等による不安の解消と安全確保に努める。

また、食料等は、帰宅困難者等が自助努力によって確保するが、不足するときは市において斡旋などの便宜を図る。

滞留期間が長期にわたるとき、又は危険が予想されるときは、必要に応じて、滞在場所を確保し、保護する。

なお、滞在場所の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様

なニーズに配慮する。

さらに、東日本旅客鉄道(株)石和温泉駅で発生した滞留旅客は、市と塩山駅で締結している「大規模地震時における鉄道旅客避難誘導についての確認書」に基づき避難所の提供、食料等の斡旋を行う。

## 第2 消火、救急・救助

担当班	統括局（統括班、資源管理班）、社会基盤部（農政班、観光商工班、土木班）、消防部（消防統括本部、現場指揮本部）
計画方針	災害時は、災害態様に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況等を勘案し、消火、被害の軽減、拡大防止等の活動を行う。 また、家屋の倒壊や土砂災害等に伴う要救出者や負傷者が多数発生するときは、市民のほか、関係機関（自衛隊、笛吹警察署、日本赤十字社県支部等）と協力して、迅速かつ的確な救急救助活動を行う。

▶手法編参照：消火、救急・救助 P手法47～51

### 1 消火活動

市は、笛吹市消防本部消防計画の定めるところにより出動するとともに、あらかじめ定めた出動計画により、消防団を非常招集し、笛吹警察署や自主防災組織等と連携して、消火活動を行う。

▶資料編参照：消防組織 P資料75～76

#### (1) 災害防ぎょ措置

災害が広域にわたり又は大規模であるときは、被災市町村が一体となり又は他の市町村の応援を得て災害防ぎょを実施する。

また、消防組織法第43条による非常事態発生により、県から市に次のような指示等があったときは、防ぎょ措置の早期確立を図る。

- ①災害防ぎょの実施方法の検討
- ②他市町村への消防隊員の応援要請
- ③災害用資機材の調達輸送
- ④その他の応援

#### (2) 消防の応援要請

大規模災害時における消防活動は、必要に応じて、消防組織法第39条の規定に基づき締結された「山梨県常備消防相互応援協定」や市町村間で締結している消防相互応援協定等により応援要請を行う。

また、被災状況を勘案し、緊急消防援助隊や広域航空応援等の応援を受ける必要があるときは、速やかに県に対して、応援要請を行うものとし、県に連絡が取れないときは、直接国（総務省消防庁）に応援要請を行う。

なお、応援要請を行うときは、応援に必要な部隊数、資機材、活動内容、集結場所への連絡員の派遣、延焼阻止線に近い水利への安全な誘導方法等に留意する。

### (3) 危険区域、特殊建物の防ぎょ対策

公衆の出入りする場所、多数の者が勤務する場所、木造大建築物等で火災が発生したときは、人命の危険及び延焼の拡大のおそれのある建物又は地域に対して、あらかじめ次の事項に留意して、小地域ごとに区画し、火災警防計画を樹立する。

- ① 出動部隊数
- ② 消防団詰所から防火対象物までの順路、距離及び出動から放水開始までの所要時分
- ③ 部隊到着順ごとの水利統制
- ④ 各部隊の進入担当方面
- ⑤ 使用放水口及び所要ホース数
- ⑥ 爆発物件、引火性物件その他危険物の所在
- ⑦ 避難予定地及び誘導方面並びに人的危険発生のおそれのある箇所における人命救助方法

### (4) 消防水利の統制

消防隊は、あらかじめ定めた水利統制計画に従い、到着順ごとに水利部署を規制し、地区ごとに水道鉄管口径、圧力、有限水利(貯水槽(池))及び河川等の自然水利を併せて適切に活用する。

### (5) 飛火警戒

飛火によって第2次、第3次の火災が続発して、大火を導引するおそれのあるときを考慮し、受持ち区域全般にわたって、あらかじめ警戒配備場所及び警戒方法及び自衛消防隊等の統制連絡を決定しておき、いずれの方向に火災が発生しても警戒配備につくことができるよう、飛火警戒計画を策定する。

#### ア 飛火防ぎょ部隊の編成

飛火防ぎょ部隊は、飛火警戒隊と警戒巡ら隊とに区別する。

#### イ 飛火警戒隊

飛火によって第2次、第3次の火災が発生したとき出動防ぎょする部隊であって、この部隊は概ね次により編成する。

- ① 所定防ぎょ部隊以外の予備部隊をもって1ないし数隊編成する。
- ② 前項のほか風下方面は自衛消防隊による。

#### ウ 警戒巡ら隊

飛火によって発生する火災の危険を早期に発見するため、要所を巡回し警戒する部隊であって、概ね次による。

- ① 消防団又は自衛消防隊をもってこれに充てる。
- ② 消火器、バケツ、火叩き等の消火資材を携行する。

#### エ 飛火警戒の配置標準

- ①風下方面 400m 以内は、飛火警戒隊を根幹とし、地元自衛消防隊等と飛火警戒に当たる。
- ②前項飛火警戒隊は、風下方向概ね 200m 内外の場所であって、通信連絡が至便で、高所見張に適する地点を選んで配置する。
- ③風下方面 600m 以上及び風下寄り、風横方面であって飛火危険のおそれのある地域に対しては地域住民をもって警戒に当たる。

#### オ 飛火警戒の要領

- ①飛火警戒隊のうち 1 人を高所見張員として、飛火火災の早期発見に充てる。
- ②自衛消防隊等には、消火器、バケツ、火叩き等を携行させ、住宅等の屋上その他の高所に配置する。

### (6) 林野火災の応急対策

林野火災が発生したときは、あらかじめ定める林野火災防ぎょ計画に基づき、県森林環境部関係機関及び林業関係団体等に早期に火災状況を通報するとともに、状況に応じて、県に対し県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

## 2 救急・救助活動

市は、市民、消防団、笛吹警察署等と相互に連携し、生命や身体が危険となった者を早急に救出・救助し、また、負傷者を医療機関に搬送するなど、被災者の救護を図る。

なお、災害救助法が適用されたときの被災者の救出は、山梨県災害救助法施行細則の定めるところにより行う。

▶資料編参照：山梨県災害救助法施行細則（別表） P資料133

### (1) 救出活動

市は、災害により救出を必要とする事態が発生したときは、次の対策を実施する。

#### ア 関係機関との連携による救出活動

笛吹警察署及び消防本部と緊急連絡をとり、速やかに救出活動を実施する。

救出活動は、市職員、消防職員、消防団員が警察と連携し、また、必要により自主防災組織の協力を得て実施する。

負傷者の応急救護を必要とするときは、本章第3節第3「医療・救護」の定めるところにより実施する。

#### イ 救出資機材の確保

要救助者の状況に応じて、救出作業に必要な人員、設備、機械器具等を活用して救出を行うが、必要な救出資機材、要員が確保できないときは、市内建設業者、関係機関及び地域住民等の協力を得て行う。

#### ウ 関係機関等への要請

災害が甚大で、市のみの動員又は市保有の資機材では救出が困難なときは、他市町村に協力を依頼して必要な救助要員や救出資機材等を確保し、救出活動を行う。

また、災害の状況により県に協力を要請するとともに、必要によっては自衛隊の派遣要請を知事に要求する。

### (2) 地域住民による初期活動

地域住民は、災害により自らの在住地区において救出を必要とする事態が発生したときは、次の対策を実施する。

#### ア 救急・救助活動

建物倒壊、火災炎上等により、現に生命や身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見したときには、危険が及ばない範囲で、隣人等と協力して救出活動に当たる。

また、救出した負傷者等に対し、救急関係機関が到着するまでの間、応急手当や人工呼吸等を行い、必要により医療機関への搬送など、負傷者等の救急活動に努める。

#### イ 関係機関への通報

要救助者等を発見したときは、速やかに市及び消防機関など関係機関に通報するとともに、警察、消防署の行う救急・救助活動に積極的に協力する。

#### ウ 要配慮者への救護

地区に住む高齢者や障がい者等の要配慮者に対して、災害発生時には安全の確認や必要な介助等を行うなど、要配慮者の安全確保に努める。

### (3) 孤立地区対策

市は、孤立地区が発生したときは、まず集落との連絡手段を早期に確保し、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被災状況等を把握の上、地域住民の集団避難、支援物資の搬送など孤立地区に対し、次の対策を行う。

#### ア 孤立地区の把握

孤立が予想される地区に対して、電話、市防災行政無線等を活用し、孤立状況の実態の把握に努める。

#### イ 外部との通信手段の確保

県防災行政無線、消防無線等を活用し、外部との通信の確保を図る。

#### ウ 緊急救出手段の確保

市域内において孤立地区が発生し、緊急に救出をする必要があると認めるときは、県に県消防防災ヘリコプター、又は県を通じて自衛隊の災害派遣を要請する。

- ▶資料編参照：飛行場外離着陸場等一覧 P資料55
- ▶資料編参照：ヘリコプター主要発着場一覧 P資料58

## エ 集団避難の検討

孤立状況が長期化したときは、孤立地域住民に対して避難指示の実施について、県等関係機関と検討する。

## オ 防犯パトロールの強化

集団避難等を実施したときは、避難者の不安を払拭するため、警察、消防等と連携しながら、住民不在地域における防犯パトロールを強化する。

## カ 緊急支援物資の確保と搬送

直ちに備蓄している物資を孤立地区に搬送する。

ただし、市のみでは支援物資が不足し、又は搬送の実施が困難なときは、県及び近隣市町村に緊急支援物資の調達、斡旋、搬送手段の支援を要請する。

- ▶資料編参照：食料等備蓄状況 P資料42～45

### 第3 医療救護

担当班	統括局（統括班、資源管理班）、福祉部（総務班、救護班）、消防部（消防統括本部、現場指揮本部）
計画方針	災害の発生により、多数の傷病者が発生し、又は発生する見込みがあるときは、峡東保健福祉事務所（峡東保健所）や笛吹市医師会、山梨県歯科医師会、山梨県薬剤師会等と連携して、速やかに医療機関の被災状況を調査し、医療救護・助産活動が可能な医療機関を把握するとともに、必要に応じて、救護所を設置し、医療救護・助産活動を行う。

▶手法編参照：医療救護 P手法52～55

#### 1 医療救護体制の確立

##### (1) 災害医療情報等の収集、伝達

市は、医療救護活動を迅速かつ効果的に実施するため、初動期において医療機関、県、消防本部、笛吹市医師会等から山梨県広域災害・救急医療情報システム、防災行政無線、電話回線、インターネット等を用いて次の情報を収集し、関係部班等に伝達を行う。

また、収集した医療機関の被災状況及び活動状況等は、市防災行政無線、消防団車両、市ホームページ等により地域住民に提供する。

- ①震度その他自然災害の規模、地域性及び広域性
- ②死傷病者の発生状況
- ③住民の避難状況（場所、人数等）
- ④医療機関の被害、診療能力、収容能力
- ⑤医薬品卸売業者、薬局等の被災状況、供給能力
- ⑥被災地域の通信、交通、水道、電気、ガス等の被害状況
- ⑦出動可能な医療救護班の数、配置
- ⑧関係機関との連絡先や連絡方法の確認
- ⑨周辺市等の状況
- ⑩医療機関の医薬品の需給状況
- ⑪医療機関における受診状況
- ⑫活動医療救護班等の派遣機関、派遣先、派遣班数、巡回診療の状況
- ⑬避難所等の生活、保健、医療情報

##### (2) 医療救護班の出動要請等

市は、災害により人的被害が発生したときは、直ちに応急医療活動を実施する。

- ①災害現場等に医療救護所を設置したときは、関係機関に医療救護班の編成及び出動を依頼し、応急医療活動に当たる。

- ②被災の状況によっては、協定に基づき笛吹市医師会、笛吹市地区歯科医師会及び笛吹市薬剤師会に医療救護班の出動を要請し、連携・協力して応急医療活動を実施する。
- ③市のみでは迅速な対応が困難なときは、「山梨県大規模災害時医療救護マニュアル」に定める手順により、峡東保健福祉事務所（峡東保健所）に対して医療救護班の派遣を要請する。
- ④災害救助法が適用されたときの医療及び助産は、山梨県災害救助法施行細則の定めるところにより行う。

▶資料編参照：山梨県災害救助法施行細則（別表） P資料133

### （3）医療救護所の設置

市は、被災状況を勘案して、学校、公民館等の指定避難所、病院、保健センター等に、適時適切に医療救護所を設置し、運営する。

- ①医療救護所を設置したときは、速やかに設置場所、医療救護班の必要性の有無、ライフラインの確保状況、医薬品等の必要性の有無について山梨県広域災害・救急医療情報システムに入力するとともに、併せて峡東保健福祉事務所（峡東保健所）に報告する。
- ②災害規模により自ら医療救護所の設置が困難と判断したときは、峡東保健福祉事務所（峡東保健所）等と協議の上、共同して医療救護所を設置する。
- ③医療救護所、災害拠点病院、災害支援病院等の受入体制について広報する。

▶資料編参照：災害拠点病院等の指定状況 P資料137～138

▶資料編参照：病院一覧 P資料138

### （4）医薬品等の確保

医療、助産の実施に必要な医薬品及び衛生材料は、原則として保健センター等に設備されているものを使用し、不足するときは市内薬店等から調達する。

ただし、調達が不可能なときは、峡東保健福祉事務所（峡東保健所）に要請して確保する。

## 2 医療救護活動の実施

市は、派遣される災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班と連絡調整し、医療救護活動に協力するほか、次の対策を実施する。

### （1）傷病者等の搬送

市は、関係機関と連携して、山梨県大規模災害時保健医療救護マニュアルに基づき、次の対象、搬送手段、搬送主体によって、最も効果的かつ実現性の高い方法により、緊急搬送を実施する。

## ア 緊急搬送の対象

- ①緊急搬送を必要とする被災傷病者
- ②被災地へ搬送する医療救護班（医療資器材、医薬品、食料等を含む）
- ③医療救護のために必要な医薬品等

## イ 搬送手段

担架その他身近な手段、一般自動車(交通規制地域外)、救急車、患者輸送車(緊急車両)、ヘリコプター、公用車両(緊急車両)、血液運搬車、医薬品業者及び指定薬局の社有車両(事前登録緊急車両)、日赤ボランティアによる二輪車、一般ボランティア車両(緊急登録車両)

## ウ 搬送主体

市民(自主防災組織)、消防機関、医療機関、日赤、赤十字血液センター、県、市、自衛隊、広域応援機関、医薬品卸売業者、指定薬局、県薬剤師会、指定地方公共機関、ボランティア

## (2) 地域保健対策

市は、被災状況や指定避難所の医療ニーズに応じて、各保健医療救護活動を行う次の各チームの派遣要請について、地区保健医療救護対策本部を通じて県保健医療救護対策本部に要請する。

- ①歯科医師会救護班
- ②薬剤師チーム
- ③災害支援ナース
- ④保健師チーム
- ⑤JDA-DAT(日本栄養士会災害支援チーム)
- ⑥災害時リハビリテーション支援チーム(JRAT)
- ⑦災害派遣精神医療チーム(DPAT)又は心のケアチーム

## 第4 風水害応急対策

担当班	統括局（統括班、資源管理班）、社会基盤部（総務班、土木班）、消防部（消防統括本部、現場指揮本部）
計画方針	災害により、河川の氾濫及びため池の溢水等による堤防の決壊が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市内の河川、ため池等を巡視し、被害状況等を調査するとともに、被害を受け危険と思われる箇所は速やかに応急措置を講じる。 また、ガスや危険物等の施設管理者は、災害に伴うガスや危険物等の火災、爆発、流出拡散等を防止するため、それぞれの災害態様に応じた応急措置を実施し、被害拡大防止に努める。

▶手法編参照：風水害応急対策 P手法56～59

### 1 巡視警戒及び応急措置

#### (1) 巡視警戒

市は、河川の氾濫及びため池の溢水等による堤防の決壊が発生し、又は発生するおそれがあるときは、河川等の監視及び警戒を厳重にし、重要水防区域を中心に巡視する。

なお、巡視により、危険箇所が判明したときは、必要に応じて、警戒区域を設定し、避難指示を行う。

#### (2) 応急措置

市は、異常が判明したときで直ちに危険がないと判断されるときでも、施設管理者等と連携して、専門家又は要員を現場に派遣して調査及び応急措置（内水排除、ビニールシートによる浸透防止工事、土のう及び矢板での締切り工事等）を講じる。

▶資料編参照：笛吹市水防計画 P水防1～36

▶資料編参照：重要水防区域一覧 P資料67

#### (3) 河川関係障害物の除去

市は、巡視等により、排水路、公共下水道（雨水渠）、河川等の橋脚等に滞留する浮遊物、その他の障害物を発見したときは、各施設管理者及び消防団と連携して、可能な限り応急除去を行う。

市単独では、対応が困難なときは、応援協定締結団体等の協力を得て実施するほか、県に対して、応援を要請する。

## 2 危険物等の二次災害の防止

市は、災害発生により、ガス施設等の危険物施設に火災、爆発、漏えい等の二次災害の発生のおそれがあるとき、又は発生したときは、消防本部、県、笛吹警察署等と連携し、関係機関の応急措置に協力するとともに、警戒区域の設定、市民の立入制限、退去等の措置、広報活動等を行う。

各施設等の管理者は、災害に伴う火災、爆発、流出拡散等を防止するため、それぞれの災害態様に応じた応急措置を実施し、被害拡大防止に努める。

### (1) ガス小売事業施設応急対策

ガス小売事業者は、応急対策を円滑に遂行するため、事業所内に特別組織を編成し、それぞれの状況に応じて出動し対処する。

#### ア ボンベハウス

ボンベハウスの発生設備及び調整装置の外観及び漏えい検査を行い、異常を認めたときは速やかに応急修理を行う。

なお、調査の結果、応急修理不可能なときは仮設による供給を行う。

特に周囲の被災が大きいと判断される場合は、供給を停止し、以後の状況把握に努め、状況を監視する。

#### イ 屋外管、屋内管

災害による異常の有無が判別しがたいときは、ガス検知器及びボーリングによるガス漏れ検査を行う。

特に周囲の被災状況が大きく、窓、壁その他建造物に損壊等の異常が認められるときは、供給を中断し、ガス圧による漏えい検査を行う。

▶資料編参照：市内ガス小売事業者一覧 P資料82

### (2) 液化石油ガス応急対策

発災後、山梨県に「災害対策本部」が設置されたときは、(一社)山梨県LPガス協会に「災害対策本部」が設置され、次の応急対策が実施される。

- ①関係機関との連絡
- ②一般消費者向け広報
- ③応急復旧資機材の調達
- ④復旧要員の派遣

### (3) 危険物等応急保安対策

#### ア 火薬類の応急対策

火薬類の施設管理者は、災害が発生したときは、次の応急対策を実施する。

- ①保管又は貯蔵中の火薬類を安全地帯に移し、その周囲に適当な境界柵及び「立入禁止」等の警戒札を設け、見張人をつける。

- ②運搬道路が危険なとき又は搬送できないときは、火薬類を付近の水中に沈める等の安全上の措置を講じる。
- ③②の措置ができないときは、火薬庫又は貯蔵所の入口、窓等を目塗土等で安全に密閉し、防火の措置を講じ、必要に応じて付近の住民に避難するよう警告する。
- ④運搬中、火薬類が爆発又はそのおそれのあるときは、災害防止の応急措置を講ずるとともに、警察、消防に通報する。

## イ 高圧ガスの応急対策

高圧ガス等の施設管理者は、災害が発生したときは、次の応急対策を実施する。

なお、事業所、消費先等において応急措置に応援を要するときは、関係事務所の協力を得て行う。

### (ア) 製造施設等の対策

製造施設等では、次の応急対策を実施する。

- ①災害の状況に応じ、作業を直ちに中止する。
- ②ガスの特性に応じた措置を講ずる。
- ③作業に必要な者以外は退避させる。
- ④必要に応じて、相互応援協定に基づく応援を要請する。

### (イ) 充填容器が危険な状態となったときの対策

充填容器が危険な状態となったときは、次の応急対策を実施する。

- ①不燃性ガス以外のガスは、極力ガスの放出を避ける。
- ②ガスの特性に応じた救急措置を講ずる。
- ③安全な場所へ移動する。
- ④警察等の協力を得て行う地域住民の避難等を実施する。

### (ウ) 輸送中において災害が発生したときの対策

輸送中において災害が発生したときは、次の応急対策を実施する。

- ①車両等の運転手等は、消防、警察及び荷受人等へ通報する。
- ②緊急やむを得ないときは、付近の高圧ガス地域防災協議会防災事業所へも通報し、防災要員の応援を得て災害の拡大防止活動を行う。

## ウ 危険物の応急対策

危険物施設管理者及び市は、災害が発生したときは、次の応急対策を実施する。

### (ア) 危険物の施設管理者等の対策

危険物の施設管理者等は、次の応急対策を実施する。

- ①施設内の火気の使用を停止する。
- ②状況に応じ保安回路を除く施設内の電源を切断する。
- ③危険物の取扱を中止し、移動搬出の準備、石油類の流出防止、防油堤の補強等の措置を講ずる。

- ④必要に応じて、相互応援協定に基づく応援を要請する。
- ⑤危険物運搬車両等の運転手が輸送中に危険物が漏れる等の災害が発生したときは、消防、警察等に速やかに通報する。

#### **(イ) 市の対策**

市は、危険物が引火、爆発又はそのおそれがあるときは、次の応急対策を実施する。

- ①施設関係者及び県等関係機関と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定する。
- ②地域住民に対し避難を指示する。

#### **エ 毒物劇物の応急対策**

毒物劇物の管理者等は、保健所、警察署、消防署等関係機関の協力を得て次の措置を講ずる。

- ①毒物劇物による汚染区域の拡大防止のため、危険区域を設定して関係者以外の立入を禁止する。
- ②状況に応じて交通遮断、緊急避難等、市民に対する広報活動を行う。
- ③中和剤、吸収剤等を使用して毒物劇物の危険除去を行う。
- ④飲料水が汚染したとき又はそのおそれがあるときは、下流の水道管理者、井戸水使用者等に通報する。

## 第5 地震災害応急対策

担当班	統括局（統括班、情報班）、社会基盤部（総務班、土木班、住宅班）、消防部（消防統括本部、現場指揮本部）
計画方針	市は、災害発生後、余震や時間差発生又は地震後の降雨等により引き起こされる土砂災害、建築物倒壊、危険物等の火災、爆発、漏えい等の二次災害を防止するための応急活動を実施する。

▶手法編参照：地震災害応急対策 P手法60～65

### 1 土砂災害等の拡大防止

市は、余震や地震後の降雨による土砂災害の二次災害を防ぐため、県と連携して、土砂災害警戒区域等の危険箇所の現地パトロールを実施し、危険箇所の把握と警戒に努める。

また、必要に応じて、県を通じてTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣を要請して、専門家による緊急点検、危険箇所周辺の警戒監視、崩壊危険箇所へのシート被覆等を実施する。

なお、二次災害の危険性が高いと判断される箇所は、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急措置を行う。

### 2 建築物等の二次災害の防止

市は、特に大規模地震等が発生したとき、余震等による被災建築物の倒壊や被災宅地の二次災害の防止を図るため、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する。

#### （1）建築物応急対策

大規模な地震により被災した建物は、その後に発生する余震などで倒壊し、物が落下して、人命に危険を及ぼすおそれがあるため、被災建築物の調査をし、その建築物の安全性の判定を応急的に行う。

応急危険度の判定方法は、次のとおりとする。

##### ア 公共施設の危険度判定

- ①公共施設の地震後における使用可否の判定の必要があるときは、直ちに県災害対策本部に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。
- ②公共施設の応急危険度判定は、市庁舎、支所、病院、避難所など防災上重要な施設を優先して行う。

##### イ 一般建築物の危険度判定

- ①一般建築物は、被害状況を収集し、応急危険度判定が必要と判断したときに、判定を必要とする区域を設定する。
- ②判定を必要とする建築物数を基に必要な判定士数を算定し、県の災害対策

本部に対して、判定士の派遣等の支援要請を行う。

- ③建築物の判定は、被災建築物応急危険度判定調査表に基づき行い、その結果に基づき、「調査済」「要注意」「危険」のステッカーを見やすい場所に表示し、二次災害の防止に努める。

▶資料編参照：被災建築物応急危険度判定フロー P資料139

## (2) 宅地対策

大規模な地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災したときは、二次災害を防止するための対策を実施する。また、市民の安全の確保を図るため、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地危険度判定士を活用して危険度判定を行う。

危険度判定の方法は、次のとおりとする。

- ①大規模な地震又は降雨等の災害により、必要に応じて、被災宅地危険度判定実施本部を設置するとともに、県に被災宅地危険度判定士の出動を要請し、宅地の危険度判定を実施する。
- ②危険度の判定は、応急危険度判定調査表に基づき行う。
- ③被災宅地危険度判定士による調査結果は、「調査済」「要注意」「危険」の3種類のステッカーで、宅地等の見やすい場所に表示する。

▶資料編参照：被災宅地応急危険度判定フロー P資料140

## (3) 広報活動及び広聴体制の確立

余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止を図るため、また被災宅地の二次災害の防止を図るため、市民に対して市ホームページ、臨時広報紙等により被災建築物に対する倒壊の危険性や事故防止措置、被災宅地の危険性等の広報活動等を行う。

また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談等を行う広聴体制並びに被災宅地に関する相談等を行う広聴体制の確立に努める。

## 3 危険物等の二次災害の防止

市は、地震発生により、ガス施設等の危険物施設に火災、爆発、漏えい等の二次災害の発生のおそれがあるとき、又は発生したときは、消防本部、県、笛吹警察署等と連携して、関係機関の応急措置に協力するとともに、警戒区域の設定、市民の立入制限、退去等の措置、広報活動等を行う。

各施設等の管理者は、地震災害に伴う火災、爆発、流出拡散等を防止するため、それぞれの災害態様に応じた応急措置を実施し、被害拡大防止に努める。

## (1) ガス小売事業施設応急対策

ガス小売事業者は、次の応急対策を実施する。

- ①一定基準以上の地震が発生したときは、ガスの供給を停止し、安全が確認された区域から順次供給を再開する。
- ②ガスは、安全が確認されるまで、使用しないよう広報する。
- ③安全点検を実施し、必要なときは、応急復旧工事を実施する。
- ④避難所等に必要な燃料を供給する。

▶資料編参照：市内ガス小売事業者一覧 P資料82

## (2) 液化石油ガス施設応急対策

製造者は、ガスの製造停止等地震防災規程に基づく応急措置を講ずるとともに、必要に応じて応急復旧工事を実施する。

また、販売事業者は、次の応急対策を実施する。

- ①(一社)山梨県LPGガス協会が定める災害対策マニュアルに基づいた連絡体制を確立する。
- ②被災状況の調査、点検を実施する。
- ③消費先の被災状況に応じて復旧資機材の調達、要員の確保等、復旧体制を確立し、関係機関の要請に応じて避難所等に必要なガスを供給する。
- ④消費設備は、安全点検を実施し、必要なときは応急復旧工事を実施することとし、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。

## 第6 雪害応急対策

担当班	統括局（統括班、資源管理班、情報班、財政班）、住民部（総務班）、福祉部（総務班、福祉班）、社会基盤部（総務班、農政班、観光商工班、土木班）、教育部（生涯学習班）
計画方針	雪害が発生したとき、又は、発生のおそれがあるときは、県及び関係機関と連携し、被害拡大防止と被災者の救助救護に努めるため、雪害の規模や程度、拡大の可能性等を判断し、雪害応急対策を実施する。

▶手法編参照：雪害応急対策 P手法66～69

### 1 住民への情報提供

#### (1) 広報活動

市は、雪害時において必要な事項について、市防災行政無線、Ｌアラート、市ホームページ、市SNS等により、繰り返し広報を実施して、市民に対する注意喚起等を行う。

また、必要に応じて、テレビやラジオ等の報道機関に広報を要請する。

さらに、雪の影響による重大事故等が発生したときは、迅速かつ的確な広報を実施し、再発防止に努める。

#### (2) 市民、事業所等の活動

市は、大雪災害時に市民の安全性を確保するための注意事項や安全対策について情報提供を図るとともに、市民や事業所等に対して、近隣の被害状況の情報提供や除排雪の実施、要配慮者の安否確認等の活動を要請する。

### 2 豪雪時における各種対策

#### (1) 要配慮者の状況把握

市は、関係機関の協力により、支援が必要となる要配慮者、そのうち、早期の避難が必要となる避難行動要支援者の状況把握に努める。

大雪により自らの活動が困難となった要配慮者に対しては、市が行政区や関係団体と連携し、支援活動や情報提供を行う。

#### (2) 帰宅困難者対策

積雪、雪崩等により車での通行が困難又は不能になり、帰宅困難者が発生したときは、市ホームページやラジオ等を通じて道路交通の情報を提供するとともに、食料や毛布等の支給を行う。

また、必要に応じて近隣の避難所を開設し、帰宅困難者を誘導する。

### **(3) 農業施設対策**

市は、大雪が予想されるときは農家等に対して、甲府地方気象台からの気象情報や峡東農務事務所からの減災のための技術的な対応方法の周知を行う。

災害が発生したときは、農業施設の被害状況を速やかに把握し、被害の拡大防止に努めるよう、対策の徹底を図る。

### **(4) 孤立化対策**

積雪、雪崩等により、孤立する可能性がある地区は、早期に状況を把握し、当該地域の住民に対して食料、飲料水、燃料等の十分な備蓄に努めるよう周知を図る。

また、車での通行が困難又は不能になり、孤立地区が発生したときは、直ちに地区名を県に報告するとともに、連絡隊の派遣等により病人の発生の有無、食料保有の状況、ライフラインの途絶状況等を調査する。

なお、道路管理者は、孤立地区に通じる道路の除雪等を優先して実施し、交通の早期回復を図る。

## **3 道路等の除排雪**

### **(1) 道路交通の確保**

市内の道路の除排雪は「笛吹市豪雪対応マニュアル」に基づき行う。

なお、除排雪の実施に当たっては、市庁舎機能の確保や救援物資・市外からの応援の受入等のための輸送道路の確保を優先する。

また、市道等において立ち往生車両や放置車両が発生したときや緊急通行車両の通行を確保するため必要のあるときは、当該車両の移動等を行う。

### **(2) 排雪場所、集積場所の確保**

市は、各道路管理者と調整し、道路管理者が合同で利用できる排雪場所の確保を図る。

また、必要に応じて、市有地に集雪場所を確保する。

なお、集雪場所は全ての公共機関が合同で利用できるものとする。

### **(3) 雪崩、融雪対策**

地形並びに気象情報等に基づき、雪崩等の発生が予想されるときは、当該区域に対する消防団等の警らを強化し、関係者に必要な注意等を行うとともに市及び

防災関係機関は相互に連絡をとりながら雪崩による災害発生の防止に努める。

## 第7 原子力災害応急対策

担当班	統括局（統括班、資源管理班、情報班）、住民部（総務班、環境班）、福祉部（救護班）、社会基盤部（農政班）、水道部（水道班）
計画方針	中部電力(株)浜岡原子力発電所において、原子力災害対策指針に基づく警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生したときや原子力防災上必要と認められるときは、県と連携して、原子力災害時特有の緊急事態に対処する。

▶手法編参照：原子力災害応急対策 P手法70～74

### 1 避難者の受入

市は、原子力災害により他都道府県から山梨県内への避難者の流入があったとき（静岡県「浜岡地域原子力災害広域避難計画」では、山梨県内で牧之原市の避難者を受け入れることになっている）は、県と協議の上、指定避難所を開設し、避難者の受入に努める。

### 2 屋内退避、避難誘導等の防護活動

#### （1）屋内退避、避難誘導

市は、原子力災害特別措置法第15条に基づき、内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があったとき、市民等に対し即時性のある正確な情報の提供を行うとともに、市民等に対する屋内退避又は避難の指示の措置をとる。

なお、情報提供に当たっては、乳幼児、妊産婦、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に配慮する。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生したとき、市民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、市民の生命や健康を守ることを最優先とする。

具体的には、避難又は一時移転を行うときは、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所や避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

▶資料編参照：屋内退避又は避難等に関する指標 P資料141

#### （2）除染活動の実施及び支援

市は、市内で、通常値を超える放射線量が観測されたときは、国、県にその旨を報告し、除染対策に努める。

### 3 情報伝達活動及び風評被害対策

#### (1) 情報伝達活動

市は、県と連携し、必要に応じ、相談窓口を設置するなど速やかに市民等からの問合せに対応する。

また、市民等のニーズを見極めた上で、多様な情報伝達手段により、即時性のある正確な情報の伝達を行う。

#### (2) 風評被害等の影響への対策

市は、県や報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するため、県が実施する緊急時モニタリング結果を迅速に公表し、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動に努める。

### 4 飲料水、飲食物の摂取制限等

#### (1) 飲料水、飲食物の摂取制限

市は、県が行う緊急時モニタリングの結果により、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等の要請を受けたときは、必要な措置をとるとともに、市民に対して速やかに情報提供を行う。

県から要請を受けたとき、又は必要と判断したときは、汚染農畜産物の採取禁止、出荷制限等の措置をとる。

▶資料編参照：飲食物摂取制限に関する指標 P資料142

#### (2) 医療活動

市は、県が必要に応じて実施するメンタルヘルス対策や被ばく医療等の医療活動に協力するとともに、活動の情報を市民に提供する。

## 第4節 市民の生活を守るための対策

### 第1 避難生活支援

担当班	統括局（統括班、情報班）、住民部（環境班）
計画方針	災害が発生し、避難所を開設したときは、必要に応じて、食料や飲料水、毛布等の生活物資を提供するほか、災害に関する情報の提供や相談受付等、避難生活の支援を行う。 なお、避難所に滞在できない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

▶手法編参照：避難生活支援 P手法75～77

#### 1 避難所の管理運営

市は、指定避難所の管理運営については「避難所開設マニュアル」及び「避難所運営マニュアル」を基本に、各避難所の状況に応じて、適切な管理運営に努める。

##### (1) 避難所への職員派遣

避難所管理職員は、参集メール等で避難所開設指示を受けたときは、直ちに避難所に出動、駐在し、当該施設管理者、避難所運営委員及び行政区と協力して避難所の管理運営に当たり、避難者を受け入れる。

##### (2) 「避難所運営委員会」の設置

避難所への避難行動が落ち着いた段階で、避難所の運営に当たる「避難所運営委員会（本部）」を設置し、避難者を中心とした避難所運営を開始する。

市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合い、主体的に関与できる運営体制に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

##### (3) 避難所の管理運営の留意事項等

市は、避難所の管理運営に関して、次の点に留意する。

###### ア 外部支援者からの受援

避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等の避難所運営について、専門性を有したNPOやボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じて他の地方公共団体に対して協力を求める。

###### イ 避難者、車中避難者や在宅避難者等に係る情報の早期把握

それぞれの指定避難所で受け入れている避難者、車中避難者や在宅避難者等に係る情報の早期把握に努める。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の安否の確認に努め、把握した情報について市と共有する。

#### **ウ 生活環境に係る対策**

避難所における生活環境が常に良好なものであるよう、次の状況の把握に努め、必要な対策を講じる。

- ①食料の確保、配食等
- ②し尿及びごみの収集、トイレの設置
- ③プライバシーの確保、段ボールベッドやパーティション等の活用
- ④入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度
- ⑤医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回
- ⑥暑さ寒さ対策の必要性
- ⑦避難者の健康状態や栄養状態
- ⑧家庭動物のためのスペースの確保

#### **エ 食物アレルギーを有する者への配慮**

避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握や評価の実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

#### **オ 感染症対策**

指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

#### **カ 要配慮者等への配慮**

高齢者、障がい者、性的マイノリティ、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、性別を考慮した更衣室やトイレ、授乳場所、クールダウンスペース（障がい者等が気持ちを落ち着かせることができる空間）等を開設当初から設置できるように努める。

また、避難所における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いや男女双方の視点等に配慮するため、特に物干し場、更衣室、授乳室は女性専用のスペースを確保し、生理用品等の女性用品については女性の担当者から提供するように配慮する。また、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

#### **キ DVの発生防止対策**

避難所等における女性や子供等に対する性暴力やDVの発生を防止するため、次の対策の実施に努める。

- ①女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置
- ②トイレ、更衣室、入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置

③照明を増設

④性暴力やDVについての注意喚起のポスターを掲示

⑤警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供

#### ク 指定避難所外に滞在する被災者への配慮

やむを得ず指定避難所に滞在できない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談等の実施、正確な情報の伝達により、生活環境の確保に努める。

#### ケ 指定避難所の適時開設

災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

#### コ 指定避難所の混雑状況の周知

特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知するなど、避難の円滑化に努める。

#### サ 旅館やホテル等の活用

災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

#### シ 避難所の早期解消

災害の規模等に応じて、被災者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅の斡旋、活用等により避難所の早期解消に努めることを基本とする。

#### ス 避難者の受入

指定緊急避難場所や指定避難所に避難した者については、住民票の有無に関わらず、指定避難所の収容人数等を勘案しながら、受け入れられるよう努める。

#### セ 仮設トイレの設置

避難所のトイレが使用不能のとき又は不足するときは、他の公共施設のトイレの利用や避難者数に対応した仮設トイレの設置を行う。

#### ソ 医療機器の電源確保等

特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等に努める。

#### タ 避難所におけるペット対策

必要に応じて、避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

## 2 被災動物救護対策

市は、県、動物愛護団体等と協力・連携し、災害発生時におけるペットに対し、次の項目について体制を整備する。

- ①指定避難所における飼育動物の適正管理
- ②飼料等の調達及び配布
- ③動物に関する相談の実施
- ④放浪又は飼育困難な動物の収容、一時保管
- ⑤動物収容施設の確保等

## 第2 飲料水、食料、生活必需品の供給

担当班	統括局（統括班、資源管理班、情報班）、福祉部（総務班）、社会基盤部（総務班、農政班、観光商工班）、水道部（総務班、水道班）、教育部（総務班）
計画方針	災害が発生し、多数の避難者が発生しているときは、被災者の生活維持のため必要な飲料水、食料、生活必需品等を速やかに調達及び確保し、被災地のニーズに応じて供給や分配を行う。 なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえて調達するとともに、要配慮者ニーズや男女のニーズの違いに配慮する。

▶手法編参照：飲料水、食料、生活必需品の供給 P手法78～84

### 1 飲料水供給対策

市は、災害のため飲料水を得ることができない者に対し、最小限度必要量の飲料水の供給を行い、同時に給水施設の早期応急復旧を実施する。

#### (1) 給水活動

災害により水道水が使用できないときは、次により給水活動を実施する。

また、給水は、指定避難所、医療機関、社会福祉施設など緊急性の高いところから行うとともに、一人暮らし高齢者や障がい者等の要配慮者に対しては、状況により福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て、ポリタンク等による戸別給水を実施するなど、要配慮者に配慮した給水活動を行うことに留意する。

なお、災害救助法が適用されたときの飲料水の供給は、山梨県災害救助法施行細則の定めるところにより行う。

#### ア 搬水による給水

近隣の水道から給水車等を使用して搬水し、消毒の上、緊急給水を実施する。

#### イ ろ水機による給水

河川水、貯水槽の水等をろ水機によりろ過し、消毒の上、給水を実施する。

#### ウ 必要給水量

給水は、1人1日3リットルを確保する。

#### エ 給水場所

市役所及び指定避難所において給水を行う。

#### オ 応急給水用資機材等の確保

給水車及び応急給水用資機材は、市保有のものを活用して応急給水を行うが、不足するときは、市内業者又は他市町村から必要な応急給水用資機材等を確保する。

▶資料編参照：応急給水用施設・資機材保有状況 P資料82

▶資料編参照：山梨県災害救助法施行細則（別表） P資料133

## (2) 水質の保全

水道水について、水質検査を強化するとともに、必要に応じて、塩素の注入量を増加するなど、水質の保持に万全を期する。

なお、運搬給水するときは、運搬用具の洗浄、消毒を行う。

また、配水管路の破損箇所の復旧、臨時配水管及び応急給水栓の設置が完了したときは、給水開始前に十分な洗浄と水質検査を行う。

## (3) 給水施設の応急復旧

### ア 被害状況等の把握

災害発生後、直ちに水道施設や設備の被害状況を調査するとともに、電力の供給状況等についても把握する。

また、市民からの通報等により断水地域の把握に努める。

把握した被害状況等は速やかに市本部に報告し、水道施設に被害が発生したときは県にも報告する。

### イ 応急復旧活動の実施

応急復旧に当たっては、可能な限り早期、広範囲に管路による応急給水を行えるよう、作業を進める。

また、応急復旧の優先順位を定めるなど効率的な応急復旧活動を行う。

復旧資材又は復旧作業技術者等が不足するときは、他の水道事業者に応援を要請し、早期復旧に努める。

## (4) 応援協定等による飲料水の確保

必要に応じて、飲料水の確保に関する協定を締結している公共団体、民間団体等に対して、協定に基づき、飲料水の供給を求める。

- ▶資料編参照：協定等締結概要（県・市町村との協定） P資料60～62
- ▶資料編参照：協定等締結概要（民間事業所等との協定） P資料63～66

## (5) 広報活動

水道施設の被災により断水したときは、断水地区の住民に対して、市防災行政無線、消防団車両、市ホームページ等により断水状況、給水拠点場所、応急給水方法、復旧見込み、また水質についての注意事項等の広報を行う。

また、応急給水を実施するときは、市防災行政無線、消防団車両、市ホームページ等により給水場所や時間、給水方法等について被災地の住民に周知を図る。

なお、大規模な災害が発生したときは、発生直後の給水が困難であることから、市民に対し家庭内での必要量の飲料水やポリ容器等の備蓄、また、浴槽等に風呂水の汲み置きをするなどの措置を行うよう、広報紙等を通じて広報を行う。

## 2 食料供給対策

市は、被災者及び災害応急業務の従事者への食料の確保と炊き出し、その他食料の提供を実施する。

### (1) 食料の確保、供給

指定避難所における避難者数や要配慮者数等を把握した上で、速やかに食料等の必要量を算定し、調達及び供給体制を確立して、供給を行う。

なお、災害救助法が適用されたときの炊き出しその他による食料の供給は、山梨県災害救助法施行細則の定めるところにより行う。

- ①食料の供給は、原則、備蓄食料（アルファ米等）、調達した弁当やパンの支給、米穀販売業者からの購入、調達した米穀等の炊き出しにより行う。
- ②必要量が確保できないときは、協定締結先、県、他市町村等に対して、応援要請を行う。
- ③食料の供給は、高齢者、乳幼児、食物アレルギーを有する者等に配慮する。
- ④応急用米穀及び災害救助用米穀を必要とするときは、「災害時における食糧供給対策実施要領」に基づき、応急用米穀の数量等を県に通知する。
- ⑤炊き出しは、指定避難所内若しくはその近くで給食施設等を有する既存の施設を利用して実施する。

▶資料編参照：食料等備蓄状況 P資料42～45

▶資料編参照：協定等締結概要（県・市町村との協定） P資料60～62

▶資料編参照：協定等締結概要（民間事業所等との協定） P資料63～66

▶資料編参照：山梨県災害救助法施行細則（別表） P資料133

### (2) 救援物資集積場所の確保

国や他市町村等から搬送される救援食料及び調達食料は、資料編に掲げる施設を救援物資集積所として開設、集積するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

当該施設に搬送された救援食料等の仕分け、配分等は、自主防災組織やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行う。

なお、当該施設に管理責任者を配置し、食料の衛生管理に万全を期する。

▶資料編参照：救援物資集積予定施設一覧 P資料143

## 3 生活必需物資供給対策

市は、県や関係機関と協力し、被災者の生活維持のために必要な生活必需品等を調達及び確保し、ニーズに応じて供給配分を行えるよう、その備蓄する物資や資機材の供給に関し相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ

て調達する。

また、空調器具や燃料など実情を考慮するとともに、要配慮者ニーズや男女のニーズの違いに配慮する。

### **(1) 物資の確保、供給**

避難所を開設したときは、開設から3日間の短期避難の場合は、避難者が持参する非常持出品で、各自の食料、飲料水、体温を調節する毛布などを賄う。また、災害により、自宅が被災し、戻ることができず、中長期の避難が必要な場合は、避難所運営委員会や自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、速やかに避難者が必要とする生活必需物資の品目や数量を把握するとともに、直ちに防災備蓄倉庫に備蓄している毛布等の生活必需物資を被災者に給与又は貸与する。

なお、物資が不足するときは、JAふえふき、笛吹市商工会等の関係団体や応援協定締結団体に協力を依頼して、必要な生活必需物資を調達する。

また、さらに物資が不足するときは、県に必要な物資の供給等を求めるほか、事態の緊急性に照らし必要ときは、国に物資の供給等を直接依頼する。

なお、災害救助法が適用されたときの生活必需品等の給与又は貸与は、山梨県災害救助法施行細則の定めるところにより行うが、災害救助法の適用を受けるほどでない一定基準以上の災害は、「山梨県小災害内規」に基づき、県に対して応急的援助を要請する。

▶資料編参照：山梨県災害救助法施行細則（別表） P資料133

▶資料編参照：協定等締結概要（県・市町村との協定） P資料60～62

▶資料編参照：協定等締結概要（民間事業所等との協定） P資料63～66

### **(2) 救援物資集積場所の確保**

他市町村等から搬送される救援物資及び調達物資の管理は、資料編に掲げる施設を救援物資集積所として開設して、管理責任者を配置するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

当該施設に搬送された救援物資等は、被災地のニーズを把握し、優先すべき案件を整理し、輸送ルートの確保、配送、分配を適切に行う。

なお、物資の仕分け、配分等は、自主防災組織やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行う。

▶資料編参照：救援物資集積予定施設一覧 P資料143

### 第3 行方不明者等の捜索及び死体の火葬

担当班	統括局（資源管理班）、住民部（総務班、住民班）、福祉部（救護班）
計画方針	大規模な災害により、行方不明者が発生したときは、迅速に捜索活動を実施する。 また、死体が確認されたときは、適切に収容、処理等を行い、必要に応じて、火葬を実施する。

▶手法編参照：行方不明者の捜索及び死体の火葬 P手法85～90

#### 1 行方不明者及び死体の捜索

市は、行方不明者及び死体の捜索は、原則として、消防団、自主防災組織、笛吹警察署等の関係機関の協力の下に実施する。

- ①市だけでは対処できないときは、自衛隊、他市町村又は県に要員及び資機材の応援を要請する。
- ②身元不明の死体を発見したときは、死体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管する。
- ③身元不明の死体を発見したときは、速やかに笛吹警察署に連絡し、医師立会いの下に検視を行い、身元の確認に努める。
- ④死体が多数のときは、公共建物、寺院又は公園などの場所を選定又は天幕等を設置して、安置所を開設する。
- ⑤安置所の開設に当たっては、葬儀業者に協力を要請し、死体保存のための資機材の調達及び作業要員を確保する。
- ⑥災害救助法が適用されたときの死体の捜索は、山梨県災害救助法施行細則の定めるところにより行う。

▶資料編参照：山梨県災害救助法施行細則（別表） P資料133

#### 2 死体の処理

市は、原則、災害によって死亡した者の死体の処置等について、その遺族等が混乱のため行うことができないときは、県、笛吹警察署、日本赤十字社県支部、笛吹市医師会、山梨県歯科医師会等医療関係機関の協力の下に、次のような処理を実施する。

- ①捜索により発見された死体について、笛吹警察署等関係機関と協力し、安置所へ搬送する。
- ②日本赤十字社県支部、笛吹市医師会、山梨県歯科医師会等医療関係機関の協力を得て、適切な死体の処置及び検案を実施する。
- ③身元が判明した死体は、笛吹警察署等の協力を得て、遺族へ引き渡す。
- ④災害救助法が適用されたときの死体の処理は、山梨県災害救助法施行細則の定

めるところにより行う。

▶資料編参照：山梨県災害救助法施行細則（別表） P資料133

### 3 死体の火葬

市は、原則、災害によって死亡した者に対して、その遺族が災害による混乱のため火葬を行うことが困難なときや死亡した者の遺族がいないときは、民間事業者の協力を得て、棺や骨つぼ等を確保しつつ、火葬を実施する。

火葬は、「東八聖苑」又は「東山聖苑」で行うが、市だけでは対処できないときは、県に広域火葬の応援を要請する。

なお、縁故者の判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、縁故者が分かり次第、引き継ぐこととし、無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、墓地に埋葬する。

また、災害救助法が適用されたときの埋葬は、山梨県災害救助法施行細則の定めるところにより行う。

▶資料編参照：山梨県災害救助法施行細則（別表） P資料133

## 第4 ライフラインの応急復旧

担当班	統括局（統括班、情報班）、水道部（総務班、水道班、下水道班）
計画方針	上・下水道、電気、通信、鉄道等のライフライン施設において、災害が発生し、その機能が停止又は低下したとき、それぞれの事業者は、代替サービスの提供や機能回復に努めるとともに、復旧措置を講じる。

▶手法編参照：ライフラインの応急復旧 P手法91～95

### 1 上水道施設応急対策

市は、災害が発生したときは、応急給水用飲料水の確保とともに水道施設の早期応急復旧に努める。

#### (1) 要員の確保

水道事業者が定める災害対策計画に基づき応急復旧要員の確保を図る。

#### (2) 広報

給水を停止するとき、又は断水のおそれが生じたときは、市民や消防機関等に対して影響区域を速やかに周知する。

また、復旧の時期についても随時県及び関係機関に情報提供をする。

#### (3) 工事業者等への協力要請

応急復旧工事に必要な資機材の調達、復旧工事の実施について、市内工事業者等へ協力を要請する。

なお、市内工事業者だけでは、速やかな応急復旧ができないときは、県や日本水道協会等に応援を要請する。

#### (4) 被害状況調査及び復旧計画の策定

被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送配水システムを考慮した復旧計画を策定する。

#### (5) 送配水管等の復旧

送配水管等の復旧は、水源から浄水場及び配水池に至る幹線を優先し、次いで主要な配水管など順次復旧する。

#### (6) 仮設配水管の設置

仮設配水管は、応急復旧を迅速に行うため状況により設置し、必要に応じて消火栓を設ける。

## **2 下水道施設応急対策**

市は、災害が発生したときは、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについて応急処置を行う。

### **(1) 要員の確保**

山梨県流域下水道災害対応マニュアルに基づき、応急処置要員の確保を図る。

### **(2) 工事業者等への協力要請**

応急処置に必要な資機材の調達、工事の実施について、市内工事業者等へ協力を要請する。

なお、市内工事業者だけでは、速やかな応急復旧ができないときは、「下水道事業における災害時支援に関するルール（全国ルール）」に基づき、県や応援協定締結自治体等に対して応援要請を行うなど応急対策実施体制を確立する。

### **(3) 応急処置計画の策定**

管路施設、ポンプ場及び処理場、施設の態様に応じて、次の事項等を基準として応急処置計画を策定する。

- ① 応急処置の緊急度及び工法
- ② 処置資機材及び作業員の確保
- ③ 設計及び監督技術者の確保
- ④ 復旧財源の措置
- ⑤ 非常電源（可搬式発電機）の確保

### **(4) 非常時の汚泥処理計画の策定**

放射能汚染等された下水汚泥の処理に際し、国が示す基準により適正に処理できるよう計画を策定する。

### **(5) 広報**

施設の被害状況及び復旧見込み等について広報し、利用者の生活排水の不安解消に努める。

### **3 電力事業施設応急対策**

市は、災害が発生し、停電が発生したときは、東京電力パワーグリッド(株)と情報連絡体制を確立し、状況の把握に努める。

東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社は、各設備の復旧優先順位、被害状況、復旧難易度等を勘案して復旧計画を策定し、感電事故、漏電火災等の二次災害の防止に努めながら、次のとおり応急復旧を進める。

#### **(1) 災害対策組織**

災害が発生したとき、山梨総支社内に災害対策本部を設置する。

#### **(2) 応急対策要員、資機材の確保**

応急対策に従事可能な人員をあらかじめ調査、把握しておき、定められたルートによって、速やかに対応する。

また、工具、車両、発電車、変圧器車等を整備して応急出動に備えるとともに、手持ち資機材の確保に努める。

#### **(3) 災害時における応急工事**

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

#### **(4) 災害時における危険予防措置**

災害時でも原則として送電を継続するが、災害の拡大に伴い円滑な防災活動のため、警察や消防機関から送電停止の要請があったときなどは、送電停止等の適切な危険防止措置を講ずる。

#### **(5) 災害時における広報**

次の事項について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に要請して広報を行うとともに、広報車等により直接当該地域に周知する。

- ①感電事故及び漏電による出火の防止
- ②電力施設の被害状況、復旧予定等

#### **(6) 被害状況の収集**

あらゆる方法を通じて全般的被害状況の早期把握に努め、復旧計画を樹立する。

## 4 電気通信施設応急対策

市は、災害が発生し、通信障害等が発生したときは、東日本電信電話(株)山梨支店、(株)NTTドコモ山梨支店等の電気通信事業者と情報連絡体制を確立し、状況の把握に努める。

東日本電信電話(株)山梨支店、(株)NTTドコモ山梨支店は、速やかに被災状況、疎通状況等の情報を収集し、通信の途絶の解消及び重要通信を確保するとともに、被災施設の早期応急復旧を図る。

### (1) 復旧体制の確立

東日本電信電話(株)山梨支店長が定める東日本電信電話(株)山梨支店災害等対策規程及びNTTドコモ山梨支店長が定めるNTTドコモ災害等対策規定に基づき、災害対策本部を設置し、被災規模に応じた復旧資機材の調達、要員の確保等、復旧体制を確立する。

### (2) 応急、復旧措置

速やかに被災状況等を把握し、あらかじめ定める応急復旧計画に基づき応急復旧措置を講ずる。

#### ア 通話規制措置

安否情報や見舞い電話の殺到等により通信が輻輳又はそのおそれが予測されるときは、あらかじめ定める重要回線及び公衆電話を除き、輻輳規模に応じて市内外発着信の通話規制措置を行い、重要通信等を確保する。

#### イ 応急、復旧措置

- ①衛星通信地球局、加入者系無線装置による途絶の解消（臨時回線の作成）
- ②応急復旧ケーブルによる被災ケーブルの応急復旧
- ③非常用移動電話局装置及び移動電源車による交換機の応急復旧
- ④移動電源車、可搬型電源装置による給電故障の応急措置

#### ウ 広報

災害による通信の途絶、通信規制等により電気通信サービスの利用に影響が生じたときは、広報活動を行い、利用者の不安を解消するとともに、社会的混乱の防止に努める。

## 5 鉄道施設応急対策

市は、災害が発生したときは、東日本旅客鉄道(株)と情報連絡体制を確立し、鉄道施設の被害状況や復旧状況の把握に努める。

東日本旅客鉄道(株)は、列車抑止、運転規制とともに、旅客避難誘導及び被害状況の調査、鉄道施設の点検を実施し、次のとおり被害状況の把握と早期応急復旧を図る。

### **(1) 要員の確保**

東日本旅客鉄道(株)が定める防災計画に基づき、復旧及び応急処置要員の確保に努める。

### **(2) 広報**

列車抑止や運転規制をするとき、又はそのおそれが生じたときは、県及び関係市町村と関係機関に対して影響箇所を速やかに伝達する。

また、復旧時期についても、県及び関係機関に情報を提供する。

### **(3) 工事業者等への協力要請**

応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施について、管内工事業者に要請する。

### **(4) 被害状況調査及び復旧計画の策定**

被害状況調査を速やかに実施し、列車運転支障の全容を把握するとともに、速やかに復旧工事を行い、鉄道輸送機能の確保に努める。

## 第5 要配慮者支援

担当班	福祉部（総務班、福祉班、救護班、保育班）
計画方針	市は、災害が発生したときは、特に災害の影響を受けやすい要配慮者の安全を確保するため、避難所等における福祉ニーズ調査を実施して、要配慮者特有のニーズに対応した生活支援、介護サービスの提供等の実施に努める。

▶手法編参照：要配慮者支援 P手法96～99

### 1 避難所等における要配慮者支援

市は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等ができるように努める。

また、避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮し、福祉施設職員等の応援体制の整備、特に避難所での健康状態の把握、高齢者や障がい者向けの応急仮設住宅の設置、応急仮設住宅への優先的入居に努める。

さらに、要配慮者に向けた情報提供についても十分に配慮する。

### 2 福祉避難所等の開設、運営

市は、指定避難所の避難者の中に、一般の避難者との共同生活が難しい避難行動要支援者がいるときは、状況に応じて、福祉避難所の開設、運営を行う。

#### （1）福祉避難所の開設

状況によっては、福祉避難所以外の指定避難所についても、要支援者用として施設の一室又は一画を使用した「福祉避難室」又は「福祉避難スペース」を開設する。

#### （2）福祉避難所の開設

市の公共施設を福祉避難所として開設して、要支援者を受け入れ、福祉関係者等の協力を得て管理運営する。

▶資料編参照：福祉避難所一覧 P資料41

#### （3）福祉避難所相談員の配置

福祉避難所等の運営に当たっては、市保健師、福祉分野の相談業務に従事する職員から福祉避難所相談員を選任し、救護班とともに、避難した要支援者の健康管理や相談等を行う。

#### **(4) 社会福祉施設等への避難行動要支援者の受入れ依頼**

福祉避難所として、災害時の要支援者の受入れについて協定を締結している社会福祉施設等に対して、必要に応じて、要支援者の受入れを依頼する。

## 第6 防疫対策

担当班	統括班（情報班）、住民部（環境班）、福祉部（救護班）
計画方針	災害時には生活環境の悪化に伴い、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、防疫措置を確実に実施し、感染症発生の未然防止及びまん延の防止に万全を期する。

▶手法編参照：防疫及び保健衛生 P手法100～102

### 1 防疫活動

#### （1）防疫活動の実施

市は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、峡東保健福祉事務所（峡東保健所）の指示の下、保健師及び笛吹市医師会の協力を得て防疫組織を編成し、各種法令や災害防疫実施要綱（昭和40年5月10日付け衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、避難所や被災家屋等の消毒、そ族・昆虫の駆除、生活の用に供される水の供給、臨時予防接種等を行う。

なお、市だけでは対処できないときは、他市町村又は県に要員や資器材の応援を要請し、実施する。

#### （2）防疫用資器材及び薬剤の確保

市は、防疫用資器材及び防疫用薬剤は、市が保有又は備蓄しているものを使用する。

なお、不足するときは、取扱業者等から調達する。また、市内等で必要な防疫用資器材等が確保できないときは、県に調達の斡旋を要請する。

### 2 避難所の防疫指導等

#### （1）避難所の衛生管理

市は、避難所の衛生状態を良好に保つため、防疫活動、衛生指導等を実施する。この際、避難者による自治組織（避難所運営委員会の衛生班等）を編成し、その協力を得て防疫の徹底を図る。

また、食中毒の発生を防止するために必要があると認められるときは、県を通じ、食品衛生関係団体と連携し、飲食物の衛生確保のための指導を実施する。

#### （2）広報等の実施

市は、地域住民に対して、飲食物等の衛生に注意し、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に注意を払うよう、市防災行政無線、市ホームページによる広報、消防団車両等による巡回放送、またパンフレットの配布等を行う。

## 第5節 早期復旧に向けた対策

### 第1 住宅の確保

担当班	社会基盤部（住宅班）
計画方針	災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、自力では住宅を確保できない者に対して、市営住宅等の一時提供や応急仮設住宅を供給し、また、住宅のき損等に対し、自力では応急修理ができない者に対して日常生活の可能な程度の応急修理を実施し、住生活の安定に努める。

▶手法編参照：住宅の確保 P手法103～107

#### 1 応急仮設住宅の供与

災害救助法が適用され、県から実施を通知されたとき、市は、応急仮設住宅の建設又は民間賃貸住宅を借り上げるなど応急仮設住宅の供与を実施する。

ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は要員、建設資機材について応援を要請する。

##### （1）応急仮設住宅の建設

###### ア 応急仮設住宅の必要戸数の把握

住宅の被害状況を調査し、応急仮設住宅の必要戸数を把握する。

###### イ 建設地の選定

応急仮設住宅の建設地は、市が提供する。

用地は応急仮設住宅建設候補地一覧のうち、被災地に近い場所を原則とするが、災害発生地区の状況及びライフライン等の整備状況を考慮し決定する。

###### ウ 応急仮設住宅の設置等

県が行う応急仮設住宅の建設に協力する。

なお、応急仮設住宅は、コミュニティの確保や避難者のニーズに留意し、高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮する。

###### エ 入居者の選定

県から入居者の選定が市に委任されたときは、選定に当たって、十分な調査を行い、必要に応じて、民生委員・児童委員の意見を聴取するなど、被災者の資力、その他の生活条件を参考の上、次の事項に留意して、入居者を決定する。

- ①高齢者や障がい者等の優先入居
- ②高齢者や障がい者等が過度に集中した応急仮設住宅群の回避
- ③入居後の高齢者や障がい者等に対する巡回相談、安否確認の実施

▶資料編参照：応急仮設住宅建設候補地一覧 P資料143

▶資料編参照：山梨県災害救助法施行細則（別表） P資料133

## **(2) 民間賃貸住宅の借上**

市は、県が「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」に基づいて実施する民間賃貸住宅の借上による応急仮設住宅の供給に協力する。

## **(3) 公営住宅等の一時提供**

市は、災害のため住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない又は自己の資力では住宅を確保できない者に対し、既設の市営住宅等で提供可能なものを確保する。

なお、市で確保できないときは、県に対し要請を行い、既設の県営住宅等の供給及び他市町村の公営住宅等の斡旋を行うよう調整を図る。

入居者の選定に当たっては、公平を期するほか、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮する。

## **2 被災住宅の応急修理**

災害救助法が適用され、県から実施を通知されたとき、市は、被災住宅の応急修理を実施する。

ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は要員、建設資機材について応援を要請する。

被災住宅の応急修理の対象者、修理内容は、次のとおりとする。

### **(1) 対象者**

- ①災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者
- ②大規模な修繕を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）（大規模半壊）した者
- ③半壊（焼）に準ずる程度の損傷（準半壊）により被害を受けた者

### **(2) 修理内容**

災害救助法に基づく住宅の応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとする。

▶資料編参照：山梨県災害救助法施行細則（別表） P資料133

## 第2 障害物等の除去

担当班	統括局（統括班、情報班）、住民部（総務班、環境班）、社会基盤部（総務班、土木班、住宅班）
計画方針	災害等により、住家に土石、竹木等が運び込まれたときは、必要条件に応じて、障害物の除去を行い、被災者の日常生活の回復を図る。 また、道路上又は河川に障害物があるときは、迅速に当該障害物を除去し、緊急輸送の確保又は災害発生を防ぎよを図る。

▶手法編参照：障害物等の除去 P手法108～112

### 1 住宅に運び込まれた障害物の除去

市は、市内建設業者等の協力を得て、住家に運び込まれた障害物の除去を実施する。

ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は要員、資機材の応援を要請する。

なお、災害救助法が適用されたときの住家に運び込まれた障害物の除去は、山梨県災害救助法施行細則の定めるところにより行う。

また、障害物が道路上又は河川にあるときは、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ除去する。

#### (1) 除去対象者

災害等により住家に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、次の条件に該当する住家を早急に調査の上、実施する。

- ①原則として、当該災害により住家が直接被害を受けたもの
- ②住家が半壊又は床上浸水したもの
- ③自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの
- ④障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの

#### (2) 除去順位の決定

障害物の除去を必要とする住家を調査するとともに、障害物による支障状況、また半壊・床上浸水状況の程度等を確認の上、除去の順位を決定する。

▶資料編参照：山梨県災害救助法施行細則（別表） P資料133

### 2 道路等関係障害物の除去

#### (1) 障害物の除去

早急に被害状況を把握し、市所管の道路に障害物が堆積したときは、速やかに

県に報告するとともに、重要路線から除去し、道路機能の早期確保に努める。

また、国道、県道に障害物が堆積し、通行不能となったとき、又は河川に障害物が滞留し、水害のおそれがあるときは、当該管理者に通報し、障害物の速やかな除去を要請する。

## **(2) 障害物の集積場所の確保**

市は、仮置場候補地の中から障害物の集積場所を確保し、除去した障害物を集積する。なお、選定する際には、道路交通の便や市民の日常生活等にも十分留意する。

適当な場所がないときは、所有者の承認を得て私有地を使用する。その際には、後日問題が起こらないよう所有者との間で十分協議する。

## **3 除雪活動**

市は、必要に応じて、市民に対して、家屋等の除雪に関する啓発、情報提供を行う。

家屋等の積雪の除去は、原則として所有者や管理者が実施するが、市は、避難行動要支援者の世帯等について、必要に応じ地域住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除雪作業の協力を呼びかける。

また、必要に応じて、ボランティアの協力を求める。

なお、公共施設の除雪活動は、その管理者が行う。ただし、大型機械による除雪が困難な幅員が4m未満の生活用道路等について、管理者は必要に応じ地域住民に対し地域ぐるみの除雪の協力を呼びかける。

## **4 降灰除去等**

市は、火山噴火による降灰があったときは、県や近隣市町、関係機関と協力して降灰分布を把握するとともに、甲府地方气象台等から降灰に関わる風向・風速情報を収集し、市ホームページやSNSのほか、報道機関の協力を得て、降灰状況を市民等へ周知する。

なお、民有地内の降灰除去は、各家庭及び各事業者による対応を原則とし、各家庭から排出された灰の回収は、市が実施する。

また、各事業者から排出された灰は、一時的な仮置場までの搬入を各事業者の責任において実施する。

道路管理者は、大量の降灰や広範囲の降灰で、除灰用資機材（ロードスウィーパー、ホイールローダー、散水車、トラック等）の確保や作業方針の調整が必要なときは、関係機関と連携を図り、道路除灰作業の方針を決定する。

また、鉄道事業者は、降灰により鉄道施設に障害が生じたときは、工事関係者

等の協力を得て降灰の除去等の応急対策を実施する。

### 第3 災害廃棄物処理

担当班	住民部（環境班）
計画方針	甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合と連携して、被災地から排出されたごみ、し尿、災害廃棄物（がれき）等の廃棄物を適正に処理し、災害地の環境衛生の保全と早期の復興を図る。

▶手法編参照：災害廃棄物処理 P手法113～119

#### 1 し尿、避難所ごみ、生活ごみの処理

##### （1）初動体制の確立

市は、職員の安否情報、参集（見込み）状況を踏まえ、笛吹市災害廃棄物処理計画に定めた組織体制、指揮命令系統、情報収集、連絡体制を確立する。

また、災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理を行うため、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合並びに廃棄物収集運搬、処理委託事業者から、廃棄物処理施設の被災状況や収集運搬車両の状況等の収集運搬体制など、廃棄物発生量の推計に必要な情報等を収集する。

##### （2）処理体制の確立

災害廃棄物処理計画に基づき、仮設トイレを設置するとともに、ごみやし尿の収集運搬体制（人員、車両、ルート）を整備する。

なお、市のみで、ごみやし尿等の処理業務が不可能又は困難なときは、峡東林務環境事務所に連絡し、県、他市町村に応援を要請して速やかに収集や処理を行う。また、被害状況を踏まえ、自衛隊、警察、消防、国、未被災市町村、民間事業者、ボランティア等への協力要請を検討する。

#### 2 災害廃棄物の処理、処分

##### （1）災害廃棄物の発生量の推計

市は、災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場の必要面積の把握や災害廃棄物処理実行計画の策定のため、災害廃棄物の発生量の推計を行う。

##### （2）処理体制の確立

災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の収集運搬体制（人員、車両、ルート）を整備する。

##### （3）災害廃棄物処理実行計画の作成、見直し

市は、必要に応じて、災害廃棄物処理計画に基づき、廃棄物の発生量と処理施設の被害状況を把握した上で、実行計画を作成する。

また、災害廃棄物処理の進捗に応じて、適宜災害廃棄物処理実行計画の見直しを行う。

なお、実行計画に定めた処理スケジュールに照らして、次の事項を検討する。

- ①被災した一般廃棄物処理施設の復旧に向けた国庫補助金制度の活用
- ②災害廃棄物処理実行計画の見直し
- ③仮設処理施設設置の要否

#### **(4) 仮置場の開設**

被害状況を反映した災害廃棄物の推計発生量を基に一次仮置場の必要面積を算出し仮置場を開設する。

#### **(5) 市民等への周知**

仮置場について、期間、場所、受入可能（禁止）品目、分別等を明確にした上で、市民等への周知を行う。

#### **(6) 災害廃棄物の処分**

市は、災害廃棄物の種類や性状に応じて、破碎、選別、焼却等の中間処理を行い、再生利用及び最終処分を行う。

なお、災害廃棄物の処理は、スピード（処理期間）と費用、リサイクルのバランスに留意し、総合的に処分方法を検討する。

### **3 損壊家屋等の撤去、解体**

損壊家屋等の撤去、解体は、原則として、所有者が行う。

一方で、市は、災害の規模に応じ公費解体の実施の要否を判断する。

また、撤去、解体の現場では、地域住民の生活環境への影響を防止するために、大気質、騒音、振動、臭気、水質等のモニタリングを行い、被災後の状況を確認し、地域住民へ情報の提供を行う。

## 第4 災害ボランティア支援

担当班	住民部（総務班）、福祉部（総務班）
計画方針	災害発生後、多数の災害ボランティアの申し出が予想されるときは、市社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアに関する情報提供、相談、登録等を行い、その活動を支援する。

▶手法編参照：災害ボランティア支援 P手法120～123

### 1 災害ボランティアセンターの設置

市、県及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入窓口を確保するよう努める。

また、市は、市社会福祉協議会と協議の上、ボランティアの受入窓口となる災害ボランティアセンターを市社会福祉協議会内に設置する。

### 2 災害ボランティアセンターの運営

市社会福祉協議会は、ボランティア団体等と連携して、次の業務を行うなど、市災害ボランティアセンターを運営する。

なお、市は、ボランティア活動が円滑に運営できるよう、被害情報や活動に必要な拠点、資機材等の提供について支援するとともに、災害ボランティアセンターに関する情報を市ホームページ等に公表するなど市民やボランティアに周知する。

- ①ボランティアニーズの把握及び情報提供
- ②災害ボランティア、専門ボランティアの派遣要請
- ③災害ボランティアコーディネーターの確保
- ④ボランティアの受入及び受付
- ⑤活動に関する事前説明（活動形態、宿泊、内容等）
- ⑥ボランティア活動保険の加入手続
- ⑦地区内のボランティア活動情報の集約、管理
- ⑧市災害対策本部との連絡調整
- ⑨県災害ボランティアセンターとの綿密な連携
- ⑩その他必要な活動

## 第5 義援金品の募集、配分

担当班	統括局（資源管理班、情報班）、福祉部（総務班）
計画方針	災害が発生し、多数の被災者が発生しているときは、被災地の状況等を十分考慮し、県内外から義援金品の募集、受付を行う。 また、受け付けた義援金品は、被災地の状況に応じて被災者への公平性に配慮しつつ配分を行う。

▶手法編参照：義援金品の募集、配分 P手法124～127

### 1 義援金の募集、受付及び配分

市は、県、被災市町村、日本赤十字社県支部、共同募金会、報道機関その他関係団体等で構成される義援金配分委員会（以下、「配分委員会」という。）に参画する。

義援金は、各受付機関で受け入れるものとし、受付機関において一時管理を行うが、配分委員会が設置された後は、配分委員会が各受付機関から引継を受けて配分が終了するまで管理する。

なお、義援金の配分は、被害程度や被害人員を考慮して、配分委員会で決定し、原則として、市に対して配分を行う。

配分委員会は、義援金の配分結果について公表し、救援活動の透明性の確保を図る。

### 2 支援物資の募集、受付及び配分

市は、支援物資に関する対応方針について、市ホームページへの掲載や報道機関への報道依頼により周知徹底を図る。

なお、支援物資は、物資集積拠点（いちのみや桃の里スポーツ公園総合体育館）において受け入れ、一時保管、仕分け、配送を行い、適切な在庫管理に基づき、必要とする支援物資のリストを作成、公表し、応急対策が終了するまで定期的に更新する。

また、被災地のニーズと全国から寄せられる支援物資を的確に結び付け、円滑な救援活動を実施するため、報道機関の協力を得て、被災地における物資の過不足に関する情報提供を行う。

## 第6 応急教育

担当班	福祉部（総務班、保育班）、教育部（総務班、学校教育班、生涯学習班）
計画方針	災害が発生したときは、学校等（保育所、幼保連携型認定こども園を含む。）に通う幼児、児童・生徒の安全確保と安否確認を行うとともに、所管する施設や職員の被災状況を把握する。 また、被災した施設等の応急復旧や学用品の確保、支給等を行い、早い段階での授業再開や応急保育の実施に努める。

▶手法編参照：応急教育 P手法128～133

### 1 人的被害の把握

市は、所管する学校等（保育所、幼保連携型認定こども園を含む。）や社会教育施設等の施設管理者と連携して、各施設における人的被害の発生状況を把握し、被害状況に応じた必要な応急措置（臨時休校、休園、休館等）を実施するとともに、人的被害に即応した救急計画を立てる。

### 2 施設の応急措置

#### （1）所管する施設等の被災状況の把握、応急措置

市は、所管する学校等（保育所、幼保連携型認定こども園を含む。）や社会教育施設等の施設管理者と連携して、各施設における建物や設備の被害状況を把握し、施設被害情報を取りまとめる。

また、必要に応じて、応急措置を講じるとともに、被災状況に応じて、復旧計画を作成し、順次応急復旧を進める。

なお、学校内に避難所が開設されたときは、学校長は、市及び市教育委員会、避難所運営委員会との事前協議に基づき、避難所の管理運営を支援する。

#### （2）学校給食の措置

市は、学校給食施設又は設備が被災したときは、速やかに応急処置を行い学校給食の早期再開に努める。

状況によっては、近隣の給食実施校から給食の応援や、給食物資、作業員等の応援を依頼し、給食の提供に努める。

なお、学校が市民の避難所として使用されるときは、当該学校給食施設又は設備は、被災者用炊き出しの用にも供されるため、学校給食及び炊き出しの調整に留意する。

また、衛生管理に十分注意し、給食に起因する感染症、食中毒の発生がないよう努める。

### 3 学校教育等の再開に向けた対策

#### (1) 応急教育の実施予定場所の確保

教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断されることを避けるため、災害の程度に応じ、概ね次のような方法により、応急教育の実施予定場所を選定する。

##### ア 学校の一部が被災したとき

- ①特別教室、空き教室、体育館、講堂の利用
- ②二部授業の実施

##### イ 学校の全部が被災したとき

- ①公民館、公共施設等の利用
- ②近隣学校の校舎の利用

##### ウ 特定の地区全体が被災したとき

- ①災害を受けなかった地区の学校、公民館、公共施設等の利用
- ②避難先の最寄りの学校、公共施設等の利用
- ③応急仮校舎の建築

##### エ 市内大部分について災害を受けたとき

- ①応急仮校舎の建築
- ②隣接市等の学校、公民館、公共施設等の利用

#### (2) 教職員の確保

災害により通常の教育を実施することが不可能となったときは、応急対策として、県教育委員会と連携して次により教職員を確保する。

- ①欠員者の少ないときは、学校内で調整する。
- ②市内の学校で調整を行う。
- ③短期、臨時的には退職教員等の協力を求める。
- ④欠員者が多数で授業の実施が困難なときは、県教育委員会に調整を要請する。

#### (3) 応急保育

保育所、幼保連携型認定こども園の園舎の被災や保育士の不足により、保育再開が困難な施設があるときは、他の施設の利用等に関する調整や臨時のクラス編成を行うなど、状況に応じた応急保育を実施する。

#### (4) 学用品等の確保

市は、災害により住家に被害を受け、学用品を失い、又は破損し、就学上支障を来した児童・生徒に対し、被害の実情に応じて必要な教科書、文房具及び通学用品を調達し、支給する。

なお、災害救助法が適用されたときの学用品の調達・給与は、山梨県災害救助法施行細則の定めるところにより行う。

▶資料編参照：山梨県災害救助法施行細則（別表） P資料133

#### **（５）学校機能の早期回復**

市は、学校に指定避難所を開設したときは、避難者の立入禁止区域を設定するなど、避難者と児童・生徒との住み分けを行う。

また、応急仮設住宅を早期に建設及び借上により確保して学校機能の早期回復に配慮する。

### **４ 文化財の応急対策**

市は、文化財が被災したときは、文化財保護指導委員などの協力を得る中、県及び文化財所有者や管理責任者等と連携し、できるだけ速やかに状況を把握し情報の共有化を図るとともに、適切な応急対策を講じる。

なお、文化財の性状や被災の程度に応じた応急手当では、必要に応じて、県文化財保護審議委員や国立文化財機構等による助言や対応の依頼を求め、被害を最小限度にとどめるとともに、被災した文化財の復旧への取組が速やかに着手されるよう努める。

## 第4章 災害復旧・復興計画

### 第1節 被災者の生活再建支援

担当班	統括局（統括班、資源管理班、情報班）、住民部（住民班）、福祉部（福祉班）、社会基盤部（住宅班）
計画方針	被災者の被害の程度に応じ、災害弔慰金、災害見舞金、被災者生活再建支援金等を支給するとともに、生活の安定を図るため、各種資金の貸付、斡旋等を行い、市民の生活の安定を図る。 なお、実施に当たっては、避難者の様々な行政手続が一箇所で行える相談窓口を設置し、被災者への各種援助・助成制度の周知徹底を図る。

▶手法編参照：被災者の生活再建支援 P手法134～140

#### 第1 罹災証明書の発行

##### 1 罹災証明書の交付等

市は、被災者生活再建支援金の支給、各種減免措置その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に罹災証明書の交付体制等を確立し、相談窓口の開設について市民に広報する。

相談者から申請があったときは、住家等の被害の程度を調査するとともに、被災者に罹災証明書の交付等を行う。

なお、罹災証明の発行に必要な住家等の被害の程度を調査するときは、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果を活用するなど、適切な手法により実施する。

また、協定を締結している県土地家屋調査士会に協力を求める。

▶資料編参照：協定等締結概要（民間事業所等との協定） P資料63～66

##### 2 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の実施に努める。

また、県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者からの情報を提供する。

## 第2 生活資金等の支給、貸付

---

### 1 被災者生活再建支援金の支給

市は、災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援する。

なお、被災者生活再建支援法が適用されない自然災害で、県内で1世帯以上の住宅に全壊の被害が発生したときは、山梨県被災者生活再建支援制度を活用し、被災者生活再建支援金を支給する。

▶資料編参照：被災者生活再建支援制度 P資料144～146

### 2 災害弔慰金等の支給

市は、笛吹市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

また、災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

▶資料編参照：災害弔慰金の支給内容 P資料147

▶資料編参照：災害障害見舞金の支給内容 P資料147

### 3 災害援護資金等の貸付

市は、笛吹市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害により家財等に被害を受けた市民の世帯主に対し、生活の立直し、自立助成の資金として、災害援護資金の貸付を行う。

また、生活福祉資金貸付制度や母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度の概要を広報するとともに、県社会福祉協議会と連携して、市社会福祉協議会に相談窓口を開設し、生活福祉資金貸付等の斡旋を行う。

▶資料編参照：災害援護資金の貸付内容 P資料148

▶資料編参照：生活福祉資金の貸付内容 P資料148

▶資料編参照：母子父子寡婦福祉資金の貸付内容 P資料148

## 第3 税の減免

---

市は、災害により被害を受けた納税義務者又は特別徴収義務者に対して、地方税法又は笛吹市税条例により市税の緩和措置を図るため、事態に応じた納税期限の延長、徴収猶予及び減免の措置をとる。

また、笛吹市国民健康保険税条例に基づき、災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者について特に必要があるときは、国民

健康保険税の減免等を行う。

さらに、笛吹市介護保険条例に基づき、第1号被保険者が災害その他の事由により経済的困難等になったときは、介護保険料について減免等を行う。

#### 第4 住宅再建支援

---

市は、災害により住宅に被害を受けた者に対して、住宅金融支援機構の規定による災害復興住宅資金や山梨県個人住宅災害緊急建設資金の貸付制度等を周知し、借入申込みの希望者に対して必要な情報提供を行う。

▶資料編参照：災害復興住宅融資制度 P資料149

▶資料編参照：山梨県個人住宅災害緊急建設資金の貸付制度 P資料149

#### 第5 労働力確保対策

---

市は、甲府公共職業安定所長の措置する労働力の確保対策について、資料の提供及び連絡等について協力するとともに、災害応急対策求人が必要なときは、甲府公共職業安定所に対して、次の事項を明らかにして、文書又は口頭で申し込む。

なお、災害応急対策に公共職業安定所の斡旋により就労する者の賃金は、同一地域における同種業務及び技能について支払われる一般賃金水準を基本とする。

- ①職種別所要求人の数
- ②作業場所及び作業内容
- ③作業時間、賃金等の労働条件
- ④宿泊施設の状況
- ⑤必要とする期間
- ⑥その他必要な事項

#### 第6 日本郵政グループの災害時特別取扱内容の周知

---

市は、災害時に日本郵政グループが次の特別取扱を実施するときは、市民にその内容を周知する。

- ①郵便事業関係（被災者が差し出す郵便物の料金免除及び郵便葉書等の無償交付）
- ②ゆうちょ銀行関係（通帳等を紛失した被災者への非常取扱）
- ③かんぽ生命保険関係（保険料払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱）

## 第2節 企業等の再建支援

担当班	社会基盤部（農政班、観光商工班）
計画方針	被災した企業等を支援するため、必要な復旧資金、復旧資材等の確保、復旧計画の策定又は実施等について斡旋及び指導を行い、あるいは必要に応じて、資金の融資に伴う金利助成の措置等を講じ、市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図る。

▶手法編参照：企業等の再建支援 P手法141～142

### 第1 農林業の再建支援

#### 1 再建資金の融資

市は、県や農業協同組合等と連携し、農林業関係の被害状況、復旧のための資金需要等の的確な把握に努めるとともに、被災した農林水産業者等の再建支援を図るため、相談窓口を設置し、次に掲げる制度融資の斡旋等を推進する。

- ①山梨県農業災害対策資金による融資
- ②天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に係る融資制度
- ③日本政策金融公庫による融資制度（農林漁業セーフティネット資金、農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金、農林漁業施設資金等）
- ④山梨県農業共済組合による農業保険法に基づく農業共済の災害補償

▶資料編参照：山梨県農業災害対策資金による融資制度 P資料150

▶資料編参照：天災融資法による融資制度 P資料151

▶資料編参照：日本政策金融公庫の融資制度 P資料151

#### 2 風評被害対策

市は、被災後の農林業の復興を図るために、農産物の安全性について市内外に向けて情報を発信することにより、風評被害による産業への打撃を防止する対策を講じる。

### 第2 商工業の再建支援

#### 1 再建資金の融資

市は、県や笛吹市商工会等と連携し、中小企業関係の被害状況、復旧のための資金需要等の的確な把握に努めるとともに、被災した中小企業等の再建支援を図るため、相談窓口を設置し、次に掲げる制度融資の斡旋等を推進する。

- ①日本政策金融公庫による融資制度（中小企業経営力強化資金、新規開業資金）
- ②山梨県商工業振興資金融資制度
- ③商工組合中央金庫の災害復旧資金による融資

#### ④山梨県信用保証協会による保証枠の増大措置

- ▶資料編参照：山梨県農業災害対策資金による融資制度 P資料150
  - ▶資料編参照：天災融資法による融資制度 P資料151
  - ▶資料編参照：日本政策金融公庫の融資制度 P資料151
- ▶資料編参照：山梨県信用保証協会の信用保証特例 P資料152

## 2 風評被害対策

市は、被災後の産業の復興を図るために、観光地としての安全性や快適性等について市内外に向けて情報を発信することにより、風評被害による産業への打撃を防止する対策を講じる。

## 第3節 公共施設の災害復旧

担当班	統括局（資源管理班、情報班、財政班）、住民部（環境班）、福祉部（福祉班、救護班、保育班）、社会基盤部（農政班、土木班、住宅班）、水道部（水道班、下水道班）、教育部（学校教育班、生涯学習班）
計画方針	公共施設の災害復旧は、被災施設の原形復旧に併せ、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える観点から、災害応急対策に基づく応急復旧作業終了後、被害の程度を十分検討して事業計画を策定し、推進する。 なお、市内に著しく異常かつ激甚な災害が発生したときは、必要に応じて、県に工事の代行を要請する。

▶手法編参照：公共施設の災害復旧 P手法143～147

### 第1 災害復旧に係る財政援助

#### 1 災害復旧事業に係る査定計画の策定

市は、法律等により災害復旧事業に係る費用が一部負担又は補助されるものは、災害復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定する。

また、国や県に公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急調査の実施を要請する。

▶資料編参照：公共施設の災害復旧事業の種類 P資料153

#### 2 激甚災害に係る措置

市は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し実情を把握するとともに、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等に協力し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるように努める。

また、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに特別財政援助額の交付に係る調書等を作成し、県に提出する。

#### 3 災害復旧資金の確保

市は、災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するために、起債その他所要の予算措置を講ずるなど、災害復旧事業の早期実施に努める。

## 第2 公共施設の復旧事業の推進

### 1 災害復旧事業計画の策定

市は、災害復旧事業を早期に実施するため、適正な人員の配備や応援協力など、必要な体制を整え、被災施設の災害復旧事業計画を速やかに策定する。

### 2 災害復旧事業の実施

市は、災害復旧事業の実施に際し、「復旧・復興ハンドブック」（内閣府）等を参照し、災害の状況、被害の発生原因等を考慮し、関係機関と連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

### 3 特定大規模災害時の措置

県は、大規模災害からの復興に関する法律に基づき、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受けた市又は市長から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市又は市長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、市に対する支援を行う。

## 第3 災害復興

### 1 災害復興方針の作成

市は、災害対策本部と連携を図りながら、必要に応じて、将来目標に向かっての復興計画策定の事務局となる災害復興本部を庁内に設置するとともに、学識経験者、市議会議員、市民代表、行政関係職員等により構成される災害復興検討委員会を設置し、県や防災関係機関等との緊密な連携を図りつつ、災害復興方針を作成し、速やかに市民に公表する。

なお、災害対策本部と災害復興本部の関係は、下表のとおりとする。

また、災害対策本部が実施する応急的な業務で、仮設住宅用地や災害廃棄物用地の選定等、復興にも関係し、それらに大きな影響を与えるものは、両本部が連携しながら実施する。

災害対策本部	災害復興本部
災害応急復旧を主に実施する組織	復興計画、市街地復興計画の策定、長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に実施する組織

## **2 災害復興計画の策定**

市は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。

災害復興計画には、都市復興基本計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項等について定める。

なお、災害復興計画の策定に当たっては、男女共同参画の視点を生かしたものとする。

## **3 災害復興事業の実施**

市は、災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

なお、必要に応じて、県や国、他団体等に対して、職員の派遣、その他の協力を求める。